

平成25年度

包括外部監査の結果報告書

指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について

奈良市包括外部監査人

公認会計士 玉置 寿子

目次

I. 包括外部監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 事件を選定した理由.....	1
4. 監査の視点.....	2
5. 主な監査手続.....	2
6. 監査対象.....	3
7. 監査の実施期間.....	3
8. 外部監査人及び補助者.....	3
9. 利害関係.....	3
10. 用語の説明.....	3
11. その他.....	4
II. 市の指定管理者制度の概要.....	5
1. 指定管理者制度とは.....	5
2. 市の指定管理者制度の導入状況.....	5
III. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見.....	11
1. 指定管理者制度導入時の検討.....	11
2. 外郭団体の存在.....	12
3. モニタリング.....	13
4. 指定管理者への指導不足.....	14
5. 指定管理期間の検討.....	14
6. 使用料.....	15
7. 利用料金制.....	19
8. 指定管理料の精算.....	19
9. 募集、申請受付期間.....	20
10. 再委託.....	21
11. 自主事業.....	21
12. 満足度調査.....	24
13. 直営施設.....	24
14. 旧月ヶ瀬村の施設.....	24
IV. 個別の指定管理者制度導入施設.....	26
1. 市立奈良病院.....	30
2. 市立診療所.....	35
3. なら100年会館.....	38

4.	ならまちセンター	43
5.	西部会館市民ホール	47
6.	北部会館市民文化ホール	51
7.	勤労者総合福祉センター	54
8.	ボランティアセンター	57
9.	グリーンホール	61
10.	市美術館	65
11.	奈良町からくりおもちゃ館	68
12.	上深川歴史民俗資料館	72
13.	柳生の里観光施設	74
14.	鴻ノ池球場等 30 施設	79
15.	中央武道場等 4 施設	84
16.	ならやま屋内温水プール	87
17.	コミュニティスポーツ施設	91
18.	青少年野外活動センター	96
19.	都祁生涯スポーツセンター	99
20.	JR 奈良駅第 1 及び第 2 駐車場並びになら 100 年会館駐車場	102
21.	西部会館駐車場	106
22.	転害門前観光駐車場	109
23.	自転車駐車場	114
24.	老人福祉センター	118
25.	総合福祉センター	121
26.	子ども発達センター(児童発達支援「いっぽ」)	126
27.	月ヶ瀬福祉センター	131
28.	都祁福祉センター	133
29.	公民館 24 施設	137
30.	公民館分館	142
31.	地域ふれあい会館	147
32.	老人憩の家	150
33.	老人軽作業場	156
34.	月ヶ瀬梅の資料館	159
35.	月ヶ瀬農畜産物処理加工施設	162
36.	ロマントピア月ヶ瀬	166
37.	梅の里ふれあい館	171
38.	都祁農畜産物処理加工施設・都祁農林水産物処理加工施設	174
39.	都祁交流センター	179

40.	都祁体育館	183
41.	共同浴場	187
42.	黒髪山キャンプフィールド	191
V.	直営施設について	196
1.	直営施設	196
2.	直営施設に関する結果及び意見	197
3.	その他の直営施設	206
VI.	市の指定管理者制度と外郭団体	210
1.	はじめに	210
2.	一般財団法人奈良市総合財団	210
3.	奈良市市街地開発株式会社	218

I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査及び奈良市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について

3. 事件を選定した理由

奈良市（以下、「市」という。）では、平成17年9月に「奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」（平成17年条例第85号）及び「公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」（以下、「指定管理基本方針」という。）を定め、「公の施設の設置の目的、法令上の制限、管理運営できる法人その他の団体の存在、指定管理者制度を導入することによる有効性・効率性、市民の理解等を勘案し、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成すると認められる場合」に指定管理者制度を導入している。

平成25年4月1日現在、195の施設で指定管理者制度を導入しており、指定管理基本方針に基づき、指定管理者制度の導入前と比較して施設の有効活用が進み、事業の効率性が向上しているか、施設の設置目的を効果的に達成しているかを検証することは意義がある。

また、市は平成23年1月に公表した「奈良市外郭団体の統廃合に関する指針」の中で、「これまで市の施設の管理運営を受託してきた外郭団体が、今後も指定管理者として選定されるためには、民間事業者等との競争を乗り越えていくことが必要となり、その前提として、各団体が自らの特徴や強みを活かして経営基盤を強化するとともに、市民サービスの向上に積極的に取り組んでいく」ことを求め、設置目的が類似又は事業領域が関連している外郭団体については、「人材、情報等を有効に活用するため、統合により業務の効率化や管理部門の合理化を図」っており、この指針に基づき、市は複数の外郭団体を統合した。しかし、統合前から引き続き複数の施設の指定管理者に指定され、継続して施設の管理運営を行っており、統合後に指定管理者制度の対象施設について、指針が求めた市民サービスの向上が図られているか、業務の効率性が向上しているかを検証することにも意義がある。

さらに、平成18年11月に奈良市都市経営戦略会議から提出された「行財政改革推進に関する建議」では、「市全体で財源が不足している以上、施設使用その他の行政サービスの提供を受ける者に、その経費の一部の自己負担を求めることはやむを得ない。」として、人件費を除く管理経費に対する使用料の充当率の設定が提

案されている。しかし、市はこれまで公民館の利用を有料化したのみで、その他の施設については受益者負担の観点に基づく使用料の改定を行っていない。市の財政状況が厳しい中で長期安定的に施設を管理運営するためには、受益者負担の観点に基づく使用料の設定が不可避であり、指定管理者制度を導入している施設についても、使用料収入と指定管理料とを比較し、収支の状況が適当かどうかを検証することにも意義がある。

最後に、指定管理者制度の運用にあたっては、指定管理の範囲が適切に設定され、指定管理料が適切に計算、集計されているかどうかを検証する必要があり、市の指定管理者制度を導入している施設について、上記の観点から指定管理料の検証が行われているかを調査することにも意義がある。

以上より、市の指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について検証することは有意義であるため、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

4. 監査の視点

(1) 指定管理者制度を採用している施設について

- ① 公の施設としてのあり方や施設の必要性を検討しているか。
- ② 施設が有効に活用されているか。
- ③ 施設の管理運営は適切に実施されているか。
- ④ 非公募理由が明確であるか。
- ⑤ 使用料は適切であるか。
- ⑥ 一定の考え方のもとで受益者負担を求めているか。
- ⑦ 利用料金制の導入等、指定管理者のインセンティブになるような仕組みがあるか。
- ⑧ 民間ノウハウの活用、自主事業の実施等により市民サービスの向上に努めているか。
- ⑨ 市によるモニタリングが適切に実施されているか。

(2) 直営施設について

- ① 公の施設としてのあり方や施設の必要性を検討しているか。
- ② 施設が有効に活用されているか。
- ③ 直営であることの妥当性があるか。

5. 主な監査手続

- (1) 関係書類の閲覧
- (2) 所管課及び指定管理者へのヒアリング

- (3) 所管課及び指定管理者へのアンケート調査
- (4) 指定管理者制度導入施設の現地視察

6. 監査対象

市の公の施設のうち、指定管理者制度を導入している全ての施設及び学校を除く
全ての直営施設

7. 監査の実施期間

平成 25 年 7 月 9 日から平成 26 年 3 月 27 日

8. 外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	玉置寿子
補助者	公認会計士	本田真二郎
補助者	公認会計士	柴田健策
補助者	公認会計士	増田享弘
補助者	公認会計士	佐野嘉宣
補助者	公認会計士	黒澤香
補助者	準会員	吉良香奈子

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

10. 用語の説明

本報告書において記載した監査の「結果」及び「意見」の内容について、次のように定義を明確にした。

(1) 監査の「結果」と「意見」

① 結果

- ・ 是正すべき事項（法令、条例、規則及び行政実務上必要なもの）の指摘と改善方法
- ・ 現行制度のもと、運用上改善することが必要な事項の指摘と改善方法
- ・ 改善することが必要だが、条例及び組織体制の変更または会計慣行（ルール）の変更が必要な事項の指摘と暫定的改善方法
- ・ 会計帳簿、台帳証憑の記載不足、不存在及び会計帳簿の記載をめぐる是正事項の指摘と改善方法（これらにより事実が正しく把握できない場合は、財務諸表4表の整備を含め、他の方法による事実の解明ができたかも指摘）

② 意見

- ・ 事実調査により不正不当とまで判断しないが、説明責任上対応することが望ましい事項
- ・ 将来のために改善、改良していくことがより良いと思われる行政組織システムの整備にかかる事項
- ・ 適法性や有効性、効率性、経済性の観点から不当とまで断定しないが、あるべき姿の提言
- ・ 行財政当局、関係部門へ合理化のための参考となる見識ないし提言
- ・ 監査にあたって行政当局の対応その他要望事項

(2) 表記の方法

監査の「結果」と「意見」は、段落を設け、冒頭に結果または意見として表示し記載している。

1 1. その他

報告書中の数値は全て単位未満切り捨てで表示している。そのため、表中の合計と内訳の合計数値とが一致しない場合がある。

Ⅱ. 市の指定管理者制度の概要

1. 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 15 年 9 月に地方自治法の一部改正により創設された制度である。

ここでいう公の施設とは、住民の福祉を増進する目的で、住民の利用に供するために設置された施設である。そのため、住民が直接利用に供することを想定していない市庁舎等は公の施設に該当しない。

従来の管理委託制度との主な違いは、以下のとおりである。

項目	管理委託制度	指定管理者制度
受託主体	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人	法人その他の団体
法的性格	公法上の契約関係 (契約に基づく業務の執行の委託)	行政処分 (指定を受けたものに施設の管理権限を委任)
指定管理者(受託者)の決定	議会の議決は不要	議会の議決が必要
施設の管理権限	設置者	指定管理者
使用承認等	受託者は実施することができない。	指定管理者が実施することが可能
業務の範囲	契約で定める。	条例で定める。

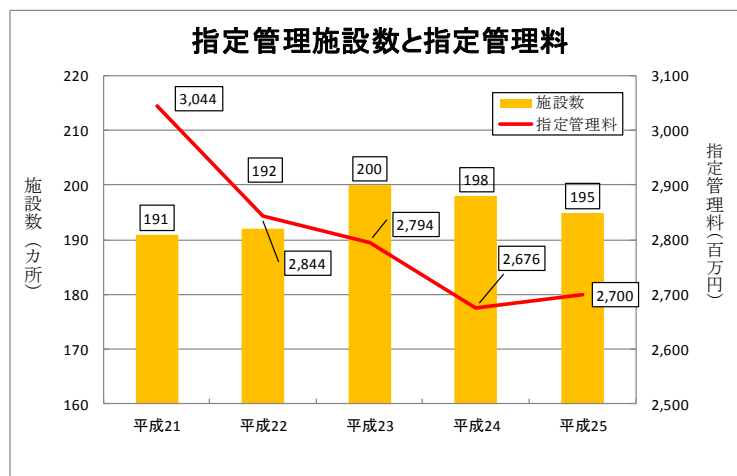
当該法改正により、従来、管理委託していた公の施設については、3 年の猶予期間を経て直営にするか、指定管理者制度を導入するかを選択に迫られた。市は、平成 17 年度に指定管理基本方針を策定し、原則として管理委託していた公の施設について、平成 18 年度から本格的に指定管理者制度を導入している。

2. 市の指定管理者制度の導入状況

(1) 指定管理対象施設

市では平成 18 年度より本格的に指定管理者制度を導入している。直近 5 年度の指定管理者制度の対象施設数、指定管理料予算額の推移は以下のとおりである。なお、市立奈良病院は平成 24 年度より利用料金制を採用しているため、

以下のグラフの指定管理料予算額には含めていない。



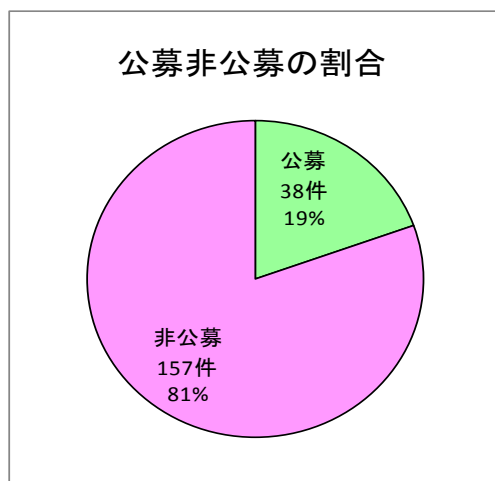
本格導入されて以降、施設の統廃合等に伴って対象施設数はやや減少してきたが、直近5年間は安定的に推移している。指定管理料予算額は、ある程度の規模の施設を廃止したこと、及び利用料金制を採用する施設があったことなどを要因として逡減傾向にある。

(2) 公募及び非公案件数

指定管理基本方針によると、市は、指定管理者の指定にあたり、原則として公募によるとしているが、以下の理由による場合には、非公募も可能としている。

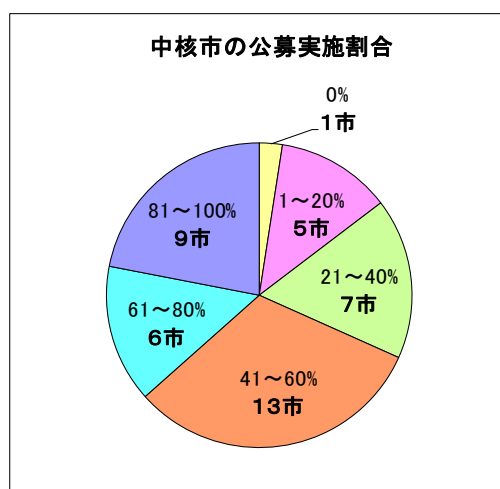
管理運営において事業の継続性や専門性、市の施策との一体性が必要とされる公の施設であって、他の団体によっては施設の設置の目的の達成又はその他の市の施策の推進に重大な支障をきたすため、管理運営できる団体が特定される場合
地域の住民の利用に供することや地域の振興・活性化を主たる目的とした比較的小規模な公の施設であって、当該地域の住民で組織された団体に管理を行わせることがふさわしい場合
医療施設又は福祉施設等利用者に対して特に配慮が必要とされる公の施設であって、指定管理者の変更が利用者の心身に重大な影響を及ぼすおそれのある場合
PFI事業により当該公の施設の管理運営を行わせる場合
新たに指定管理者制度を導入する公の施設であって、当該公の施設と同種類の公の施設又は近接する公の施設の指定管理者として現に指定されている団体に一体的に管理運営を行わせることが効率的であると認められる場合
当該公の施設の廃止、休館その他重要な変更を予定している場合
指定管理者の公募を行ったが申請がなかった場合又は申請した団体がすべて選定の基準を満たしていなかった場合
当該公の施設の管理上やむを得ない事態のため、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
その他市長又は教育委員会が指定管理者の公募を行うことが適当でないと認める特別の事情がある場合

市の指定管理者制度を導入している公の施設のうち、施設数に基づく公募、非公募の割合は以下のとおりである。



施設数が多い公民館及び公民館分館、地域ふれあい会館、老人憩の家、体育施設が非公募であるため、非公募割合が高くなっている。

一方、平成 24 年度における他の中核市の状況は以下のとおりである。



41~60%が一番多く、81~100%が次に多い。市の公募割合は、他の中核市と比較すると低い状況にある。

(3) 使用料

市の公の施設で使用料を徴収している施設は、84 件（43.1%）である。使用料が無料の主な施設は、公民館分館、老人憩の家、ボランティアセンター等である。

(4) 利用料金制と料金收受代行制

指定管理者制度には使用料を指定管理者の収入にする利用料金制と使用料を市の歳入とする料金收受代行制がある。一般的に言われている両制度のメリット、デメリットは以下のとおりである。なお、使用料のみで施設の管理運営コストを賄えない場合は、市が指定管理料でコストの一部を負担するという両制度をミックスしたような方法もある（併用制）。

方法	説明	メリット・デメリット	
利用料金制	施設の管理運営から生ずる施設の使用料や自主事業収入を指定管理者が收受し、施設の管理経費に充当する方法。利用料金制を採用する場合、指定管理者が市の承認を得て使用料を設定するケースが多い。	メリット	施設利用が多いほど指定管理者の収入が増加するため、指定管理者のインセンティブが高まり、サービスの質及び量を向上させて施設利用者を増加させようとする。
		デメリット	指定管理者が利用者を集めやすい事業やプログラムのみを行い、サービスに偏りが生じる可能性がある。
料金收受代行制	施設の管理運営から生ずる施設の使用料は市が收受し、指定管理者は使用料の徴収のみを行う方法。	メリット	市が決定するため、使用料が比較的安価に抑えられる。
		デメリット	指定管理者が收受する指定管理料は利用者の多寡とあまり関係がないため、指定管理者がサービス向上の努力を怠る可能性がある。

指定管理基本方針には、利用料金制に関して以下のような記載がある。

第5節 利用料金制

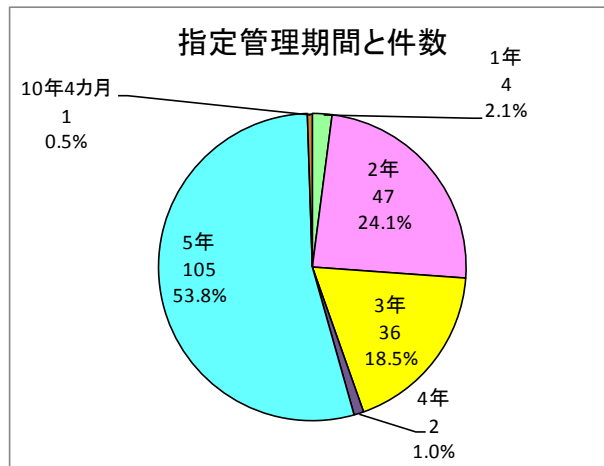
使用料を徴収する公の施設にあつては、会計事務の効率化及び指定管理者の自主的な経営努力の促進により当該施設の設置目的の効果的な達成に資することを考慮し、利用料金制の採用を検討するものとする。

しかし、市の指定管理施設のうち、利用料金制を採用している施設は市立奈良病院等 13 件（6.6%）にとどまり、ほとんどが料金收受代行制を採用している。

(5) 指定管理期間

指定管理基本方針によると、「特別の事情がある場合を除き、3年から5年までの範囲で、当該公の施設の性格等により定める」とされている。

平成 25 年 4 月 1 日時点で市の指定管理施設の指定管理期間は以下のとおりである。



指定管理期間が1年とされている4つの施設はいずれも診療所であり、10年4カ月の指定管理期間が設定されている市立奈良病院が、平成26年3月末に指定管理期間が終了することから、当該終了に合わせて次回の指定管理者を指定するために1年としている。また、2年の施設の内訳は公民館分館が28件と多く、その他は主に外郭団体を非公募で指定管理者に指定している施設である。2年とされた理由は、当初所管課が5年を提示したのに対し、全庁的に公募非公募の本格的な見直しを行うための猶予期間として変更されたためである。

(6) 指定管理者に対する評価

指定管理者の評価は、每期所管課により行われている。市が、平成20年4月から施行している「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」(以下、「モニタリング指針」という。)によると、モニタリングの目的は以下のとおりである。

目的	説明
指定管理者による業務の履行状況の確認	指定管理者による管理運営が、法令・協定を遵守し、業務仕様書に定める事項を実施しているかを確認し、必要な指導を行う。
施設の設置目的の達成のための効果的・効率的な管理運営の推進	市民の利用状況や評価その他指定管理者による管理運営が施設の設置目的の達成のためにどのような成果を上げたかを把握し、必要な指導を行う。
指定管理者による管理運営の安定性・継続性の確保	指定管理者が指定の期間にわたって安定的に管理運営を継続することが可能な状態であるかを確認し、必要な措置を講じる。
市民に対する説明責任の確保	市の施策や指定管理者の指定に関する説明責任の観点から、施設の管理運営状況を的確に把握し、その成果を評価・検証する。

また、モニタリング指針に掲載されているモニタリング手法は以下のとおりであり、施設の設置目的、事業、指定管理者である団体の性質及び管理運営の状況等を考慮して、所管課がモニタリング手法を決定するとされている。

手法	内容	摘要
事業報告書の確認	指定管理者による事業報告書の提出	法定事項のため、全ての指定管理者制度導入施設について求める。
	所管課による事業報告書の確認	記載事項の確認や内容の精査とともに、必要に応じて資料の追加提出又は説明を求める。
日常の管理運営状況の確認	日常の業務報告	利用者数、使用料等を日報・月報等に記載させ、定期的に報告させる。
	実地調査	職員が施設に赴き管理運営状況を直接確認する。
	協議・意見交換	定期的に、または必要に応じて協議・意見交換を実施する。
利用者等の意見聴取	利用者等に対するアンケートの実施	市民の意見や要望を聴取する機会を設け、施設に対する意見や要望を積極的に把握するよう努める。具体的な実施内容・方法等については所管課が直接行うか、指定管理者に行わせるかを含め、指定管理者と協議の上、所管課が定める。
	施設への意見箱の設置	
	利用者等との意見交換会の実施	
	利用者等の苦情対応の窓口の設置	
指定管理者の財務状況の把握	施設の管理運営に関する収支状況の確認	収支状況を精査し、収支予算書と比較して乖離していないか、効率的な管理運営となっているかを確認する。
	指定管理者である団体の財務状況の確認	必要に応じて団体の財務状況の報告を求め、その健全性を調査する。

その他、施設を利用する市民の視点を重視して管理運営の実態を捉えるために、「奈良市指定管理者制度導入施設の管理運営等に係る第三者評価委員会」により、実際に施設の利用を行った調査結果を踏まえて施設の評価が行われている。平成24年度は、8施設について、他市の同様の施設との比較により採点が行われ、市の指定管理者制度による公の施設管理はおおむね適切に行われている旨の報告書が同委員会から提出されている。

Ⅲ. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見

市の指定管理者制度の運用にあたっては、以下のような問題点が見られた。

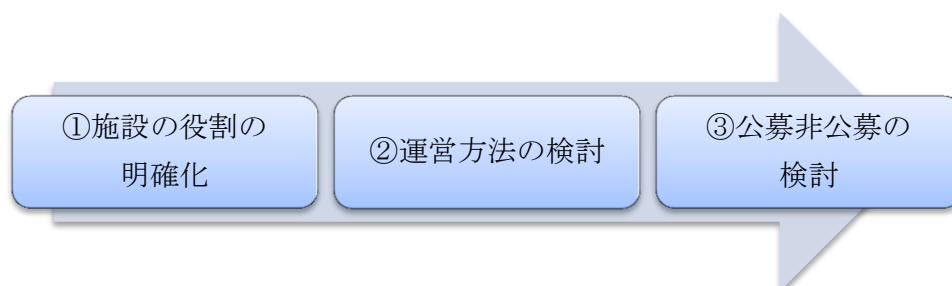
1. 指定管理者制度導入時の検討

本来、指定管理者制度は、管理委託制度とは全く別の制度である。指定管理者制度導入に際しては、サービス向上やコスト削減面から市及び市民にとって最適な管理運営方法が何であるかという検討が必要である。

しかし、指定管理者制度導入に当たっての市の調査は部分的にとどまり、検討が不十分である。具体的には、指定管理者制度導入時の所管課を対象とした調査票等を閲覧したが、以下のような事象が発見された。

- ・市の施策と施設の設置目的との整合性及び施設の統廃合の要否等について十分に検討した形跡がない。平成 18 年 11 月に公表された「奈良市都市経営戦略会議 行財政改革推進に関する建議」で一部の施設は廃止・休止等が検討されているが、当時廃止するとして施設が現存したり、移設するとして施設が従前と同じ場所に設置されていたりする。
 - ・市の直営にする特別な理由がないため指定管理者制度を導入し、かつ公募すると回答した施設について、従前に管理委託をしていた外郭団体を非公募で指定管理者に指定し、当該状況が現在も継続している。
 - ・今回の監査で、直営で事業を実施する必要性がないと判断した施設について、当時の所管課が直営と回答したために、現在も直営で管理されている施設が存在する。
- ・指定管理者制度の導入について【意見】

本来、指定管理者制度の導入に当たっては、以下の手順による考察が必要である。



① 施設の役割の明確化

まず、基本方針、基本計画、実施計画に対する施設の位置付け及び具体的な事業内容等を明らかにし、施設の設置目的に即した利用方法を検討する必要がある。なお、この段階では、現施設だけでは上記方針や計画等を実行できないのであれば、これらを変更したり、施設を新設したり、遊休施設や低稼働施設があれば用

途変更や統廃合を実施したりすることも含まれる。

② 運営方法の検討

次に①で役割が明確になった施設について運営方法を検討する必要がある。この段階では、施設の設置目的や事業の特性に応じて直営とするか、指定管理者制度を導入するかを選択することになる。

ここで、指定管理者制度を導入すると決めた施設については、導入の背景及び指定管理者に期待すること等を明確にする必要がある。

③ 公募非公募の検討

最後に指定管理者制度を導入するとした施設について、指定管理者を公募あるいは非公募で指定するのかを決定する必要がある。この段階では、いずれが市民にとってより良いサービスを提供でき、コスト削減に資するかという観点で指定方法を選択することになる。公募する場合には、施設の設置目的、施設で実施する事業及び指定管理者に期待すること等、募集要項をできるだけ詳細に作成し、多様な事業者が応募できるように努める必要がある。

しかし、市は、上記のような検討を十分に行っていない。今後、市では、少子高齢化が進み大幅な税収の増加が見込めない一方、施設の老朽化が進み、大規模修繕や建替え等が発生する状況にある。このような状況下においては、限られた財源で、現存する公の施設の全てを市民が十分に満足する水準で維持管理していくことは、相当困難である。

現在市では、FM（ファシリティ・マネジメント）推進グループを設置し、施設に関する情報を一元化して統廃合の方針策定等を行おうとしている。今後も施設の設置目的と市の施策との整合性を継続的に見直し、上記のような手順で最適な運営方法を検討されたい。

2. 外郭団体の存在

市は、平成 24 年度まで、外郭団体を統廃合せず、非公募で多くの施設の指定管理者に外郭団体を指定し続けてきた。また、今回の監査において公募すべきであったとした施設であっても、非公募で外郭団体が指定管理者になっている施設が存在する。仮に公募して外郭団体が指定管理者でなくなると、他の業務をほとんど行っていない団体職員の雇用問題に直結するため、公募できないことが主たる理由であると考えられる。

しかし、外郭団体の職員の雇用を守るために、コストが高く市民にとって最適なサービスを提供しているか不明な外郭団体を、継続して非公募で指定管理者に指

定することは、外郭団体の存在が行政の施策選択の自由度を奪っていることになり、市の行政を補完するという外郭団体の設立趣旨と相反している。

・公募について【意見】

非公募で指定管理者に指定して良い場合とは、サービス面及びコスト面を相互に勘案して、当該団体が市民にとって最も望ましい形で施設を管理運営できる唯一の団体である場合のみである。外郭団体がそのような団体に該当するか否か、様々な側面から検証し、該当しないのであれば次回以降は公募で指定すべきである。

なお、特に検討を要する一般財団法人奈良市総合財団（以下、「総合財団」という。）及び奈良市市街地開発株式会社（以下、「市街地開発株」という。）については、別途章を設けて検証している。

3. モニタリング

モニタリング指針によると、施設の設置目的・事業、指定管理者である団体の性質及び管理運営の状況等を考慮して、所管課がモニタリング手法を決定するとされているが、ほとんどの所管課が事業報告の入手・通覧にとどまり、収支決算書に記載される各支出の証憑突合や、実地調査等はほぼ実施されていない状況である。

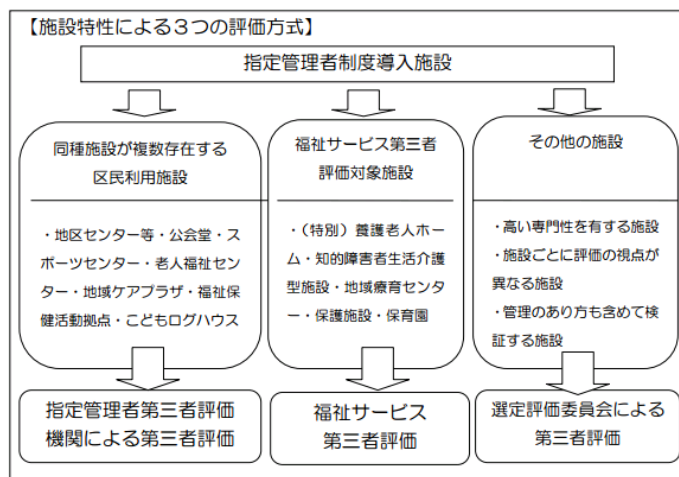
今回監査した限りにおいても、施設の維持管理とは関係のない支出に指定管理料を充当していたり、備品の管理がずさんであった例が見られた。また、市が公表している指定管理者評価表を見ても、実施内容の欄に前年度分と全く同一の文言が記載されていたり、記載内容に不備がある例も見受けられた。このような状況では、モニタリング指針が目的としてあげている市民に対する説明責任が確保されているとは言い難い。

・モニタリングについて【意見】

指定管理者制度を効果的かつ効率的に運用するためには、適時適切なモニタリングが不可欠である。所管課による自主的なモニタリングが期待できないのであれば、モニタリング指針を改定し、例えば、所管課の職員立会のもと、少なくとも年一回、施設内の備品実査の実施を指定管理者に義務付ける、事業報告に記載されている支出に係る証憑の提出を義務付ける等、最低限実施すべき項目を定められたい。

また、外部の評価機関を利用することも有用な方法の一つである。現在も利用者目線からの第三者評価は行われているが、管理運営全体に関する第三者評価は実施されていない。例えば、横浜市では、以下のように指定管理者制度を導入した施設

の特性に応じて、複数の第三者評価の方法を運用しているため、参考にされたい。



<出典：横浜市指定管理者第三者評価制度運用指針>

さらに、指定管理者に緊張感を持たせるために、指定管理者が事業報告に虚偽の記載をしていた場合には翌年度の指定管理料を削減する、再指定をしない等のペナルティーを課すことも併せて検討されたい。

4. 指定管理者への指導不足

実際とは異なる収支報告書を作成、提出していたり、施設の維持管理とは関係のない支出に指定管理料を充当していたり、団体の収支と施設の維持管理に係る収支とを混同していたりする指定管理者が存在する。特に小規模な指定管理施設で地域の自治会等を指定管理者に指定している施設で見られた。

・指定管理者への指導について【意見】

公民館分館や老人憩の家等、地域に密着した施設の指定管理者に地元の自治会や万年青年クラブ等を指定管理者に指定した場合、当該指定管理者は会計的な知識や指定管理業務の内容に精通していないことが想定される。また、これらの施設は指定管理料が定額で、かつ精算を求めているため、指定管理者が施設の維持管理とは関係のない用途に指定管理料を充当する可能性も否定できない。

そのため、施設の所管課は、指定管理者に対して、定期的に指定管理者を集めて講習会を実施したり、年度途中で帳票及び証憑類のチェックを行い、制度趣旨や支出の範囲等について適切に指導されたい。

5. 指定管理期間の検討

市の指定管理期間は、市立奈良病院及び年度途中から事業開始する施設を除き、5

年以内であるが、指定管理者からは、職員の雇用安定化及び専門的知識や管理運営のノウハウの蓄積のためには、より長期の期間を設定することを求める声が聞かれた。

・指定管理期間について【意見】

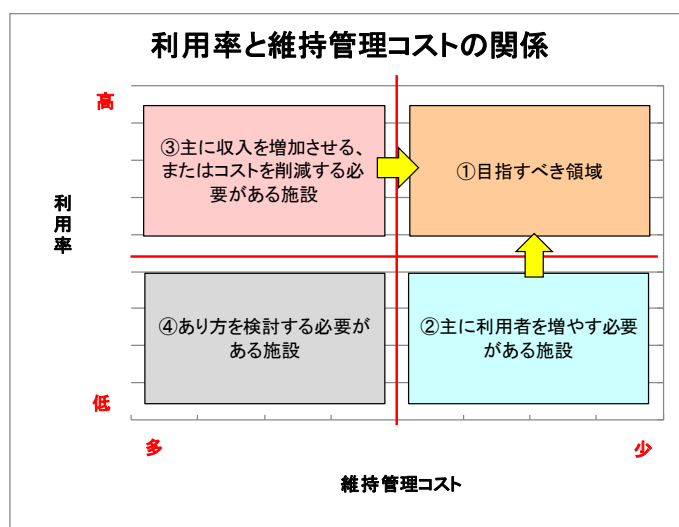
確かに指定管理期間を長期に設定すれば、中長期の事業計画が策定でき、指定管理者の職員の雇用の安定化につながるとともに、専門的知識や管理運営のノウハウの蓄積も期待できる。しかし、長期の指定管理期間の設定は、事業のマンネリ化や職員の意識低下を招き、市民サービスの低下につながる可能性も否定できない。

そのため、年度ごとまたは数年ごとに、利用者数の増加率や自主事業の実施回数等の事業目標を設定させ、当該目標が達成できなかった場合は、指導、勧告及び指定管理者の変更等を可能にしたうえで、事業目的や施設の特性に応じて、長期の期間も含めて柔軟な指定管理期間の設定を検討されたい。

6. 使用料

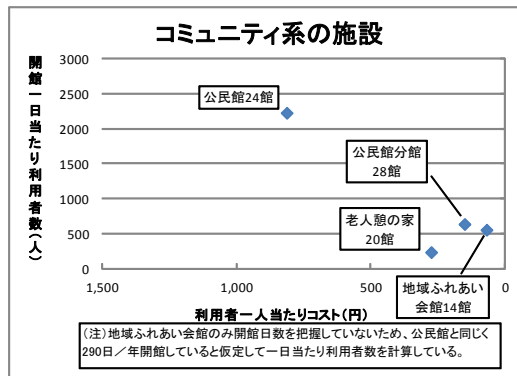
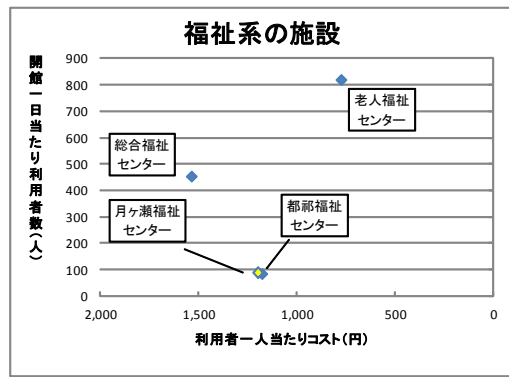
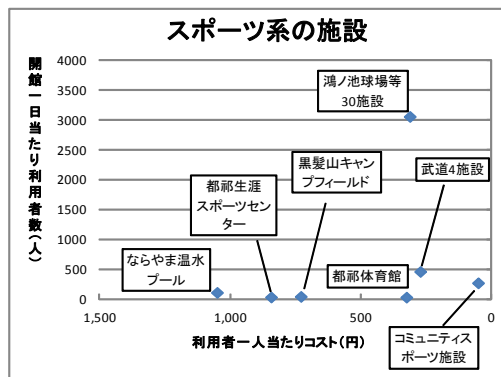
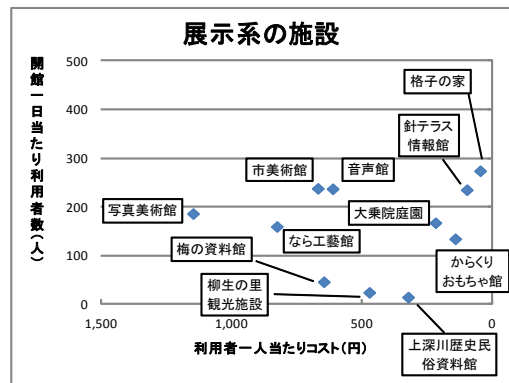
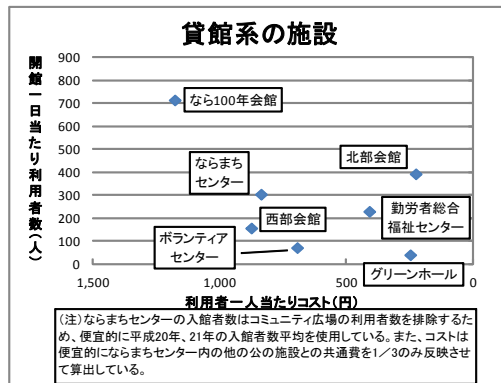
民間の事業者では、通常、施設の設置費用等の投資コスト及び人件費や水道光熱費等の種々の維持管理コストを勘案して、投資額を何年で回収するか的前提のもと、使用料が設定される。しかし、市の多くの施設ではこのような方法により使用料が決定されていない。当初設置時に近隣の同種施設の使用料を参考にして使用料が決定され、そのまま据え置かれている施設が多い。また、使用料が無料の施設も存在する。

利用率と維持管理コスト（支出－収入）の関係を示すと、以下のようにになると考えられる。



領域	説明
①	利用者数が多く、かつ維持管理コストが少ない施設で、望ましい状態である。
②	維持管理コストは少ないが利用者も少ない施設で、小規模施設に多く見られる。当該領域では、主に利用者を増加させるための対策を検討することになる。
③	利用者数は多いが、維持管理コストも多い施設で、大規模施設で多く見られる。当該領域では主に、収入を増加させる、または支出を削減することにより維持管理コストの削減策を検討することになる。
④	利用者数が低く、かつ維持管理コストが高い施設である。廃止や用途変更を視野に入れて施設の必要性等を再検討することになる。

平成 24 年度の市の主な指定管理施設の利用率と維持管理コストとの関係を図で表すと以下のとおりになる。利用率を把握していない施設があるため、縦軸には便宜的に「開館一日当たり利用者数(延べ利用者数/開館日数)」を使用し、横軸は「(支出-収入) / 延べ利用者数」を用いて「利用者一人当たりコスト」を計算している。



上記表を見ると、利用者一人当たりコストは福祉系の施設が総じて高く、その他の施設は1,000円/人以内が多い。また、一日当たり利用者数は、なら100年会館や鴻ノ池球場等30施設等の大規模施設が多く、小規模施設は総じて少なくなっている。

・使用料について【意見】

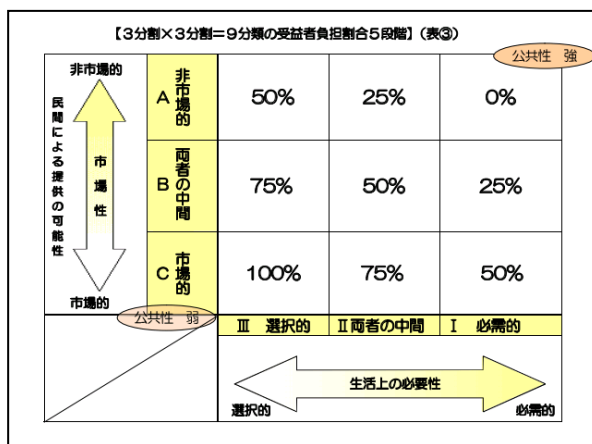
確かに公の施設は市民がより充実した生活を送るために設置されたものであり、採算性のみを考慮して設置及び運営を行うことはできない。多くの市民生活に必要な不可欠な施設であれば、無料または低料金であっても維持する必要がある。また、使用料を投資及び維持管理コストが回収できる水準まで引き上げるとすると、非現

実的な使用料になってしまう可能性もある。

しかし、利用者が少ない施設、一部の市民のみがほぼ独占的に利用する施設、民間でも提供可能な施設では、利用者（受益者）と非利用者（非受益者）との間で負担の公平性を確保する必要がある。

例えば、大津市では、公の施設を以下のように市場性と必需性で分類したうえで、受益者負担の割合を設定している。

分類方法	区分	説明
市場性に基づく分類	非市場的	<ul style="list-style-type: none"> 民間により同種または類似のサービスの提供がない(見受けられない)施設 民間によるサービス提供が困難な施設
	市場的	<ul style="list-style-type: none"> 民間に同種、類似のサービスが提供されており、容易に利用できる施設 行政と民間が競合する施設で、使用料や供給量に問題がない。
必需性に基づく分類	選択的	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって、選択的に適用する施設 主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設
	必需的	<ul style="list-style-type: none"> 市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設 世代に関係なく、広く市民に必要とされる施設 社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設 安心安全な社会を形成するために、必要となる知識や教養を普及啓発するための施設



<大津市施設使用料設定基準より転載>

市では財政難のため、緊急性の高い修繕のみを優先して行う状況が続いている。さらに今後は、施設の大規模修繕や建替え等によって、より多額の費用の発生が予想される中、全てを公費で賄うことは不可能に近い。そのため、上記のように市の他の施設や他市の同種の施設との比較を行い、稼働率や施設の特性に応じた受益者負担の考え方の採用及び負担率の設定を検討されたい。

7. 利用料金制

市の多くの施設は利用料金制を採用していない。この点、指定管理者に行ったアンケートによると、以下のように大半の指定管理者は利用料金制を積極的に採用してほしいと思っていないようである。

指定管理者からの主な回答
条件設定にもよるが、利用料金制だけでは運営コストを賄えないと考えられるので、指定管理料他との併用が必要と思料する。導入を検討する場合には詳細なフィジビリティスタディ（実現可能性や採算性等の調査）が必要である。
現状では、判断がつかない。
現状は事業として赤字であるので、完全な利用料金制では事業が成り立たないが、利用料金制のような制度を一部導入してほしい。
利用料金制では、採算が全くとれないため、利用料金制は望んではない。

・利用料金制について【意見】

指定管理者が利用料金制の導入に積極的でない一番の理由は、施設の収益性が低く、利用料金制を採用しても施設の維持管理コストが賄えないと考えているためである。しかし、利用料金で施設の維持管理コスト全額を賄えなくても、併用制を採用することで当該問題は解消できるし、指定管理者が適切と考える利用料金を設定することで、使用料収入の増加も期待される。また、指定管理者側も利用が増えると自らの収入が増えるため、インセンティブが生じ、指定管理施設を利用した多様な事業を実施し、市民サービスの向上にもつながる。

さらに、指定管理者が収益性の高い事業のみを実施するという利用料金制のデメリットについては、事業計画の精査や適切なモニタリングにより対応可能である。

特に貸館、体育施設及び駐車場といった一定の収入が見込まれる施設については、利用料金制の導入を検討されたい。

8. 指定管理料の精算

市はほとんどの施設で料金収受代行制を採用し、そのうえで事業費が指定管理料を下回る場合は差額を市へ返還することを求めている。

・指定管理料の精算について【意見】

当該方法は指定管理者が指定管理料を過大に見積った場合等には有用であるが、経費を削減しても精算されるため、指定管理者にとってはインセンティブが生じない。その結果、指定管理者が創意工夫を怠り、指定管理料を上回らない範囲で従前と同様の半ばマンネリ化した施設の管理運営が行われる可能性がある。

ただし、指定管理料の精算をしないとすると、指定管理者が提出する事業計画や指定管理料の予算の検証体制、事後のモニタリング体制の整備及び適切な運用が不可欠であるため、これらを十分に整備運用できるのであれば精算の要否について検

討されたい。

9. 募集、申請受付期間

指定管理基本方針によると、指定管理者を公募する際には、募集要項等を市のホームページに掲載し、公表を行うこととされている。また、申請の受付期限については、募集を開始してから概ね 1 ヶ月を経過した後の日とされている。この点、平成 25 年度以降の指定管理者を指定する平成 24 年度の募集手続では、募集要項等を掲載して公表したと同時に募集を開始し、そこから約 3 週間程度の募集期間で申請受付を締め切った事例があった。

・募集、申請受付期間について【意見】

所管課では、募集期間が 3 週間程度となることについて、事前に指定管理者制度の取りまとめ課である行政経営課と協議したとのことであるが、そもそも年間数千万円の維持管理コストが発生する施設の維持管理業務について、1 ヶ月程度の準備期間では短い。

そのため、実際の申請受付期間は短くてもよいが、公表の時期をもっと早めて、募集要項や申請受付予定時期等をあらかじめ開示し、事業者が十分な準備をできるだけの期間を確保すべきである。

また、指定期間や受付期間を明示した募集中の指定管理施設の一覧や募集予定時期を明示した当年度の募集予定施設の一覧等を作成すべきである。事業者の目に留まりやすいため公平性がより高まるとともに、事業者はあらかじめ準備することができるため、競争性が高まり、市民サービスの向上につながるような多様な事業者の応募が期待できるためである。

例えば、大阪市では募集中の案件一覧、京都市では当年度に指定管理者を指定する予定の施設一覧をホームページに記載しているため、参考にされたい。

募集中の案件				
※個人では応募できませんので、ご注意ください。 募集の詳細は、施設名をクリックしてください。(所管局のページへ移動します。)				
募集中の施設名及び募集期間等				
施設名	指定期間	募集期間	所管部署	連絡先
大阪市立緑島センター(共同利用施設)	平成26年4月1日～ 平成29年3月31日	平成26年1月6日～ 平成26年2月10日	環境局 環境管理課	電話06-6615-7924

<大阪市ホームページの募集中の案件>

■ 公の施設の指定管理者の指定に関する情報

▶ 平成25年度に指定管理者を指定する予定の施設一覧

指定期間の満了や新設等に伴い、平成25年度中に指定管理者の指定手続を行う予定の施設は、以下のとおりです。

なお、指定管理者の指定は、公募によらず行う場合があります。また、予定は変更されることがあります。

詳細については、施設所管課にお問い合わせください。

平成25年度に指定管理者を指定する予定の施設一覧(平成25年5月現在)					
施設名	現在の 指定管理者	現在の 指定期間	募集開始時期 (予定)	次期指定期間 (予定)	所管課、 問い合わせ先
京都市ひとり親家庭支援センター	社団法人京都市母子寡婦福祉連合会	H21.4.1～ H26.3.31 (5年間)	H25年7月下旬	H26.4.1～ H32.3.31 (6年間)	保健福祉局 児童家庭課 (075-251-2380)
京都市養育館	社団法人京都市母子寡婦福祉連合会	H21.4.1～ H26.3.31 (5年間)	H25年7月下旬	H26.4.1～ H32.3.31 (6年間)	保健福祉局 児童家庭課 (075-251-2380)

<京都市ホームページの指定管理者を予定する施設の一覧>

10. 再委託

指定管理者との仕様書では、主要な管理業務以外の業務は事前承認により再委託が可能とされており、主要な管理業務の再委託は認められていない。しかし、今回調査した範囲において、主要な管理業務と考えられる業務を再委託している事例があった。また、主要でない業務の再委託に当たって、市の事前承認がない指定管理者も存在した。

・再委託について【意見】

主要な管理業務の再委託を禁止する趣旨は、最初から再委託者を指定管理者として施設を管理運営することが可能であるのに、指定管理者が間に入って利益を得ると、その分コストが割高になって指定管理者制度の趣旨であるコスト削減が徹底されないためである。また、指定管理者と再委託者との間の責任分担があいまいになるという問題もある。

市は、募集要項や仕様書の中で、主要な管理業務が何であることを明確にするとともに、指定管理者が再委託している業務が主要な管理業務に該当しないか、適切にモニタリングすべきである。

また、小規模施設の清掃業務の再委託等、その都度承認することが事務手続上著しく煩雑になるのであれば、特定の業務については事前承認の省略を可能とする容認規定を設けることも検討されたい。

11. 自主事業

文化振興施設に係る業務仕様書によると、指定管理者が行う業務の範囲に、以下の記載がある。

3. 文化振興事業に関すること

(省略)

設置目的を達成するための事業を、自主的に企画し実施すること。

上記記載に基づき、指定管理者は自ら企画したコンサートや〇〇教室と言った事業を全て自主事業と区分しているが、自主事業に係る経費は大半の文化振興施設で指定管理料を充当している。

一方、体育施設や奈良市勤労者総合福祉センターでは、自主事業の実施に際し、施設使用料を市に支払っている。例えば、市と奈良市勤労者総合福祉センターとの仕様書では、以下のような記載がある。

II 指定管理者が行う業務

3 自主事業に関する業務

・センターの目的に沿ったもので、勤労者のニーズに応じた自主事業を積極的に提案し実施すること。

・経費については指定管理者が全額負担するものとし、収入(収益)が生じた場合には指定管理者の収入とする。

(以下、省略)

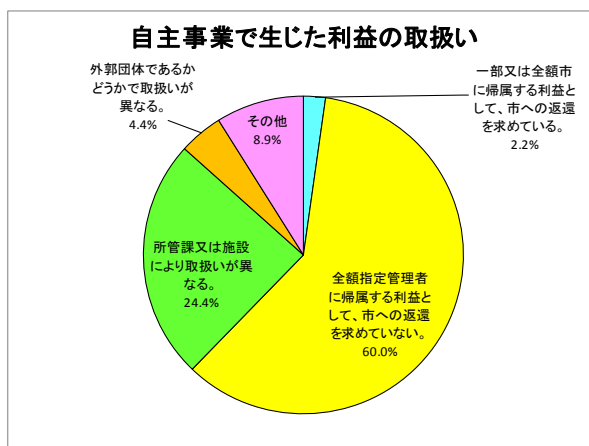
この点、自主事業について市が行った他の中核市への照会結果は以下のとおりである。

① 自主事業と捉えている範囲

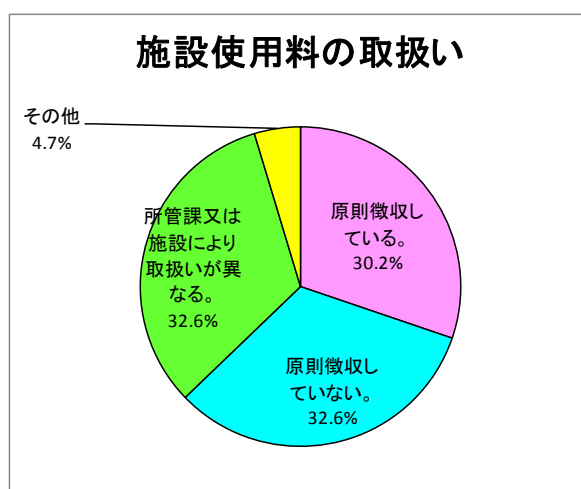
事業内容の企画		自主企画事業の範囲		
		仕様書に記載がないもの	仕様書の事業に関する記載が抽象的な表現にとどまるもの(「〇〇市の文化振興に資する事業)等)	仕様書の事業に関する記載が具体的にされているもの
財源 自主財源事業 の範囲	100%自主財源 (人件費を除く)	87.2%	69.2%	30.8%
	一部が自主財源 (人件費を除く)	38.5%	35.9%	10.3%
	自主財源以外	15.4%	17.9%	7.7%

(注) 複数回答あり。

② 自主事業で生じた利益の取扱い



③ 施設使用料の取扱い



上記照会結果によると、まず範囲は、100%自主財源の事業のみを自主事業としている市が一番多いが、自主財源以外の市も散見される。また、自主事業で生じた利益については、全額指定管理者に帰属するという回答が約6割と一番多いが、所管課または施設によって異なるという回答も約25%ある。さらに、施設使用料の徴収については、原則徴収している、原則徴収していない及び所管課又は施設により取扱いが異なるがおおむね同割合である。

・自主事業について【意見】

自主事業については、そもそも何をもって自主事業とするのかの定義があいまいで、利益及び使用料の取扱いについても様々であるが、少なくとも自主事業の範囲、利益及び使用料の取扱いについて市の原則的な運用を定めたいと、個々の施設や施設利用者の特性に応じた利益及び使用料の取扱いを、指定管理者との仕様書に定

められたい。

1.2. 満足度調査

利用者に対するアンケートや意見箱等の設置といった満足度調査が実施されていない施設があった。

・満足度調査について【意見】

指定管理者制度の導入目的の一つに、市民サービスの向上がある。この目的の達成度合いを把握するためには、施設を利用する人の意見を吸い上げてそれを評価し、より良い施設にしていくための改善策を検討し実行するという一連の PDCA サイクルを構築する必要がある。

市民サービスの向上という目的に沿った施設の運営ができているかを評価し、より充実した施設の管理運営が行えるように、市は指定管理者に上記のような PDCA サイクルを構築するよう指導されたい。

1.3. 直営施設

市が直営している施設の中に、今回の監査で直営で管理運営する必要性がないと考えられる施設があった。また、合理的な理由なく使用料を徴収していない施設があった。

・直営施設について【意見】

指定管理者制度は、「民間でできるものは民間に委ねる」という前提のもと、市民サービスの向上とコスト削減を趣旨として導入された制度である。そのため、直営で実施する合理的な理由がない施設については原則として指定管理者制度を導入されたい。

1.4. 旧月ヶ瀬村の施設

平成 17 年度に旧月ヶ瀬村が市と合併したことに伴い、市が所有することになった指定管理施設及び直営施設には、周辺地域の特定住民のためだけに存在している施設があり、同じ地域の特定住民等が指定管理者として指定されたり、個人で使用したりしている。例えば、農産物の加工所や直売所は、周辺で農業を営む市民の利用を前提として農業を営む個人や団体を指定管理者としている。他の地域の事業者が容易にこれらの施設の管理運営を行える状況になく、参入障壁は高い。

・旧月ヶ瀬村の施設について【意見】

今後、このような不特定多数の市民の利用を前提としない公益性の低い施設を公

の施設として市の負担で維持し続けるのか検討する必要がある。現在の指定管理者や使用許可の付与先にしかこれらの施設を有効に活用できないのであれば、当該相手に施設を譲渡することを検討すべきである。国等の補助金が支給されている施設についても、「補助金等に係る予算の執行の適正化等に関する法律」の弾力的な運用により譲渡が可能な場合もあるので、併せて確認されたい。

仮に地域振興のためにこれらの施設を市として維持する必要があると考えるのであれば、市の負担を軽減するとともに事業者の創意工夫を促すべく、利用料金制による指定管理者制度の導入を検討されたい。

IV. 個別の指定管理者制度導入施設

平成25年4月1日時点で指定管理者制度を導入している施設は以下のとおりである。

公の施設の名称	数	指定管理者の名称	所管	記載ページ
市立奈良病院	1	公益社団法人地域医療振興協会	市民生活部 病院事業課	30
診療所（柳生、田原、月ヶ瀬、都祁）	4			35
なら100年会館	1	一般財団法人奈良市総合財団	市民活動部 文化振興課	38
ならまちセンター	1			43
西部会館市民ホール	1	株式会社大阪共立		47
北部会館市民文化ホール	1	一般財団法人奈良市総合財団	観光経済部 商工労政課	51
勤労者総合福祉センター	1			54
ボランティアセンター	1	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	市民活動部 協働推進課	57
グリーンホール	1	グリーンファミリー	観光経済部 観光戦略課	61
市美術館	1	一般財団法人奈良市総合財団	市民活動部 文化振興課	65
奈良町からくりおもちゃ館	1	特定非営利活動法人からくりおもちゃ塾 奈良町	観光経済部 観光振興課	68
上深川歴史民俗資料館	1	奈良市上深川町自治会	教育総務部 文化財課	72
柳生の里観光施設	3	柳生観光協会	観光経済部 観光振興課	74
鴻ノ池球場等体育施設30施設	30	一般財団法人奈良市総合財団	市民活動部 スポーツ振興課	79
中央武道場等4施設	4			84
ならやま屋内温水プール	1	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会		87
コミュニティスポーツ施設	10	地域の自治連合会等		92
青少年野外活動センター	1	特定非営利活動法人奈良地域の学び推進 機構		96
都祁生涯スポーツセンター4施設	4	一般財団法人奈良市総合財団		99
JR奈良駅第1駐車場、JR奈良駅 第2駐車場	2	奈良市市街地開発株式会社	建設部 土木管理課	102
なら100年会館駐車場	(注)		市民活動部 文化振興課	
西部会館駐車場	1		市民生活部 西部出張所 総務課	106
転害門前観光駐車場	1	メディア総合管理株式会社	観光経済部 観光振興課	109
自転車駐車場	5	奈交サービス株式会社	市民生活部 防犯・交通安全 課	114
老人福祉センター (東・西・北・南)	4	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	保健福祉部 長寿福祉課	118
総合福祉センター	1		保健福祉部 障がい福祉課	121
子ども発達センター	1	社会福祉法人宝山寺福祉事業団	子ども未来部 子育て相談課	126
月ヶ瀬福祉センター	1	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	保健福祉部 福祉政策課	131
都祁福祉センター	1			133

公の施設の名称	数	指定管理者の名称	所管	記載ページ
公民館	24	公益財団法人奈良市生涯学習財団	教育総務部 生涯学習課	137
公民館分館	28	地域の自治会等		142
地域ふれあい会館	14	地域の自治連合会等	市民活動部 地域活動推進課	147
老人憩の家	20	地域の万年青年クラブ連合会等	保健福祉部 長寿福祉課	150
老人軽作業場	2			156
月ヶ瀬梅の資料館	1	財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会		159
月ヶ瀬農畜産物処理加工施設	1	奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会	市民生活部	162
農林漁業体験実習館（ロマントピア月ヶ瀬）	1	ロマントピア月ヶ瀬管理運営組合	月ヶ瀬行政センター	166
伝統的家屋交流施設（梅の里ふれあい館）	1	尾山自治会	地域振興課	171
都祁農畜産物処理加工施設、 都祁農林水産物処理加工施設	2	健一自然農園株式会社地域活性局コンソーシアム	市民生活部 都祁行政センター	174
都祁交流センター	1	一般財団法人奈良市総合財団	地域振興課	179
都祁体育館	1			183
共同浴場	5	地域の自治会等	市民活動部 人権政策課	187
黒髪山キャンプフィールド	1	奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会	教育総務部 生涯学習課	191
なら工芸館	1	一般財団法人奈良市総合財団	観光経済部 商工労政課	
入江泰吉記念奈良市写真美術館	1		市民活動部	
音声館	1		文化振興課	
杉岡華邸書道美術館	1			
名勝大乘院庭園文化館	1	株式会社奈良ホテル		
ならまち格子の家	1	ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム	観光経済部 観光振興課	
針テラス情報館	1	健一自然農園株式会社地域活性局コンソーシアム		
総合医療検査センター	1	社団法人奈良市医師会	保健所 保健総務課	
合計	195			

(注1) なら 100 年会館駐車場はなら 100 年会館の一部であるが、なら 100 年会館とは別に指定管理者が指定されている。

(注2) 記載ページがない施設は、監査した範囲では結果及び意見がなかったため、記載を省略している。

【個々の施設の記載項目の説明】

1. ○○（施設名）

(1) 施設の概要・・・・・・・・・・以下の表に基づき指定管理施設の概要を記載している。

項目	説明
所在地	
面積	
施設の設置目的	
根拠条例等	
設置年月日	
指定管理者制度導入年月日	
所管課	
主な施設の種類	
利用料金制か収受代行制か	

(2) 指定管理者の概要

- ① 指定状況・・・・・・・・・・指定管理者制度導入以降の指定管理者を記載している。
 ② 現在の指定管理者の状況・・以下の表に基づき現在の指定管理者の名称、指定管理内容等を記載している。ただし、施設の種類や指定管理者に応じて、不要と思われる情報は適宜省略している。

項目	説明
名称	
所在地	
設立の目的	
事業の概要	
代表者	
代表者の兼務の状況	
職員数	
指定管理期間	
公募・非公募の別	
指定管理業務の概要	
他の公の施設の指定管理状況	

(3) 収支の状況・・・・・・・・・・以下の表により、直近5事業年度の指定管理に係る市の収支の状況を記載している。ただし、利用料金制を採用している施設は、指定管理者の収支の状況を記載している。

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入					
うち使用料収入					
その他					
支出					
うち指定管理料					
その他					
収支					

(4) 施設の利用状況・・・・・・・・以下の表により直近 5 事業年度の施設の利用状況を記載している。ただし、市または指定管理者が把握していない情報は省略している。また、施設の特性に応じて、文言は適宜修正している。

【例】市立奈良病院：入館者数→患者数

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
利用日数 (日)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
入館者数 (人)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
稼働率または利用率 (%)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(注) 稼働率は「利用回数／(開館日数×3)」、利用率は「利用日数／開館日数」で計算した値である。

(5) 指定管理者の管理状況・・・・・・・・原則として以下の調査項目を記載している。

- ① 現物管理 (現金、備品等)・・・・・・・・指定管理者による現金等の管理状況を記載している。
- ② 個人情報の管理・・・・・・・・指定管理者による個人情報の取扱いを記載している。
- ③ 帳簿及び台帳の整備状況・・・・・・・・指定管理者の指定管理業務に係る帳簿等の整備状況を記載している。
- ④ サービス向上に関する取組み・・・・・・・・指定管理者のサービス向上のために実施している事項を記載している。

(6) 監査の結果及び意見・・・・・・・・監査の結果及び意見を記載している。

- ・〇〇について【結果】
- ・〇〇について【意見】

1. 市立奈良病院

(1) 施設の概要

市立奈良病院は、元々は、国立奈良病院であったが、平成 11 年に「国立病院等の再編成計画の見直しによる追加対象施設」として廃止の発表を受けた。その後、関係者間で協議を重ねた結果、平成 16 年 4 月に国立病院機構奈良病院となり、同年 12 月市立奈良病院となった。市立となって以来、継続して公益社団法人地域医療振興協会（以下、「地域医療振興協会」という。）が指定管理者として施設運営を行っている。

また、平成 23 年 2 月より、新病院建設の建設工事に着手しており、平成 26 年 7 月に本格稼働の予定である。

施設の概要は、以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市東紀寺町一丁目 50 番 1 号
面積 (注)	土地 22,556.78 m ² (敷地面積) 建物 29,031.73 m ² (延床面積)
施設の設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供するため
根拠条例等	奈良市病院事業の設置等に関する条例
設置年月日	平成 16 年 12 月 1 日 (市立奈良病院となった日)
指定管理者制度導入年月日	平成 16 年 12 月 1 日
所管課	市民生活部病院事業課
主な施設の種類	診療施設、入院施設、手術室等
利用料金制か収受代行制か	利用料金制

(注) 現在新病院建設中であり、建物の延床面積は完成後のものを記載している。



< 建物外観 >



< 正面入口 >

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 16 年 12 月～ 現在	非公募	公益社団法人地域医 療振興協会	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	公益社団法人地域医療振興協会
所在地	東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 15F
設立の目的	へき地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学知識の啓蒙と普及を行うとともに、地域保健医療の確保と質の向上等住民福祉の増進を図り、もって、地域の振興に寄与することを目的とする。
事業の概要	・ 医師派遣、診療支援事業 ・ 医師研修事業
職員数	7,149 名（平成 25 年 10 月現在）
指定管理期間	平成 16 年 12 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（9 年 4 ヶ月）
公募・非公募の別	非公募
指定管理業務の概要	・ 病院における診療及び検診に関すること ・ 施設及び設備の維持管理に関すること ・ その他市長が定めること
他の公の施設の指定管理状況	あり（柳生診療所、田原診療所、月ヶ瀬診療所、都祁診療所）

(3) 収支の状況

当該施設管理に係る収支の状況は以下のとおりである。

市立奈良病院では、平成24年度から利用料金制を採用しているため、指定管理者の収支の状況を記載している。

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(注3)
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	5,689,349	6,603,083	7,210,024	7,227,827	8,017,795
医業収益(注1)	5,458,903	6,322,204	6,948,122	6,881,559	7,503,554
指定管理料等(注1)	123,517	133,317	132,478	139,138	—
その他(注2)	106,929	147,562	129,424	207,130	514,241
支出	5,456,022	6,338,776	6,943,285	7,099,314	8,059,596
人件費	2,840,725	3,260,678	3,580,615	3,736,405	4,002,239
修繕費	35,031	51,685	47,088	66,040	37,771
その他事業費用	2,568,626	2,878,270	3,125,890	3,140,926	3,895,024
事業外費用	11,640	148,143	189,692	155,943	124,562
収支	233,327	264,307	266,739	128,513	△41,801

(注1) 平成23年度までの医業収益は、「市立奈良病院健康保険等診療報酬交付金要領」に基づく交付金であり、指定管理料等は、自由診療収入及び駐車場収入であった。平成24年より、利用料金制に変更したことに伴い、指定管理料等を医業収益に含めている。

(注2) 平成24年度は市からの運営交付金362,180千円を含む。うち、308,364千円は国からの地方交付税相当分として交付されているものである。平成23年度までは新病院建設のため、当該交付金は指定管理者には交付されていなかった。

(注3) 新病院建設で病院の規模が大きくなったことに伴い、人件費が増加したが、新病院が本格稼働していないため、医業収益が人件費ほど増加せず、収支が悪化した。

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
診療日数(日)	365	365	365	366	365
患者数(人)(注)	261,005	263,983	280,242	278,508	271,791

(注) 延べ人数である。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理(現金、備品等)

現金の管理は、毎日現金実査が行われ会計システムに入出金を記録している。

備品に関しては、廃棄処分をするときに市に報告している。なお、新病院の機器備品について、指定管理者との間で協定内容の変更が行われ、購入及び修繕を指定管理者が行うこととなっている。また、購入した機器備品の所有権も指定管

理者のものとなっており、市の備品台帳には新病院の備品は登録されていない。

これは、備品購入費や修繕費を市が負担しなくてもよいというメリットがある。しかしながら、今後、指定管理者を変更した場合や、現在の指定管理者である地域医療振興協会の経営方針の転換等により市立奈良病院の指定管理者を継続できなくなった場合に、市は病院運営を継続するために、新たに備品を購入しなければならないというデメリットが生じる。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金は会計システムが導入されており、当該システムにて管理をしている。また、監査人が抜き取りで確認した範囲では、入出金取引の証憑（請求書・領収書等）が保管されていた。

市の備品については、市の固定資産台帳のみで、指定管理者は固定資産台帳を保有していない。

④ サービス向上に関する取組み

平成 23 年度に精算時に患者にアンケート用紙を手渡して実施したとのことである。

(6) 監査の結果及び意見

・備品の管理について【意見】

現地視察を行ったところ、市の備品に、備品番号シールが添付されていないものが見受けられた。

平成 24 年度末時点において、市の機器備品は帳簿価額で 241 百万円存在する。(5)

①でも述べたように、新病院の備品の購入・修繕については、指定管理者が行うものとしており、今後、指定管理者の備品が増加することが想定される。

したがって、市の備品には備品番号シールを添付し、指定管理者の備品と明確に区別すべきである。

・運営交付金について【意見】

市の病院事業会計において、市の一般職員 3 名の人件費について、一般会計から繰入を行っている。平成 23 年度から平成 25 年度までの繰入額は、以下のとおりである。

	平成 23 年度決算	平成 24 年度決算	平成 25 年度予算
	千円	千円	千円
一般会計からの繰入額	27,003	23,049	24,000

地方財政法第 6 条では、特別会計において、一般会計からの繰入が認められているのは、下記 2 点に該当する場合である。

- 経費の性質上、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

市の病院事業損益計算書上、平成 23 年度及び平成 24 年度において、当年度純損失はそれぞれ 34 百万円及び 4,454 百万円である。また、平成 24 年度の貸借対照表上、2,033 百万円の繰越損失^(注 1)残高があるため、一般会計からの繰入金は妥当であるかのように見える。

しかしながら、「(3) 収支の状況」に記載したとおり、指定管理者の収支は、新病院建設という特殊事情があった平成 24 年度を除いて、平成 20 年度から平成 23 年度まで黒字であり、さらに、指定管理者の平成 24 年度の貸借対照表における未処分利益は 801 百万円ある。

このような状況を鑑みると、市からの運営交付金の交付税相当分 306 百万円について、全額指定管理者に交付するのではなく、指定管理者との負担割合を再度協議し、市の一般職員 3 名の人件費について、一般会計からの繰入を行うのではなく、病院事業会計の中で負担されたい。

(注 1) 平成 25 年 9 月の市議会の議決(資本剰余金の処分)により繰越欠損金は 391,193 千円となっている。

2. 市立診療所

(1) 施設の概要

市立診療所のうち、指定管理者による管理運営が行われているのは、柳生診療所、田原診療所、月ヶ瀬診療所及び都祁診療所の4ヶ所である。地域医療振興協会が施設毎に指定管理者に指定されている。

項目	説明
所在地	奈良市横田町 336 番地の 1 他
面積（4 施設合計）	土地 4,876.27 m ² （敷地面積） 建物 2,153.04 m ² （延床面積）
施設の設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供するため
根拠条例等	奈良市立診療所設置条例
設置年月日	昭和 44 年 4 月 1 日 他
指定管理者制度導入年月日	平成 20 年 4 月 1 日 他
所管課	市民生活部病院事業課
主な施設の種類	診療室
利用料金制か収受代行制か	利用料金制と指定管理料の併用制 <small>(注)</small>

(注) 施設の管理運営経費の一部を利用料金制で賄い、残りを指定管理料で賄う方法である。



< 田原診療所 >



< 都祁診療所 >

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

診療所名	指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者 の概要
田原診療所	平成 20 年度～現在	非公募	公益社団法人 地域医療振興 協会	31 ページに記 載のとおりで ある。
柳生診療所	平成 20 年度～現在			
都祁診療所	平成 22 年度～現在			
月ヶ瀬診療所	平成 22 年度～現在			

現在の指定管理期間はいずれの診療所も平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間である。

② 現在の指定管理者の概要

31 ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

当該施設に係る収支の状況は以下のとおりである。

診療所では、平成 24 年度から利用料金制と指定管理料の併用制を採用しているため、指定管理者の収支の状況を記載している。

なお、下記表において、指定管理料とは、診療収入のみでは経営が成立しないため、市が診療収入とは別に指定管理者に運営補助という趣旨で支払っている支出である。平成 23 年度までは、診療収入も指定管理料に含めて指定管理者に支払っていたが、診療収入の推移をみる上で、便宜的に診療収入と指定管理料に分けて記載している。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	90,872	109,147	286,194	301,385	285,929
診療収入	54,278	64,463	207,501	214,446	209,902
指定管理料	31,052	27,254	68,945	70,045	70,045
その他	5,542	17,430	9,748	16,894	5,982
支出	105,057	110,711	267,343	291,389	291,745
人件費	56,849	64,531	170,826	178,071	177,441
修繕費	620	65	552	2,829	210
その他事業費用	47,008	44,613	95,356	107,129	109,418
その他事業外費用	580	1,502	609	3,360	4,676
収支	△ 14,185	△ 1,564	18,851	9,996	△ 5,816

(注) 都祁診療所及び月ヶ瀬診療所は平成 22 年度より指定管理者に施設運営を委託しているため、平成 20 年度及び 21 年度は両施設の収支が含まれていない。

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
診療日数 (日)	244	249	247	256	253
患者数 (人)	2,992	3,469	7,527	7,156	7,053

(注) 4 施設の平均を記載している (患者数は延べ人数)。ただし、都祁診療所及び月ヶ瀬診療所は平成 22 年度より指定管理者制度を導入しているため、平成 20 年度及び 21 年度は両診療所を除く。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理（現金、備品等）

現金の管理は、現金受払簿に日々の入出金を記録しており、当該帳簿を事務所に保管している。

備品に関しては、廃棄処分をするときに市に報告している。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金は受払簿を事務所に備え付け、保管している。また、監査人が抜き取りで確認した範囲では、入出金取引の証憑（請求書・領収書等）が保管されていた。

市の備品については、市の固定資産台帳のみで、指定管理者は固定資産台帳を保有していない。

④ サービス向上に関する取組み

利用者アンケート等の利用者に対する満足度調査等は特に実施していない。

(6) 監査の結果及び意見

・備品の所有権について【意見】

診療所の管理に関する基本協定書において、備品については、第8条において以下のように記載されている。

（備品の貸与）第8条

甲（奈良市）は、甲が購入した既存の備品を無償で乙（指定管理者）に貸与する。

しかし、新規に購入した備品については特に何も記載がなく、現状は診療収入及び指定管理料等で購入した備品は指定管理者の所有物となっている。

備品購入費や修繕費を市が負担しなくてもよいというメリットがある。一方で、新規に購入した備品の所有権を指定管理者にするとすれば、今後、指定管理者が変更した場合や、現指定管理者が診療所の管理運営を継続出来なくなった場合に、市が新たに備品を購入しなければならなくなるというデメリットが生じる。

このようなメリット及びデメリットを勘案した上で、新規に購入した備品についても覚書等の締結を検討されたい。

・備品の管理について【意見】

現地調査を行った田原診療所及び都祁診療所において、現物を確認できない備品、指定管理者制度導入前に委託契約していた団体の備品と推測される備品があった。

指定管理業務の中に市の備品の管理が含まれている以上、備品の所在や台帳との

整合性を明確にしておくことは重要である。したがって、田原診療所及び都祁診療所に置かれている備品について、再度整理を行い、市の備品台帳を整備すべきである。

3. なら 100 年会館

(1) 施設の概要

なら 100 年会館は、市制 100 年を記念して平成 10 年に開設された奈良県下最大の市民ホールで、大中小 3 つのホールがある。開設時以降平成 17 年度までは委託により、平成 18 年度以降は指定管理者として、財団法人奈良市文化振興センター(現総合財団)が施設の管理運営を行っている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市三条宮前町 7 番 1 号
施設の設置目的	市民の文化の振興と国際交流をはじめとする地域間交流の促進を図るため
根拠条例等	なら 100 年会館条例
設置年月日	平成 11 年 2 月 1 日
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	市民活動部文化振興課
主な施設の種類の	市民ホール、楽屋、会議室等
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



<建物外観>



<大ホール>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18 年度～	非公募	財団法人奈良市文化 振興センター	文化振興を目的とした市の出資団体。平成 24 年 4 月に総合財団に統合された。
平成 24 年度～現在	非公募	一般財団法人奈良市 総合財団	以下のとおりである。

現在の指定管理期間は平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の 2 年間である。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	一般財団法人奈良市総合財団
所在地	奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
設立の目的	文化・スポーツ・武道の普及振興事業、「ならまち」・「都祁地域」の歴史・文化資産等を活用した地域振興事業及び中小企業勤労者に対する福祉事業を行い、もって文化の創造及び福祉の増進に寄与することを目的とする。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する市民の文化・スポーツに対するニーズにこたえとともに、市民の健全な心身の発展のため、効果的なサービスの提供を行う。 ・優れた芸術の普及振興及び広く写真・書道美術の公開の機会を提供することにより市民文化の向上を図る。 ・世代を超えて継承されてきた武道を通して、心身ともに健やかな青少年の育成の一助となるよう伝統ある武道の精神性を後世に伝える。 ・歴史・文化・自然等が息づく個性ある地域づくりを地域住民と協力しながら積極的に推進する。 ・中小企業勤労者等にかかる魅力ある福祉事業を推進し、中小企業の振興とともに地域社会の活性化を図る。 ・各所管事業に関連する施設が、利用者の快適な利用に供することができるよう自主開催事業の充実とあわせてその管理・運営に注力する。
代表者	理事長 津山 恭之
代表者の兼務の状況	奈良市副市長 公益財団法人奈良市生涯学習財団理事長 市街地開発(株)代表取締役
職員数(うち非正規職員)	154 人 (うち非正規職員 59 人 平成 25 年 10 月 1 日現在)
他の公の施設の指定管理状況	あり (ならまちセンター、北部会館市民文化ホール等 計 47 施設)

(3) 収支の状況

なら 100 年会館に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	108,889	93,647	104,053	121,844	115,402
うち使用料収入	50,588	44,342	57,114	52,156	61,022
その他	58,300	49,305	46,939	69,688	54,380
支出	384,306	377,137	383,383	355,222	371,596
うち指定管理料	379,961	376,827	382,975	354,544	355,899
その他	4,345	310	408	678	15,697
収支	△271,072	△283,490	△279,330	△233,378	△256,194

(注) その他収入は主に自主事業収入である。

(4) 施設の利用状況

項目 \ 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	300	301	303	304	304
利用日数 (日)	271	274	280	274	260
入館者数 (人)	232,732	228,564	236,388	228,864	218,013
稼働率 (%)	58.7	52.9	61.7	54.0	52.8

(注) 利用日数及び稼働率は大ホールの値である。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金の管理は、現金受払簿に日々の入出金を記録しており、当該帳簿を事務所にて保管している。

備品に関しては、交換や廃棄処分をする際に現物と備品台帳との整合性を確認している。備品台帳は、所管課及び指定管理者の双方で同一のものを保管している。実査は特段行っておらず、交換や廃棄の際に現物と備品台帳の整合性をとっている。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金や切手、収入印紙等の受払簿及び備品台帳を事務所に備え付け、保管し

ている。また、現金等の現物については、支払証憑となる領収書とともに現金受
 払簿にて管理されているとのことである。

④ サービス向上に関する取組み

利用者アンケート等の利用者に対する満足度調査等を実施している。

(6) 監査の結果及び意見

・自主事業について【意見】

なら 100 年会館では、仕様書にある以下の条文に基づき指定管理者が事業を実施
 しており、当該事業を自主事業と位置付けている。

II 指定管理者が行う業務の範囲 (省略) 3. 文化振興事業に関すること (1) 会館の特色を生かした、芸術文化鑑賞の機会の提供や、地域の文化団体との協働による事 業、その他会館の設置目的を達成するための事業を自主的に企画し実施すること。 (省略)
--

総合財団が平成 24 年度に実施した自主事業（主催事業及び共催事業）の収支は以
 下のとおりである。

分類	内容	回数	収入	支出	収支
		回	千円	千円	千円
主催事業	コンサート、オペラ等	21	(注) 44,465	57,927	△13,462
共催事業	コンサート等	19	7,080	56	7,023
その他	友の会会費等	—	598	576	22
合計		40	52,144	58,560	△6,416

(注) 主催事業の収入は、入場料、受講料、協賛金、助成金を含む。

主催事業は、オペラや音楽教育プログラム等、コンサートと比較して集客力の劣
 るプログラムを行っているため、13,462 千円の赤字が発生している。これに対し、
 共催事業は共催相手より共催金を受け取る一方で、支出は印紙代等でほとんど発生
 しないため、7,023 千円の黒字である。その他の収支 22 千円を加えた合計では 6,416
 千円の赤字が発生しており、これを指定管理料で補てんしている状態である。

なら 100 年会館における指定管理者の自主事業の中には、指定管理者が自らリス
 クを取って実施する自主財源事業（以下、「狭義の自主事業」と言う。）と、本来市
 が企画すべき文化振興事業を指定管理者が自主的に企画し実施する事業（以下、「広
 義の自主事業」と言う。）の 2 種類がある。広義の自主事業は、本来市が全額費用負
 担すべきであるが、財政難で事業費を十分に捻出できないため、狭義の自主事業に
 より生じた利益を指定管理者が収受せず、広義の自主事業費に充当している。

確かに、なら 100 年会館では、自主事業に係る収支の負担について仕様書に明確な定めはない。しかし、狭義の自主事業で稼得した利益が全て市の歳入となると、指定管理者は狭義の自主事業をしないほうが業務量の軽減につながるため、積極的に狭義の自主事業を実施しない可能性がある。

現在の方法が、指定管理者制度の趣旨から見て妥当であるか改めて検討する必要がある。そのうえで、必要に応じて仕様書等で自主事業の範囲を明確化するとともに、自主事業に係る費用負担、利益の取扱いを定められたい。

・再委託について【意見】

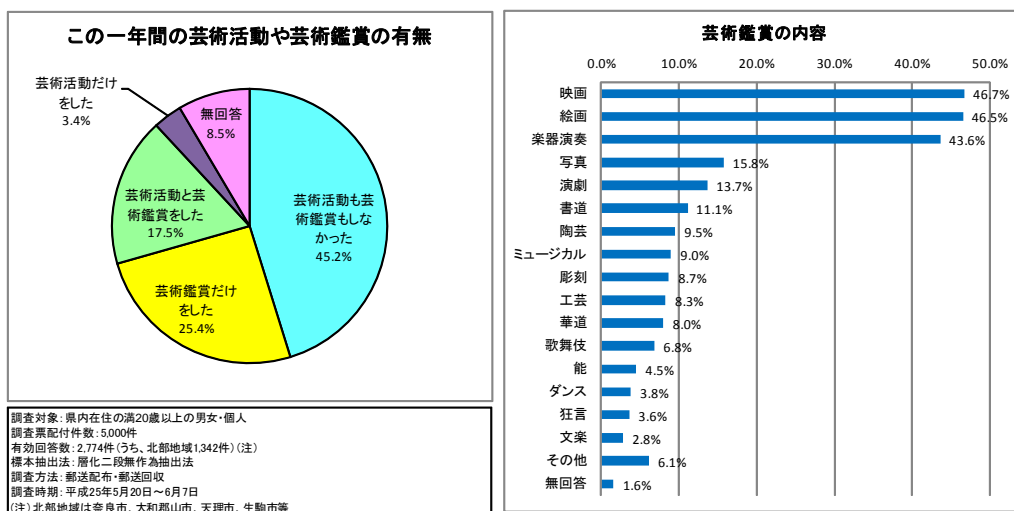
市の契約規則では、50 万円以上の委託契約の場合、競争入札によることとされている（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項及び奈良市契約規則第 17 条の 2）。総合財団は、市の契約規則に準拠する必要はないが、市の外郭団体であることから従来から慣行的に市の契約規則に基づく金額基準により、競争入札か随意契約かを決定している。

しかし、植栽維持管理業務については、当該基準に抵触するにもかかわらず、平成 16 年度に指名競争入札を実施した際に落札した業者と、継続して平成 25 年度まで毎年随意契約を締結している。

今後も総合財団が奈良市契約規則に準拠するのであれば、市は総合財団にその旨を内規に追加するように指導するとともに、総合財団による再委託が適切に行われているかをモニタリングされたい。

・公募について【意見】

奈良県が平成 25 年 11 月に公表した「平成 25 年度県民アンケート調査報告書」のうち、市が属する北部地域に関する結果は以下のとおりである。



当該アンケートの結果を見ると、県北部に居住する市民を含む県民の約半数が一年間に一度も芸術活動及び芸術鑑賞を行っていない。平成 24 年度の調査結果では同数値は 39.7%であり、割合が増加している。芸術鑑賞の内容は映画や絵画鑑賞が多く、コンサートが含まれていると考えられる楽器演奏も比較的多いが、その他は相対的に低くなっている。

当該結果だけでは、市民が芸術に費やす時間がないのか、そもそも芸術に興味がないのかはわからないが、文化振興条例にもあるように、市は文化振興施策に広く市民の意見を反映させるよう努める必要がある。

もちろん全ての市民の意見を反映させた施策は実現不可能であるが、例えばなら 100 年会館で指定管理者が自主事業として行っているオペラの上演や能楽普及事業等が、真に市民のニーズに合ったものなのか改めて検討する必要がある。ニーズに合っていないのであれば、いくら文化的、芸術的価値の高い事業であっても単なる押しつけであり、市の施策としては採用すべきではない。

なら 100 年会館はここ数年ホールの使用日数が減少しており、入館者数も横ばいである。設置以来継続して指定管理者である総合財団の管理運営及び実施する自主事業が市民のニーズに合致しているか、非公募理由である他の団体では市の施策の推進に重大な支障をきたすのか、問い直す時期に来ている。

現在の指定管理者である総合財団のみが、なら 100 年会館を効果的かつ効率的に管理運営しうる唯一の団体とは考えにくいいため、次回以降、指定管理者を公募で指定されたい。

4. ならまちセンター

(1) 施設の概要

ならまちセンターは市中心部のならまち（歴史的町並みが残る地域の通称）に位置する地上 4 階、地下 2 階の建物であり、旧本庁舎跡地に平成元年に設置された施設である。市民文化ホール、図書館及び連絡所で構成され、指定管理業務の範囲は駐車場及び駐輪場を含む市民文化ホールである。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市東寺林町 38 番地
施設の設置目的	市民の連帯感の育成と文化・教養の向上を図り、もって市民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため
根拠条例等	奈良市ならまちセンター条例
設置年月日	平成元年 4 月 22 日
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	市民活動部文化振興課
主な施設の種類	市民ホール、多目的ホール、会議室等
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



〈ならまちセンター〉

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18 年度～	非公募	財団法人ならまち振興財団	ならまち振興を目的とした市の出資団体。平成 24 年 4 月に総合財団に統合された。
平成 24 年度～現在	非公募	一般財団法人奈良市総合財団	39 ページに記載のとおりである。

現在の指定管理期間は平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の 2 年間である。

② 現在の指定管理者の概要

39 ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

ならまちセンターに係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	18,283	17,778	18,641	16,137	16,644
うち使用料収入	18,156	17,526	18,293	15,724	16,321
その他	127	251	347	413	322
支出	98,710	92,798	89,344	91,985	109,836
うち指定管理料 (注 1)	94,293	91,088	88,053	87,179	89,088
その他	4,417	1,710	1,291	4,806	(注 2) 20,748
収支	△80,427	△75,020	△70,703	△75,848	△93,192

(注 1) 指定管理料には建物全体の機械設備の管理費や水道光熱費が含まれている。

(注 2) 主な内訳は、非常用発電設備改修費 10,920 千円、舞台音響設備賃借料 4,980 千円である。

(4) 施設の利用状況

年度 項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	307	307	302	305	306
利用日数 (日)	292	291	287	285	253
入館者数 (人)	97,540	89,896	142,048	137,055	155,740
稼働率 (%)	33.6	34.3	40.1	40.5	38.6

(注 1) 利用日数及び稼働率はメインの貸館である市民ホールの値である。

(注 2) 平成 22 年度以降に入館者数が大幅に増加した要因は、コミュニティ広場の利用者数(申請書の利用予定人数)を入館者数に反映させたためである。

(5) 指定管理者の管理状況

ならまちセンターは図書館及び連絡所の他は貸館であるが、指定管理者はほとんど自主事業を主催していない。

また、ならまちセンターには、総合財団のならまち振興事業部門が設置されており、ならまちセンターの指定管理業務の他に、別途ならまち振興事業を実施している。当該事業に対しては、市から補助金が支給されており、平成 24 年度の補助金額は 28 百万円である。

(6) 監査の結果及び意見

・自主事業について【意見】

ならまちセンターでは、仕様書にある以下の条文に基づき指定管理者が事業を实

施しており、当該事業を自主事業と位置付けている。

II 指定管理者が行う業務の範囲 3. 文化振興事業に関すること センターの特色を生かした、芸術文化鑑賞の機会の提供や、地域の文化団体との協働による事業、その他センターの設置目的を達成するための事業を自主的に企画し実施すること。
--

一方、総合財団が平成 24 年度に主催した自主事業は以下のとおりである。

事業名	参加者数	収入	支出	収支
	人	千円	千円	千円
ならまち文化講演会	47	—	—	—
ならまち篝火コンサート	1,100 (3日合計)	—	597	△597
ならまち文化フェスティバル	1,500 (延べ人数)	176	169	6
ならまち落語会	92	134	99	34

同じく貸館で、総合財団が指定管理者となっている勤労者総合福祉センターや北部会館市民文化ホールでは、以下のように有料で多様な講座を設け、市民サービスの向上に努めているが、ならまちセンターでは上記の 4 事業しか主催していない。

施設	平成 24 年度 主催事業数	摘要
勤労者総合福祉センター	34	社交ダンス教室、パソコン教室等
北部会館市民文化ホール	47	各種コンサート、狂言会等 計 23 事業 各種文化講座 計 24 事業

この点、所管課はならまちセンターには会議室等が少なく、各種講座等の事業を実施できる場所が少ないことを理由の一つに挙げている。しかし、ならまちセンターには、市民ホールの他に多目的ホール 1 室、会議室 3 室、和室 1 室があり、多目的ホール 2 室、会議室 3 室、和室 1 室の北部会館市民文化ホールと大差はない。

また、ならまちセンターでは、仕様書に記載されている「地域の文化団体との協業による事業」として、自主事業の他に共催事業の開催実績（平成 24 年度実績 9 事業 58 公演）があるとしている。しかし、ならまちセンター内の市民ホールや多目的ホールは、これらの共催事業を開催しても稼働率が 50%前後にとどまっている。

さらに、後に記載するように総合財団の給与水準は民間団体と比較して高く、その分人件費が総額の 1/4 以上を占める指定管理料も割高である。

以上のように、指定管理者制度導入の趣旨である利用者へのサービス向上及び運営コストの削減について、いずれも十分に達成できているとは言えない。このまま非公募を続けることで、他の事業者からの工夫を取り入れる機会を失い、事業改善の余地が阻まれているとすれば、市民にとって問題である。仮に上記 4 事業が市民

にとって必要不可欠であることが非公募理由であるならば、仕様書にこれらの事業の実施を明記することにより対応可能である。

次回より、指定管理者は公募で指定することとし、積極的に他の事業者の参加を求められたい。

・再委託について【意見】

市の契約規則では、50万円以上の委託契約の場合、競争入札によることとされている(地方自治法施行令第167条の2第1項及び奈良市契約規則第17条の2)。総合財団は、市の契約規則に準拠する必要はないが、市の外郭団体であることから従来から慣行的に市の契約規則に基づく金額基準により、競争入札か随意契約かを決定している。

しかし、平成24年度に締結した舞台設備運用管理業務は契約額が7,674千円と入札基準に抵触するにも関わらず、随意契約している。

確かに「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」(地方自治法第167条の2第2項)である場合には、随意契約によることができるとされている。指定管理者は、客席がロールバック式客席という収納型の特殊な舞台機構であり、技術習得面で継続的な習得が不可欠であることを理由にあげている。しかし、ロールバック式客席は全国のホールで広く採用されており、特段特殊な機構ではなく、競争入札に適しないとは言えない。

今後も総合財団が奈良市契約規則に準拠するのであれば、市は総合財団にその旨を内規に追加するように指導するとともに、指定管理者による再委託が適切に行われているかをモニタリングされたい。

また、一年ごとに委託業者が変更になることが利用者にとって支障があると判断するのであれば、複数年契約を前提に再委託されたい。

5. 西部会館市民ホール

(1) 施設の概要

奈良市西部会館市民ホール(以下、「学園前ホール」という。)は、市民の連帯感の育成と文化の向上を図り、もってふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するという目的で設置された多目的ホールであり、ピアノコンサートをはじめ、講演会・セミナー・発表会等の目的に利用されている。近鉄奈良線学園前駅に直結する西部会館の3階にある。指定管理者は従来から公募しており、現在の指定管理期間は平成25年度から5年間である。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市学園南三丁目 1 番 5 号西部会館 3 階
面積	建物 1,860.52 m ² (延床面積)
施設の設置目的	市民の連帯感の育成と文化の向上を図り、もってふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため
根拠条例等	奈良市西部会館市民ホール条例
設置年月日	平成 13 年 7 月 1 日
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	市民活動部文化振興課
主な施設の種類	ホール、楽屋等
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



<学園前ホール施設案内のウェブページより転載>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 20～24 年度	公募	国際ライフパートナー株式会社	施設管理事業、警備業等を行う民間企業
平成 25 年度～現在	公募	株式会社大阪共立	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	株式会社大阪共立
所在地	大阪市東成区深江北 1-10-25
事業の概要	劇場、イベント施設、スポーツ施設、スタジオ等の照明・音響・映像設備及び舞台機構に関する設計等の事業
指定管理期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（5 年間）
公募・非公募の別	公募
指定管理業務の概要	以下の目的を達成するための学園前ホールの事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・音楽、演劇、講演会等文化の振興 ・広く人々が交流する各種会議、集会等の開催 ・市民の自主的な文化活動又はふれあいの場の提供
他の公の施設の指定管理状況	寝屋川市立地域交流センター（アルカスホール）他

(3) 収支の状況

学園前ホールに係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	17,439	16,051	14,992	16,185	14,014
うち使用料収入	13,595	14,223	13,704	13,554	12,866
その他	3,844	1,827	1,288	2,630	1,148
支出	60,648	57,515	58,575	57,880	56,300
うち指定管理料	36,265	36,176	36,188	36,179	36,286
その他	24,383	21,339	22,387	21,701	20,014
収支	△43,209	△41,464	△43,583	△41,695	△42,286

(注) その他支出は主に共益費である。

(4) 施設の利用状況

年度 項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	302	303	301	304	305
利用日数 (日)	298	299	300	300	301
入館者数 (人)	42,176	45,251	48,965	49,340	48,417
稼働率 (%)	49.3	46.8	49.4	50.7	47.7

(注) 利用日数及び稼働率はホールの値である。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理（現金、備品等）

公募により民間企業が指定管理者となっており、当該企業の現物管理と同レベルの現物管理が実施されている。

② 個人情報の管理

個人情報取扱特記事項に基づく取扱いをしている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

公募により指定管理者となった企業の経理システムと連動している。

④ サービス向上に関する取組み

劇場、イベント施設、スポーツ施設、スタジオ等の照明・音響・映像設備及び舞台機構に関する設計等の事業を本業とし、他市の同様の施設も管理運営しているため、そのノウハウを生かして、施設管理を行っている。また、来場者アンケート等を実施して、問題があれば対応している。自主事業についても周辺地域に直接チラシをポスティングする等、地域の文化振興に努めている。

(6) 監査の結果及び意見

・使用料について【意見】

各ホールで独自の料金体系があり、単純な比較は困難であるが、学園前ホールと席数が類似しているホールについて、平日午後の時間帯の使用料をインターネット及び電話にて調査した。結果は以下のとおりである。

比較可能性をもたせるために、来場者から使用料を徴収する等の場合を「使用料徴収利用」、使用料を徴収しない等の場合を「使用料非徴収利用」として、まとめている。また、当日の準備やリハーサルをする時間帯に係る施設使用料を割引している施設は、「当日内準備割引」の欄に「○」を付しており、前日までに限って準備やリハーサルに係る施設使用料を割引している施設は、「前日準備割引」の欄に「○」を付している。

学園前ホールよりも使用料が安い施設が2件あったが、冷暖房料を別途加算されるので、総額が逆に高くなる場合もあった。

準備利用に割引料金を適用している施設もあるが、土日の利用が中心となるホールでは、土日に準備やリハーサルをされると市民の利用可能性が制限される。準備に伴う割引は、利用の少ない平日や夜間に限って実施し、土日利用は準備やリハーサルであっても通常の使用料を徴収されたい。

また、毎年40百万円以上支出が収入を上回っている現状や、今後も引き続き、市民に愛される施設として快適に維持管理していかねばならない費用のことを考える

と、他の施設のように冷暖房料を徴収したり、使用料を値上げしたりする等の対応を検討されたい。

名称	所在地	席数	当日内 準備割引	前日 準備割引	使用料 徴収利用	使用料 非徴収利用	冷暖房料
		席			円	円	円
毎日新聞オーバルホール	大阪市北区 梅田	486	×	○	155,000	—	—
ザ・フェニックスホール	大阪市北区 西天満	335	×	×	115,500	—	—
秋篠音楽堂	奈良市西大 寺東町	304	×	○	70,000	60,000	—
テイジンホール	大阪市中央 区南本町	285	×	×	60,000	—	—
高取町リベルテホール	高市郡高取 町大字観覚 寺	500	○	○	57,600	28,800	—
大阪府立男女共同参 画・青少年センター	大阪市中央 区大手前	500	○	○	53,600	26,800	—
大阪市立こども文化セ ンター	大阪市西区 北堀江	434	×	×	48,000	24,000	—
学園前ホール	奈良市学園 南	305	○	○	35,200	19,200	—
やまのべホール	天理市川原 城町	781	×	×	32,000	16,000	12,000
東大阪市立文化会館	東大阪市稲 葉	520	○	○	19,600	9,800	(注)

(注) 基本料金×暖房 3 割・冷房 4 割

6. 北部会館市民文化ホール

(1) 施設の概要

北部会館市民文化ホール（以下、「市民文化ホール」という。）は、市北部の平城ニュータウンにある北部会館内の 1 施設である。北部会館は市民文化ホールの他、図書館、福祉センター、出張所等から構成されている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市右京一丁目1番地の4
施設の設置目的	市民の自主的な文化活動の促進、教養の向上及び健康の保持を図り、もって市民の福祉の増進に資するため
根拠条例等	奈良市北部会館条例
設置年月日	平成16年7月20日
指定管理者制度導入年月日	平成18年4月1日
所管課	市民活動部文化振興課
主な施設の種類	ホール、多目的室、会議室等
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



<建物外観>



<エントランス>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成18年度～	非公募	財団法人奈良市文化振興センター	市の文化施設を管理・運営する団体
平成20年度～	公募	同上（平成24年度は一般財団法人奈良市総合財団）	同上
平成25年度～現在	公募	一般財団法人奈良市総合財団	39ページに記載のとおりである。

現在の指定管理期間は平成25年4月1日～平成30年3月31日の5年間である。

② 現在の指定管理者の概要

39ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

市民文化ホールに係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	25,798	30,044	29,137	33,182	27,291
うち使用料収入	8,393	8,759	8,684	9,253	9,712
その他	17,404	21,285	20,452	24,558	17,579
支出	36,009	36,237	35,651	35,233	36,880
うち指定管理料	36,009	36,237	35,651	35,233	36,880
その他	15,509	20,682	18,142	28,164	17,579
収支	△25,721	△27,055	△24,655	△29,585	△27,168

(注) その他収入は主に自主事業収入、その他支出は主に自主事業に係る講師料等である。

(4) 施設の利用状況

市民文化ホールの稼働利用状況は以下のとおりである。

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	302	303	301	304	306
利用日数 (日)	302	303	301	304	295
入館者数 (人)	93,570	113,955	116,409	140,613	120,899
稼働率 (%)	70.5	78.1	77.5	85.1	85.2

(注) 利用日数及び稼働率は市民ホールの値である。

市民文化ホールは、周辺の住民が気軽に利用できるような地域密着型の施設であり、市民ホールの他、会議室や多目的室も市の類似施設と比較して稼働率が高い。

(5) 指定管理者の管理運営状況

設立時以降、市の外郭団体である財団法人奈良市文化振興センター（現総合財団）が非公募で指定管理者に指定され、市民文化ホールを管理運営してきた。平成 20 年度以降の 5 年間について初めて公募による指定管理者の募集が行われ、継続して財団法人奈良市文化振興センター（現総合財団）が指定管理者に指定されている。

指定管理者は、貸館事業の他、コンサート、狂言会や子供向けの体操教室等多様な自主事業を積極的に行っている。また、管理運営は臨時職員を含めて 4 名体制を敷いており、舞台の管理運営や保守点検等は外部業者に再委託している。

(6) 監査の結果及び意見

・再委託について【意見】

市の契約規則では、50 万円以上の委託契約の場合、競争入札によることとされている(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項及び奈良市契約規則第 17 条の 2)。総合財団は、市の外郭団体であることから、規程にはないが、慣行的に市の契約規則に準拠した金額基準により、競争入札か随意契約かを決定している。

しかし、平成 24 年度に締結した舞台設備運用管理業務は契約額が 3,929 千円と、市の規則に従えば競争入札を行うところ、随意契約している。

随意契約は「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」（地方自治法第 167 条の 2 第 2 項）など、許されているケースもあるが、あくまで限定的である。そのため、その運用には公平公正な判断が行われていることを示すため、契約締結の決裁文書にて理由を明確にしておかなければならないが、市民文化ホールの舞台設備の運用が現再委託先にしかできないとする理由は明確ではなかった。今後も総合財団が奈良市契約規則に準拠するのであれば、市は総合財団にその旨を内規に追加するように指導するとともに、指定管理者による再委託が適切に行われているかをモニタリングされたい。

7. 勤労者総合福祉センター

(1) 施設の概要

勤労者総合福祉センター（以下、「勤労者福祉センター」という。）は、JR 平城山駅に近い奈良市佐保台にある。もともとは旧雇用・能力開発機構が平成 3 年に設置した勤労者福祉施設で、市の出資法人である財団法人奈良市勤労者福祉サービスセンターが管理運営を受託していたが、平成 15 年 11 月に市が旧雇用・能力開発機構から譲り受け、市の施設となった。市は譲受時に平成 33 年 3 月までは従前の事業内容の用途に供する旨の事業計画を提出している。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市佐保台西町 115 番地
施設の設置目的	勤労者をはじめ広く市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇活用の充実を図るため
根拠条例等	奈良市勤労者総合福祉センター条例
設置年月日	平成 15 年 11 月（市の議受日）
指定管理者制度導入年月日	平成 16 年 1 月
所管課	観光経済部商工労政課
主な施設の種類	多目的ホール、会議室、テニスコート、トレーニングルーム等
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



< 勤労者総合福祉センター >

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 16 年度～	非公募	財団法人奈良市勤労者福祉サービスセンター	市の 100% 出資団体。市内に所在する中小企業の勤労者、事業主等に対する総合的な福利厚生事業を行う団体
平成 24 年度～現在	非公募	一般財団法人奈良市総合財団	39 ページに記載のとおりである。

現在の指定管理期間は平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の 2 年間である。

② 現在の指定管理者の概要

39 ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

勤労者福祉センターに係る市の収支は以下のとおりである。使用料は、市の施設になる際に一度平均 20%の値上げを実施したが、それ以降は据え置きである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	10,454	9,687	10,957	11,614	11,080
うち使用料収入	9,509	9,150	9,131	9,206	8,910
(注1) その他	945	537	1,826	2,408	2,170
支出	39,685	38,139	39,097	42,856	39,491
うち指定管理料	39,681	38,137	39,093	39,938	39,482
その他	4	2	4	(注2) 2,918	9
収支	△29,231	△28,452	△28,140	△31,242	△28,411

(注1) 主に市の事業として実施した各種教室の受講料である。

(注2) 冷暖房機の整備費用である。

(4) 施設の利用状況

年度 項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	299	299	297	297	301
利用日数 (日)	299	299	297	297	300
入館者数 (人)	66,679	66,622	67,588	70,262	69,673
稼働率 (%)	96	95	97	94	95

(注) 利用日数及び稼働率は多目的ホールの値である。

(5) 指定管理者の管理運営状況

施設管理事業については、仕様書に定める各種教室開催事業としてパソコン教室や、ヨガ教室を市の事業として実施するほか、自主事業として社交ダンス教室や陶芸教室、絵画教室等を実施している。建物が設置されてすでに 20 年以上経過しており、様々な箇所での修繕が必要となってきたが、市の財源が厳しく、修繕費の予算がつかないため、自主事業で生じた利益を勤労者福祉センターの修繕に充てている。

また、清掃業務及び設備管理業務については、仕様書で別途回数や詳細な業務内容を定め、当該仕様書に基づき業務を委託している。

なお、指定管理者は、勤労者福祉センターで施設管理業務とは別に、主に中小企業の従業員や個人事業主を対象にした福利厚生を提供する事業を実施している。当該事業に関して、市より事業補助金が支給されており、平成 24 年度の支給補助

金は 37 百万円である。

(6) 監査の結果及び意見

・自主事業について【意見】

指定管理者の勤労者福祉センターに係る事業計画書によると、自主事業の部分に「中小企業勤労者福祉共済事業」として、福利厚生事業や貸付斡旋事業が記載されている。しかし、これらは、指定管理者が別途実施している事業であり、勤労者福祉センターの管理運営とは直接関係がない。

自主事業の実施計画には施設を利用した自主事業のみを記載するよう、市は指定管理者へ指導されたい。

・満足度調査について【意見】

従前は利用者に対するアンケートを実施していたが、現在は行っていない。施設利用者に適宜声かけすることにより要望を聞き取っているとのことであるが、利用者の意見を適時に反映させ、より充実したサービスの提供を図るためにアンケートの実施や意見箱の設置等を検討されたい。

8. ボランティアセンター

(1) 施設の概要

ボランティアセンターは、市内のボランティア活動拠点として、登録しているボランティア団体に無料で会議室を貸し出している施設である。平成 7 年に開所し、指定管理者制度が導入される平成 17 年度までは社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が施設管理を行っていたが、平成 18 年度に初めて公募が行われ、別団体が指定管理者となった。その後も継続して、公募により指定管理者が指定されている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市法蓮町 1702 番地の 1
面積	土地 1,676.95 m ² (敷地面積) 建物 618.00 m ² (延床面積)
施設の設置目的	市民の自主的な活動による自発的な活動で、営利を目的としない公益性を有するものを促進し、もって市民の福祉の向上に資するため
根拠条例等	奈良市ボランティアセンター条例
設置年月日	平成 7 年 2 月 4 日
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	市民活動部協働推進課
主な施設の種類	会議室、グループ活動室、調理実習室
利用料金制か収受代行制か	無料のため該当なし



<ボランティアセンター>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18 年度～	公募	財団法人奈良キリスト教青年会	キリスト教精神に基づき、奈良県内における青少年等の心身の健全な成長をはかるとともに奉仕の精神を養うことを目的とした団体
平成 22 年度～現在	公募	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
所在地	奈良市杏町 79 番地の 4
設立の目的	奈良市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の推進を図ることを目的として設立
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法第 109 条第 1 項に掲げる事業 ・ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連携 ・ 共同募金事業への協力 ・ 善意銀行に関する事業 ・ 介護保険事業 ・ 障害者自立支援事業 ・ 福祉サービス事業 他
代表者	理事長 福井 重忠
代表者の兼務の状況	奈良市副市長
職員数(うち非正規職員)	134 人 (うち非正規職員 42 人 平成 25 年 9 月末現在)
指定管理期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (3 年間)
公募・非公募の別	公募
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターの利用管理業務 ・ センターの事業の実施に関する情報の収集及び提供業務 ・ 市民活動に関する相談業務 ・ 施設及び設備の維持管理業務 ・ 清掃業務 等
他の公の施設の指定管理状況	あり (総合福祉センター、月ヶ瀬福祉センター、都祁福祉センター、老人福祉センター)

(3) 収支の状況

ボランティアセンターに係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	—	—	—	—	—
支出	19,224	19,224	19,427	17,012	14,901
うち指定管理料	19,224	19,224	19,427	17,012	14,901
収支	△19,224	△19,224	△19,427	△17,012	△14,901

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	347	347	347	348	293
入館者数 (人)	14,025	14,316	18,188	21,374	21,518

(注) 平成 24 年度に開館日数が減少しているのは、平成 24 年度より休館日を毎月第 3 日曜日から毎週日曜日、祝日に変更したためである。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金の管理は、現金受払簿に日々の入出金を記録しており、当該帳簿を事務所にて保管している。

備品に関しては、市の台帳とは別に、指定管理者が台帳を保有しており、当該台帳を基に、備品実査を行っている。廃棄の際には、市への報告を行っている。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金は受払簿及び備品台帳を事務所に備え付け、保管している。また、監査人が抜き取りで確認した範囲では、入出金取引の証憑 (請求書・領収書等) が保管されていた。

④ サービス向上に関する取組み

年に 1 度、アンケート調査を行っている。

(6) 監査の結果及び意見

・自主事業について【結果】

奈良市ボランティアセンター指定管理者管理業務仕様書において、自主企画事業については下記のように定められている。

8. 自主企画事業

(1) 企画について

センターで実施する費用を徴収する事業については、事業の名称及び目的、開催日時、収支見通し等を原則として 4 週間以上前までに奈良市に書面で申請し、その了承を得ること。

(2) 経費について

指定管理者が全額負担するものとし、指定管理料から支出してはならない。

(3) 収入について

指定管理者が全額を得るものとし、指定管理料とは別に管理するものとする。

(4) 報告について

費用の徴収の有無にかかわらず、事業についての報告書を速やかに奈良市に提出すること。報告書には、参加人数、当該事業の収支等を含めること。

これに対して、指定管理者である社協は、事業計画書において以下の2点を自主企画事業として挙げている。

- ・社協で保有しているボランティア基金から生じた運用益を、ボランティアセンターに登録している団体に活動補助として支給する事業
- ・ボランティア活動保険加入の受付事務

これらの自主企画事業は、費用を徴収する事業ではないため、事前申請は行っていない。しかしながら、報告については市になされておらず、それに関連して、自主企画事業にかかる経費が指定管理料から支出しているかも不明である。市は実態を把握し、自主企画事業についてのモニタリングを行うべきである。

9. グリーンホール

(1) 施設の概要

グリーンホールは、日豪親善、社会福祉、教育・青少年育成等幅広い分野で多大な功績を残した奈良市特別名誉市民故アントニ・J・グリーン神父（以下、「グリーン神父」という。）の記念館として、また、国際交流をはじめとする市民の皆様の交流活動の促進を図ることを目的として建てられた。グリーン神父と親交のあった団体であるグリーンファミリーが、開設以来一貫して管理運営している。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市中登美ヶ丘三丁目 1994 番地の 10
面積	敷地面積 637.01 m ² 延床面積 225.50 m ²
施設の設置目的	国際交流をはじめとする市民の交流活動の促進を図るため
根拠条例等	奈良市グリーンホール条例
設置年月日	平成 16 年 7 月 29 日
指定管理者制度導入年月日	平成 19 年 4 月 1 日
所管課	観光経済部観光戦略課
主な施設の種類の	多目的ホール、駐車場
利用料金制か収受代行制か	無料のため該当なし



＜グリーンホール＞

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 19 年度～現在	公募	グリーンファミリー	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	グリーンファミリー
所在地	奈良市鶴舞東町 1-79-101 鶴舞保育園内
設立の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンホール運営のための指定管理者の指定を受けるため ・グリーン神父の遺志を継ぎ、地域における福祉活動と住みよい環境づくりに貢献するため
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン神父の功績の顕彰と資料収集・保存・展示 ・地域福祉への貢献と交流の場の提供 ・住みよい環境づくり ・国際交流に関する事業
指定管理期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 (5 年間)
公募・非公募の別	公募
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールの運営に関する事業 ・ホールの維持管理に関する事業 ・市の特別名誉市民であるグリーン神父の功績に関する資料を収集し、保存し、及び展示する業務 ・市民の自主的な交流活動又はふれあいの場を提供する業務 ・その他ホールの設置目的を達成するために必要な事業
他の公の施設の指定管理状況	なし

(3) 収支の状況

グリーンホールに係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	—	—	—	—	—
支出	3,135	3,009	3,050	3,000	3,000
うち指定管理料	3,135	3,009	3,050	3,000	3,000
収支	△3,135	△3,009	△3,050	△3,000	△3,000

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	289	289	290	291	289
利用日数 (日)	285	285	285	291	288
入館者数 (人)	11,688	11,426	11,554	13,372	12,182
稼働率 (%)	79	79	77	87	83

稼働率は、80%前後と比較的高水準で稼働している。なお、主な利用内容はコーラス・空手・太極拳の練習など複数の団体が定期的に利用することが多く、他にも結婚式の余興の練習等の利用方法も散見された。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金の管理は、現金の受払簿に日々の入出金を記録している。また、証憑についても合わせて添付している。市の備品にはシールを添付して管理しており、廃棄処分する際に市への報告を行っている。

② 個人情報の管理

グリーンホールが取り扱っている個人情報にはグリーンホール使用のための申請書がある。当該申請書は台帳管理されており、グリーンホール内にあるロッカーに施錠して管理されている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

帳簿及び台帳は原則、グリーンホール内のロッカーに施錠して管理されている。

④ サービス向上に関する取組み

利用者アンケート等の利用者に対する満足度調査等は実施していない。

(6) 監査の結果及び意見

・使用料について【意見】

平成 23 年度の包括外部監査でも意見として記載したように、グリーンホールの稼働率が高くなっているのは、少なからず、市民が有料の公民館の代わりに無料のグリーンホールを使用しているためである。

当該意見に対する現在の市の方針は、

- ・現状の指定管理者の管理体制（常駐 1 名）ではセキュリティーの面から料金の出納への対応は困難であること。
- ・現在の指定管理期間は平成 29 年 3 月 31 日までであり、使用料を徴収し 2 名体制にすると協定内容を変更する必要がある、その内容への指定管理者の対応が可能であるかの調整が必要であること。
- ・有料化すると指定管理料は最低 4,700 千円に増額となることが予想される一方で、反対に稼働率は下がると予測され、使用料収入が指定管理料増額分を下回ると考えられること。

上記理由より、直ちに利用料金制を導入することは難しいが、今後、必要性和実行可能性の観点で検討していくとしており、現状の対応では、隣接する公民館との不均衡は何も解決されていない。

また、上記項目については、

- ・現状の指定管理者の管理体制であっても、グリーンホール使用の際に用いる承認申請書と現金收受台帳を利用すること。
- ・施錠できるロッカーがあり、他に 1 名で料金出納を行っている施設があることから、必ずしもセキュリティー面での問題で対応が困難になるとはいえないこと。
- ・前回の意見提出から、2 年以上の期間が経過しており、調整すべき期間は十分にあったこと。また、他の施設の状況を鑑みると 2 名体制とする論拠が必ずしも合理的であるとは言えないこと。
- ・稼働率を下げないためにどのような利用方法であっても無料で貸し出すということは、本来の施設の設置目的を尊重しているとはいえず、また、近隣の公民館との不均衡は是正されないこと。

などから、市の検討は十分であるとはいえない。グリーンホールについては基本有料化にし、設置目的に合致したより限定的な目的利用の際には、減免する等の対応を早急に検討すべきである。

10. 市美術館

(1) 施設の概要

市美術館は、市庁舎に近接するショッピングセンターの5階に位置し、観賞・創造・学習の三つを柱に市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与し、豊かな市民文化の形成を図る目的で設置された。当該建物はもともと百貨店であったが、平成12年に当該百貨店が経営破たんした。その後、平成15年7月に現ショッピングセンターが開業、市美術館は同年10月に開設されている。

従前は、財団法人奈良市文化振興センターが市から委託され市美術館を管理運営していたが、平成18年度より同センターが指定管理者として指定された。その後、平成24年に同センターが他の外郭団体とともに総合財団に統合されたため、現在は総合財団が指定管理者として市美術館の管理運営を行っている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市二条大路南一丁目3番1号
施設の設置目的	市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与し、もって豊かな市民文化の形成を図るため
根拠条例等	奈良市美術館条例
設置年月日	平成15年10月
指定管理者制度導入年月日	平成18年4月1日
所管課	市民活動部文化振興課
主な施設の種類	展示スペース、事務室等
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



<入場口>



<展示スペース>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18 年度～	非公募	財団法人奈良市文化 振興センター	市の 100%出資団体で、文化施設を 管理運営する団体
平成 24 年度～現在	非公募	一般財団法人奈良市 総合財団	39 ページに記載のとおりである。

現在の指定管理期間は平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の 3 年間である。

② 現在の指定管理者の概要

39 ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

市美術館に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	8,299	5,122	7,069	5,788	6,280
うち使用料収入	5,110	4,500	5,140	4,105	5,115
その他	3,189	622	1,929	1,683	1,165
支出	59,417	59,875	55,219	55,812	55,211
うち指定管理料	33,527	34,105	30,626	30,254	30,197
その他	25,890	25,770	24,593	25,558	25,014
収支	△51,117	△54,753	△48,150	△50,024	△48,931

(注) その他支出は主に賃料及び共益費である。

(4) 施設の利用状況

年度 項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	307	307	305	308	307
利用日数 (日)	239	255	260	268	256
入館者数 (人)	95,501	84,109	68,363	80,916	73,197
利用率 (%)	77.9	83.1	85.2	87.0	83.3

(注) 利用日数及び利用率は第一展示室の利用日数である。

(5) 指定管理者の管理状況

市美術館は、美術館でありながら常設展示は行っておらず、市民が気軽に利用できるギャラリーと位置付けられている。

(6) 監査の結果及び意見

・自主事業について【意見】

市美術館では、仕様書にある以下の条文に基づき指定管理者が事業を実施しており、当該事業を自主事業と位置付けている。

Ⅱ 指定管理者が行う業務の範囲
3. 文化振興事業に関すること
市美術館の特色を生かした、芸術文化鑑賞の機会の提供や、地域の文化団体との協働による事業、その他市美術館の設置目的を達成するための事業を自主的に企画し実施すること。

一方、総合財団が平成 24 年度に実施した自主事業は以下のとおりである。

事業名	開催日	収入	支出	収支
		千円	千円	千円
① 奈良市美術館自主講座	5月13日	66	54	11
② 久保晃作品展	8月3日～12日	777	804	△27
③ 奈良市児童生徒作品展	1月4日～6日	39	39	-
④ 奈良市立幼稚園こども作品展	2月1日～3日	41	41	-

上記 4 事業の収入のうち、①は外部からの収入であるのに対し、②の大部分（674 千円）と③及び④の収入全額は、指定管理料収入である。これは事業を実施するに際して指定管理料を財源としたことを意味する。

指定管理者は、①は自主財源のみで運営する狭義の自主事業、②から④は市との仕様書に基づいて自主的に実施した広義の自主事業と区分しているが、①で生じた利益も指定管理料の精算という形で市に納めている。

確かに、市美術館では、自主事業に係る収支の負担について仕様書に明確な定めはない。しかし、狭義の自主事業で稼得した利益が全て市の歳入となると、指定管理者は狭義の自主事業をしないほうが業務量の軽減につながるため、積極的に狭義の自主事業を実施しない可能性がある。

現在の方法が、指定管理者制度の趣旨から見て妥当であるか改めて検討する必要がある。そのうえで、必要に応じて仕様書等で自主事業の範囲を明確化するとともに、自主事業に係る費用負担、利益の取扱いを定められたい。

・施設のあり方について【意見】

平成 24 年度の包括外部監査でも意見としたように、市は指定管理料の他に賃料及び共益費として 24 百万円／年を支払っている。常設展示がなく、ショッピングセン

ター内のギャラリーのような共用スペースの利用を市の負担で続けるべきか疑問がある。多額の賃借料を支払っている事実を勘案して、少なくとも市所有建物への移転を検討されたい。

1 1. 奈良町からくりおもちゃ館

(1) 施設の概要

平成 24 年 4 月に開館した奈良町からくりおもちゃ館（以下、「からくりおもちゃ館」という。）は、ならまちの活性化と市の観光振興に役立ててほしいと寄贈を受けた旧松矢家住宅を活用した施設で、からくりおもちゃは奈良大学名誉教授の鎌田道隆氏より寄贈を受けたものである。

ならまちの町家の空間の中で、昔の子ども達が楽しんだ「からくりおもちゃ」に触れて遊べ、また工房では、有料で体験イベント日に工具を使って「からくりおもちゃ」等を作ることができる。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市陰陽町 7 番地
面積	敷地面積 501.72 m ² 延床面積 265.19 m ²
施設の設置目的	伝統的な町家を後世に引き継ぐとともに、地域の活性化と観光振興の拠点とするため
根拠条例等	奈良町からくりおもちゃ館条例
設置年月日	平成 24 年 4 月 28 日
指定管理者制度導入年月日	平成 24 年 4 月 28 日
所管課	観光経済部観光振興課
主な施設の種類	母屋、工房棟、庭等
利用料金制か収受代行制か	無料のため該当なし



<からくりおもちゃ館>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 24 年度～現在	公募	特定非営利活動法人 からくりおもちゃ塾 奈良町	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	特定非営利活動法人 からくりおもちゃ塾奈良町
所在地	奈良市薬師堂町 31 番地
設立の目的	木や竹や紙などの自然素材の特長を生かし、老若男女を問わず楽しむ、伝承的からくり玩具の製作・修理・展示・普及・販売などを通じ、地域の子どもからお年寄りまでが集い交流する中で、昔から伝わる先人たちの知恵や文化を学び、より人間的営みを深めることで、地域社会に寄与するため
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ からくり玩具による社会福祉事業 ・ まちづくり支援事業 ・ 地域振興及び芸術振興に関する公的施設の指定管理受託事業 ・ その他本法人の目的達成のための事業
代表者	鎌田 道隆
指定管理期間	平成 24 年 4 月 28 日～平成 29 年 3 月 31 日 (5 年間)
公募・非公募の別	公募
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ からくりおもちゃ等の展示及び体験に関する事業 ・ 観光の案内に関する事業 ・ 奈良町からくりおもちゃ館の利用制限に関する事業 ・ 奈良町からくりおもちゃ館の施設及び附属設備の維持管理に関する事業
他の公の施設の指定管理状況	なし

(3) 収支の状況

からくりおもちゃ館に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 24 年度
	千円
収入	—
支出	5,450
うち指定管理料	5,450
収支	△5,450

(4) 施設の利用状況

項目	平成 24 年度
開館日数 (日)	286
利用日数 (日)	286
入館者数 (人)	38,592

施設設置に際して市が作成した事業計画では、ならまち格子の家に年間を通じて約 10 万人近くの人々が訪れていること、また、近隣に子ども達が活動の中心となっている音声館や史料保存館、なら工芸館などが存在しており、これら施設との連携等による相乗効果が期待できるものと考え、予想入場者数を、年間約 10 万人と見込んでいた。一方、事業運営を行っている指定管理者は、からくりおもちゃ館はおもちゃに直に触れ遊ぶ施設であること、及び展示スペースに限りがあることから、当初より年間 4 万人程度の利用を見込んでいた。このように市と指定管理者では施設運営に対する認識が異なっている。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金等の現物については受払記録を設けており、監査人が抜き取り実査した範囲においては、支出証憑となる領収書とともに管理されていた。また、市から貸与されているからくりおもちゃについては工房棟の倉庫で保管されており、展示の際に破損した分については適宜修繕を行っている。

② 個人情報の管理

からくりおもちゃ館が取り扱っている個人情報としては、自主事業として実施しているおもちゃ作り教室 (製作体験講座) に参加する際の申込用紙である。当該申込用紙は、台帳で管理されている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

帳簿及び台帳については NPO 法人からくりおもちゃ塾奈良町事務局長が管理を行っている。

④ サービス向上に関する取組み

からくりおもちゃ館では雑記帳を設けており、利用者が意見を記載している。来館者に対して、常駐スタッフが付き添ってからくりおもちゃを説明するという形態であるため、雑記帳への記載率が高く、また、当該雑記帳の意見を参考に展示するおもちゃを選定する等、有効に活用を行っている。

(6) 監査の結果及び意見

・公募期間について【意見】

公募期間については公平性確保の観点より一定以上の期間を設けることが望ましく、指定管理基本方針でも公募の場合には、指定の申請の受付期間を、募集を開始してから概ね1ヶ月を経過した後の日とするものと定めている。

しかし、平成24年度に実施されたからくりおもちゃ館の指定管理者募集の申請受付期間は、平成24年9月30日から10月21日までで、1ヶ月を下回っていた。

公募という趣旨から競争性を阻害する要因は出来る限り排除すべきであるため、特別な理由がない限り募集期間は一定期間以上を応募者に与えるべきである。市は、指定管理基本方針に沿って適正な長さの申請期間を設けるよう改善されたい。

・モニタリングについて【意見】

公募の際の選定委員会による審査項目表上では、申請団体の財政基盤は脆弱であると判断されていたのに対し、モニタリング指針に基づき実施された一年目の指定管理者評価表上では、健全で安定的な財務状況であると判断されている。

このように評価が異なるのは、公募の際の審査の選定委員会と、モニタリング指針に基づく所管課のモニタリングで着眼点が大きく異なることに他ならないと考えられる。

すなわち、選定委員会では、申請団体が設立されて間がなかったことや収支予算書の収入が低額であったことから財政基盤が脆弱であると判断したのに対して、モニタリング時には、所管課が会計専門の担当を設置して適切に会計処理していることから健全で安定的な財務状況であると判断しているのである。

一般的には、貸借対照表で現預金や資産、負債等の額に基づき各種財務指標を計算し財務状況の健全性を判断することが多いが、以下のように平成23年度及び平成24年度の貸借対照表を見ても、正味財産が160千円増加したのみで、財政基盤の大きな変化はないにもかかわらず、結論が全く逆である。

【貸借対照表】

	平成23年度	平成24年度
	円	円
I 資産の部	368,030	528,193
II 負債の部	0	0
III 正味財産の部	368,030	528,193

所管課が言う適切な会計処理は、財務状況の安定性とは関係がないため、次回以降は、貸借対照表等をもとに財務状況の安定性を判断されたい。

1 2. 上深川歴史民俗資料館

(1) 施設の概要

上深川歴史民俗資料館（以下、「民俗資料館」という。）は、主に地域の無形民俗文化財である「題目立（だいもくたて）」の伝承や題目立に使用する資料等の収集、整理、保存、公開を目的とした施設である。題目立は上深川町の八柱神社に伝わる民俗芸能であり、昭和 50 年に重要無形民俗文化財の指定を受け、平成 21 年にユネスコ無形文化遺産に登録されている。

旧都祁村が市と合併した平成 17 年度は市から委託を受け、平成 18 年度以降は指定管理者として地元の自治会が民俗資料館を管理運営している。底地は隣接する八柱神社から無償で借り受けている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市上深川町 511 番地
施設の設置目的	地域の無形民俗文化財の伝承に関する事業及び歴史資料、民俗文化財等の収集、整理、保管、公開等に関する事業の実施
根拠条例等	奈良市文化財保存公開施設条例
設置年月日	昭和 53 年 3 月 25 日
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	教育総務部文化財課
主な施設の種類	展示施設、題目立の練習場所
利用料金か収受代行制か	無料のため該当なし



<上深川歴史民俗資料館>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成18年度～現在	非公募	地元自治会	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	地元自治会
所在地	自治会長宅の所在地
設立の目的	より住みやすい地域を築くことを目的とする。
事業の概要	親睦、地域連携等
代表者	自治会長
指定管理期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日(5年間)
公募・非公募の別	非公募
指定管理業務の概要	民俗資料館の施設、保管資料等の維持管理に関すること

(3) 収支の状況

民俗資料館に係る市の収支は以下のとおりである。展示スペースはほとんどなく、見学者もほとんどないことから、使用料は徴収していない。指定管理料の主な使途は、水道光熱費である。

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	—	—	—	—	16
支出	200	200	200	200	200
うち指定管理料	200	200	200	200	200
収支	△200	△200	△200	△200	△184

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数(日)	38	43	34	38	38
利用日数(日)	38	43	34	38	38
入館者数(人)	433	500	552	539	571

(注) 稼働率は計算していない。

(5) 指定管理者の管理状況

基本的には、題目立の練習や会合に使用される施設であり、開館日数はおおむね30日～40日で推移している。町民以外の利用はほとんどなく、見学希望者があれば随時対応している。また、民俗資料館の維持管理に係るコストも光熱水費が主であり、指定管理料を上回る分については自治会が負担している。

(6) 監査の結果及び意見

・施設のあり方について【意見】

民俗資料館の利用日数は年間30～40日と低稼働の状態が続き、見学者も年に数十人程度である。もともと題目立自体が神社の氏子を中心に受け継がれてきた民俗文化ということもあり、施設利用者のほとんどが周辺住民である。また、題目立は神社の境内で行われており、民俗資料館は主に題目立の練習場所及び衣装、小物の保管場所等の役割を果たしているに過ぎない。

このような施設は、サービス向上及びコスト削減を趣旨とする指定管理者制度になじまない。例えば自治会に譲渡して自治会の自主的な管理運営に委ねることも方法の一つである。

民俗資料館は設置に当たり、国から補助金の交付を受けている。しかし、設置からすでに30年以上経過しており、「経過年数（補助目的のために事業を実施した年数）が10年以上である補助対象財産」（「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第2-2(1)①）に該当するため、譲渡等について特に制限はない。現在の指定管理期間経過後に自治会に譲渡することも検討されたい。

1.3. 柳生の里観光施設

(1) 施設の概要

柳生の里観光施設のうち旧柳生藩家老屋敷は、昭和55年に作家山岡荘八氏の遺族より寄贈を受けたことを契機に、柳生の里を訪れる観光客及び市民の観覧と利便に供するとともに、観光振興と地域活性化の拠点とすることを目的として、昭和56年に観光施設として一般公開された。

平成17年度以前は柳生観光協会に柳生の里観光施設の管理を委託していたが、平成18年度の指定管理者制度の導入時に非公募で柳生観光協会が指定管理者に指定された。以降は柳生観光協会が指定管理者として運営を行っており、平成25年度以降も公募で柳生観光協会が指定管理者として指定されている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	旧柳生藩家老屋敷 奈良市柳生町 155 番地の 1 旧柳生藩陣屋跡 奈良市柳生町 337 番地 柳生観光駐車場 奈良市柳生下町 491 番地
面積	旧柳生藩家老屋敷 延床面積 居宅・浴室 275.03 m ² 他 旧柳生藩陣屋跡 延床面積 休憩所 29.16 m ² 他 柳生観光駐車場 敷地面積 1,954.04 m ²
施設の設置目的	柳生の里を訪れる観光客及び市民の観覧と利便に供するとともに、観光振興と地域活性化の拠点とするため
根拠条例等	奈良市柳生の里観光施設条例
設置年月日	昭和 61 年 4 月 1 日
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	観光経済部観光振興課
主な施設の種類	家老屋敷、陣屋跡、駐車場等
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



<旧柳生藩家老屋敷>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18 年度～	非公募	柳生観光協会	以下のとおりである。
平成 25 年度～現在	公募	同上	

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	柳生観光協会
所在地	奈良市柳生町 155 番地の 1
設立の目的	柳生を中心とする観光資源の保護開発、観光施設の整備改善、観光意識の普及向上及び、イベントなど開催し県内外からの観光誘致
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・柳生の里観光施設の維持管理 ・地域イベントの参加・協賛、地域美化運動の推進 ・柳生の里の PR 活動、観光事業の調査・研究 ・柳生の里に存在する名所・旧跡の維持の為にボランティア活動
指定管理期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（5 年間）
公募・非公募の別	公募
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の入場及び使用の承認及び制限に関する事業 ・観光施設の施設及び設備等の維持管理に関する事業 ・観光振興及び地域の活性化に関する事業 ・その他上記目的を達成するために必要な事業
他の公の施設の指定管理状況	なし

(3) 収支の状況

柳生の里観光施設に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	6,682	6,182	5,014	4,594	4,132
うち使用料収入	6,682	6,182	5,014	4,594	4,132
支出	8,840	9,539	8,931	8,440	8,316
うち指定管理料	8,454	8,384	8,117	8,076	7,993
その他	386	1,155	825	364	323
収支	△2,158	△3,357	△3,917	△3,845	△4,183

(4) 施設の利用状況

【旧柳生藩家老屋敷】

年度 項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	357	356	356	356	357
利用日数 (日)	357	356	356	356	357
入館者数 (人)	14,442	13,714	11,144	10,033	8,877

【柳生観光駐車場】

年度 項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開場日数 (日)	366	365	365	365	366
利用日数 (日)	366	365	365	365	366
利用台数 (台)	3,478	3,116	2,431	2,344	2,195

旧柳生藩陣屋跡については、無料の施設のため、入場者数の把握を行っていない。また、旧柳生藩陣屋跡では「さくら祭」等を実施し、観光客の柳生誘致活動を実施しているが、観光客の減少に歯止めがかかっていない。交通の利便性が低いことも観光客を誘致しづらい誘因となっている。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金等は手持ちの金庫等で保管しており、また、備品等については年 1 回実査を行って、現物の把握を行っているとのことである。

② 個人情報の管理

個人情報としては、旧柳生藩家老屋敷で実施している写真コンクール応募者の申込用紙に氏名・住所等が記載されている。当該情報は台帳管理し、事務局のロッカーで保管されている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

帳簿及び台帳は旧柳生藩家老屋敷の中にある事務局のロッカーで保管されている。

④ サービス向上に関する取組み

利用者アンケートや雑記帳を設置する等を検討しているが、指定管理者としては、満足度調査等を実施していない。なお、市主催、柳生観光協会及び奈良交通株式会社協力のツアーを実施しており、当該ツアーのアンケート結果について情

報共有を行っている。

(6) 監査の結果及び意見

・モニタリングについて【意見】

現在、旧柳生藩家老屋敷では展示物等の入れ替えは行われていない。また、旧柳生藩陣屋跡の案内板は劣化が激しく、文字を読むことが困難な状況であった。さらに、上述したように指定管理者が満足度調査等を実施しているわけではないため、市主催ツアーのアンケート結果が、柳生の里観光施設自体のサービス向上に十分に寄与するかは不明確である。

また、市のモニタリング結果の総合評価の指定管理者に対する指示・指摘事項では、「利用の促進、サービスの向上を目指して、積極的に観光案内、誘客イベント等を実施することを指導している」との記載があるが、指定管理者制度の趣旨からすると指定管理者自らが率先して観光案内、誘客イベント等を実施する必要がある。

指定管理者自身がイベントを実施したり、アンケートを積極的に活用し、ニーズを募るとともに積極的に利用者数を把握するとともに、市としては、当該利用者数の増加をモニタリング項目の1つに加え、指定管理者の実施内容に注視すべきである。

・公募期間について【意見】

公募期間については公平性確保の観点より一定以上の期間を設けることが望ましく、指定管理基本方針でも公募の場合には、指定の申請の受付期間を、募集を開始してから概ね1ヶ月を経過した後の日とするものと定めている。

しかし、平成24年度に実施された柳生の里観光施設の指定管理者募集の申請受付期間は、平成24年9月3日から9月21日までで、1ヶ月を下回っていた。

公募という趣旨から競争性を阻害する要因は出来る限り排除すべきであるため、特別な理由がない限り募集期間は一定期間以上を応募者に与えるべきである。市は、指定管理基本方針に沿って適正な長さの申請期間を設けるよう改善されたい。

1 4. 鴻ノ池球場等 30 施設

(1) 施設の概要

鴻ノ池球場等 30 施設（以下、「30 体育施設」という。）の内訳は、以下のとおりである。

施設の種類	設置数(カ所)
球技場	9
テニスコート	9
体育館	4
球場	2
プール	2
その他	4

30 体育施設の多くは、昭和 59 年の奈良わかかさ国体に備えて設置され、その中心会場となった鴻ノ池運動公園は、陸上競技場、球場、中央体育館、テニスコート等が設置されている。

従前は財団法人奈良市スポーツ振興事業団（以下、「スポーツ振興事業団」という。）が指定管理者に指定されていたが、平成 24 年にスポーツ振興事業団が総合財団に統合されたことに伴い、平成 24 年度からの 3 年間の指定管理者の募集では、30 体育施設について一括して非公募で総合財団が指定管理者に指定された。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市法蓮佐保山四丁目 3 番 1 号
施設の設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため
根拠条例等	奈良市体育施設条例
設置年月日	昭和 58 年 3 月（鴻ノ池陸上競技場）
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	市民活動部スポーツ振興課
主な施設の種類の	球場、陸上競技場、体育館、テニスコート、プール等



<陸上競技場入口>

<陸上競技場外観>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18 年度～	非公募	財団法人奈良市スポーツ振興事業団	市のスポーツ振興を目的として体育施設の管理運営のために設立された団体
平成 24 年度～	非公募	一般財団法人奈良市総合財団	39 ページに記載のとおりである。

現在の指定管理期間は平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の 3 年間である。

② 現在の指定管理者の概要

39 ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

30 体育施設に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	99,172	107,884	104,045	98,800	95,107
うち使用料収入	96,995	106,939	101,569	96,826	92,305
その他	2,217	999	2,476	1,974	2,802
支出	410,541	404,326	386,012	376,157	375,005
うち指定管理料	410,541	404,326	386,012	376,157	375,005
収支	△311,369	△296,442	△281,967	△277,357	△279,898

(注) その他収入は、自動販売機収入、陸上競技場薄暮電灯代等である。

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開場日数 (日)	296	296	295	295	295
利用者数 (人)	770,325	945,320	925,081	945,390	901,648
稼働率 (%)	—	70.4	71.1	73.8	65.9

(注1) 開場日数及び利用者数は、鴻ノ池陸上競技場の日数である。

(注2) 稼働率は西部生涯スポーツセンターゲートボール場及びクラブハウスを除き、補助球技場及び投てき練習場を加えた 30 施設の平均である。

(注3) 平成 20 年度の稼働率は計算していない。

球場や球技場は少年野球や草野球の利用が多く、休日はほぼ 100%利用があるが、平日の利用が少ないため、稼働率はそれほど高くない。テニスコートは民間でレッスン付のテニススクールが多く存在することもあり、稼働率は 40%～60%が中心である。

なお、市の施設では唯一奈良電子自治体共同運営システム「e 古都なら」のサイトでインターネットを通じた使用予約ができるようになっている。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金の管理は、毎日現金実査が行われ会計システムに入出金を記録している。備品に関しては、廃棄処分をするときに市に報告している。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金は会計システムが導入されており、当該システムにて管理をしている。また、調査した範囲では、その証憑 (日報、請求書・領収書等) を備え付けている。

④ サービス向上に関する取組み

自主事業として、テニスコートや体育館を利用したソフトテニス、卓球等の各種スポーツ教室やプールを利用して水泳教室や水中ウォーキング教室等を実施している。

(6) 監査の結果及び意見

・使用料について【結果】

スポーツ振興課が所管する 4 つのプール (西部生涯スポーツセンター屋内温水プール、青山プール、ならやま屋内温水プール、石打コミュニティスポーツプール)

は、65歳以上の市民は無料で使用しているが、条例には定められていない。使用料を徴収するか、条例を改正するか、いずれかの対応をされたい。

・自主事業について【意見】

現指定管理者の総合財団は基本的に自主事業で利益を出してはならないと考え、平成24年度の事業報告書上、自主事業の収支差額はゼロとしている。しかし、実際には常に収支がイコールになるような計算方法を行っている。

自主事業収支及び指定管理料精算額の計算方法は以下のとおりである。

説明	計算方法																					
① 施設管理事業と自主事業の総収入額と総支出との差額により指定管理料を算定。	<p>①平成24年度の鴻ノ池球場等30施設全体の収支</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額(千円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理料収入</td> <td>372,240</td> <td>←差引で計算</td> </tr> <tr> <td>自主事業収入</td> <td>27,047</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>2,765</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入合計</td> <td>402,053</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td>402,053</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額(千円)	備考	指定管理料収入	372,240	←差引で計算	自主事業収入	27,047		雑収入	2,765		収入合計	402,053		支出合計	402,053		収支	-	
項目	金額(千円)	備考																				
指定管理料収入	372,240	←差引で計算																				
自主事業収入	27,047																					
雑収入	2,765																					
収入合計	402,053																					
支出合計	402,053																					
収支	-																					
② ①で決まった指定管理料をもとに施設管理事業の収入を算定し、支出額を収入額と同額とする。	<p>②平成24年度の鴻ノ池球場等30施設管理事業の収支</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額(千円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理料収入</td> <td>372,240</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受講料収入</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>2,765</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入合計</td> <td>375,005</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td>375,005</td> <td>←収入と同額とする。</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額(千円)	備考	指定管理料収入	372,240		受講料収入	-		雑収入	2,765		収入合計	375,005		支出合計	375,005	←収入と同額とする。	収支	-	
項目	金額(千円)	備考																				
指定管理料収入	372,240																					
受講料収入	-																					
雑収入	2,765																					
収入合計	375,005																					
支出合計	375,005	←収入と同額とする。																				
収支	-																					
③ ①の支出合計と②の支出合計との差額27,047千円(=自主事業収入と同額)が自主事業に係る支出となる。	<p>③自主事業に係る収支</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額(千円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主事業収入</td> <td>27,047</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入合計</td> <td>27,047</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td>27,047</td> <td>←①と②の差引で計算する。</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額(千円)	備考	自主事業収入	27,047		収入合計	27,047		支出合計	27,047	←①と②の差引で計算する。	収支	-							
項目	金額(千円)	備考																				
自主事業収入	27,047																					
収入合計	27,047																					
支出合計	27,047	←①と②の差引で計算する。																				
収支	-																					
④ 指定管理料の予算額と実績額に基づき、指定管理料精算額を計算する。	<p>④指定管理料の精算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度指定管理料予算額</td> <td>380,300</td> </tr> <tr> <td>受講料収入</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>2,765</td> </tr> <tr> <td>収入合計</td> <td>383,065</td> </tr> <tr> <td>支出合計(指定管理料実績額)</td> <td>375,005</td> </tr> <tr> <td>精算額(市へ返還)</td> <td>8,059</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額(千円)	平成24年度指定管理料予算額	380,300	受講料収入	-	雑収入	2,765	収入合計	383,065	支出合計(指定管理料実績額)	375,005	精算額(市へ返還)	8,059							
項目	金額(千円)																					
平成24年度指定管理料予算額	380,300																					
受講料収入	-																					
雑収入	2,765																					
収入合計	383,065																					
支出合計(指定管理料実績額)	375,005																					
精算額(市へ返還)	8,059																					

上記方法によると、自主事業により生じた利益を、指定管理料を精算することにより市に返還していることになる。

そもそも、30 体育施設の仕様書では自主事業に関する明確な取り決めがない。総合財団は仕様書の「業務の範囲」に記載されている「施設の設置目的を達成するための事業を企画・実施すること。」を自主事業の根拠としている。しかし、自主事業に関する費用負担や自主事業で生じた利益がどちらに帰属するかは記載されておらず、自主事業で利益を出してはいけないという不文律のもと、従前より慣行的に上記のような計算方法が行われているのである。

当該計算では施設管理に係る収支と自主事業に係る収支が明確に区分されておらず、施設の維持管理にどのくらいのコストが生じているかが把握できない。市は仕様書等において、自主事業を定義付けるとともに、費用負担、利益の取扱いについて明確に定め、指定管理者が指定管理業務と自主事業に係る収支を明確に区分するように指導されたい。

・施設のあり方について【意見】

30 体育施設の多くは設置後数十年が経過し、施設の各所で大規模な修繕が必要であるにもかかわらず、財政難で年々予算が削減されており、施設の修繕費が思うように手当てできない状況が続いている。例えば、施設の所管課であるスポーツ振興課の平成 25 年度修繕費予算は 4,800 千円であり、億単位の支出が見込まれる大規模修繕は全く行える状況にない。

現状では、30 体育施設全てを適切に維持管理することは困難である。そのため、まず今後の人口予測や地域の状況、施設の利用状況等をもとに、体育施設を統廃合し、存続させる体育施設の維持修繕計画を策定し、施設のライフサイクルコストを見積もる必要がある。

次に、コストのどれだけを利用者に負担してもらうかという視点が必要となる。受益者負担の観点からは施設利用者に一定の負担、場合によっては使用料の値上げを求めることになる可能性がある。値上げした場合、利用者の反対や一時的な使用料収入の減少が想定される。しかし、例えば使用料収入の一部を将来の施設修繕のために基金として積み立てる等の措置を講じ、施設を維持管理し、将来的により魅力的な体育施設にし、市民ニーズに応じていくことで、一定の負担について理解を得る方策を検討されたい。

施設の統廃合の検討、維持・修繕計画の策定、使用料の見直しの要否の検討、修繕積立基金の検討を実施されたい。

・公募について【意見】

指定管理者は、自主事業の拡充等、指定管理者制度導入当初に目指したより効果的な施設運営が行えていない。

また、後述するように現指定管理者である総合財団の給与は民間団体と比較して

も高い。指定管理料総額は年々低下傾向にあるが、その中で大きな割合を占める人件費は、総合財団職員の給与体系が財団統合前から変更されていないため、抜本的なコスト削減には至っていない。

このような指定管理者制度導入の趣旨であるサービス向上及びコスト削減を達成できていない団体を非公募で指定管理者にする合理的な理由はない。体育施設については、他の自治体でも大手スポーツ用品メーカーやスポーツジムの運営会社等の民間団体が公募により指定管理者に指定されている。総合財団が 30 体育施設の管理運営を行い得る唯一の団体であるとは考えにくいいため、次回以降、公募により指定管理者を指定されたい。

・公募方法について【意見】

市はコスト削減効果を狙って 30 体育施設を一括して指定管理者を指定している。しかし、それは非公募で総合財団を指定管理者とする前提のもとで成り立つ論理であり、公募の場合、30 体育施設を一括することは逆に参入障壁となる恐れがある。そのため、公募の際には、多様な団体が公平な条件で競争できるように地域別、用途別等で細分して公募されたい。

1 5 . 中央武道場等 4 施設

(1) 施設の概要

中央武道場等 4 施設（以下、「武道 4 施設」という。）の内訳は、中央武道場、中央第二武道場、弓道場、鴻ノ池相撲場であり、いずれも鴻ノ池運動公園内にある。一番古い中央武道場は昭和 49 年に、一番新しい中央第二武道場及び弓道場は平成 2 年にそれぞれ設置された。

従前は市の出資がない民間の団体である財団法人奈良市武道振興会が武道 4 施設の管理委託を行い、平成 18 年度の指定管理者制度導入時以降も武道振興会が非公募で指定管理者に指定されてきた。

その後、平成 24 年に市の外郭団体が総合財団に統合された際に、市の呼びかけに応じて総合財団に統合され、現在は総合財団内の一事業部として武道 4 施設の管理運営を行っている。

武道 4 施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市法蓮佐保山四丁目1番2号
施設の設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため
根拠条例等	奈良市体育施設条例
設置年月日	昭和49年9月（中央武道場）
指定管理者制度導入年月日	平成18年4月1日
所管課	市民活動部スポーツ振興課
主な施設の種類	武道場、弓道場、相撲場
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



< 中央武道場 >

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成18年度～	非公募	財団法人奈良市武道 振興会	武道の振興を目的とした団体
平成24年度～現在	非公募	一般財団法人奈良市 総合財団	39ページに記載のとおりである。

現在の指定管理期間は平成24年4月1日～平成27年3月31日の3年間である。

② 現在の指定管理者の概要

39ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

武道4施設に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	5,563	6,532	6,099	8,512	7,886
うち使用料収入	5,563	6,532	6,099	8,512	7,886
支出	53,966	52,292	51,088	48,189	44,555
うち指定管理料	53,966	52,292	51,088	48,189	44,555
収支	△48,403	△45,760	△44,989	△39,676	△36,668

(注) 使用料収入には、指定管理者が実施した自主事業に係る使用料を含む。

(4) 施設の利用状況

年度 項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数(日)	296	296	296	295	295
利用日数(日)	296	296	296	295	295
利用者数(人)	112,526	105,272	118,619	127,444	135,663

各施設の稼働率は以下のとおりである。

年度 施設	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
中央武道場				55.8%	66.8%
中央第二武道場				36.2%	55.3%
弓道場				85.9%	90.0%
鴻ノ池相撲場					

(注1) 平成22年度以前の稼働率は計算していない。

(注2) 鴻ノ池相撲場の稼働率は計算していない。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理（現金、備品等）

現金の管理は、毎日現金実査が行われ会計システムに入出金を記録している。備品に関しては、廃棄処分をするときに市に報告している。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金は会計システムが導入されており、当該システムにて管理をしている。調査した限りでは、入出金取引について、その証憑（請求書・領収書等）を備え付けていた。

④ サービス向上に関する取組み

統合前は武道愛好家が設立した民間の団体であるため、従来より、剣道教室、なぎなた教室、柔道教室、弓道教室等多様な自主事業を実施している。また、受講者に対してアンケート等を実施している。

(6) 監査の結果及び意見

・自主事業について【意見】

平成 24 年度の収支決算書では、327 千円の繰越収支差額があり、その内訳は自主事業の収支△138 千円、自動販売機収入等の雑収入 465 千円である。スポーツ振興課が所管する施設のうち、30 体育施設は雑収入を指定管理料の精算という形で市に納めているが、武道 4 施設は指定管理者側の収入とし、同じスポーツ振興のための施設でありながら取扱いが異なっている。総合財団への統合後も会計処理、自主事業の取扱いが統合前の各財団の取扱いのままで統一されていないことが原因である。

武道 4 施設の仕様書も、30 体育施設と同じく「施設の設置目的を達成するための事業を企画・実施すること。」のみ記載され、自主事業に関する明確な取り決めがない。市は仕様書等において、自主事業を定義付けるとともに、費用負担、利益の取扱いについて明確に定め、指定管理者が指定管理業務と自主事業に係る収支を明確に区分するように指導されたい。

16. ならやま屋内温水プール

(1) 施設の概要

ならやま屋内温水プール（以下、「屋内温水プール」という。）は、市立プール 3 施設のうちの一つであり、昭和 63 年度に設置された。建設の際の補助金等の関係で体育施設と位置づけられているが、総合福祉センターの敷地内に立地しており、障がい者の利用が多い。

利用者の影響もあり、設置以来、継続して社協が施設管理を行っており、平成18年度からは指定管理者として施設管理を行っている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市左京五丁目3番地の1
面積	土地 1,466.175 m ² (敷地面積) 建物 1,250.02 m ² (延床面積)
施設の設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため
根拠条例等	奈良市体育施設条例
設置年月日	昭和63年5月1日
指定管理者制度導入年月日	平成18年4月1日
所管課	市民活動部スポーツ振興課
主な施設の種類	競泳用プール、小プール
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



<屋内温水プール>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成18年度～現在	非公募	社会福祉法人 奈良市 社会福祉協議会	59ページに記載のとおりである。

現在の指定管理期間は平成24年4月1日～平成29年3月31日の5年間である。

② 現在の指定管理者の概要

59ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

屋内温水プールに係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	9,264	8,962	9,029	9,171	8,455
うち使用料収入	9,264	8,962	9,029	9,171	8,455
支出	41,548	40,744	39,982	41,027	41,489
うち指定管理料	41,548	40,744	39,982	41,027	41,489
収支	△32,284	△31,782	△30,953	△31,855	△33,034

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	279	278	277	279	288
入館者数 (人)	28,335	28,553	29,622	29,918	31,492

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金の管理は、現金受払簿に日々の入出金を記録しており、当該帳簿を事務所に保管している。

備品に関しては、廃棄処分をするときに市に報告している。備品の実査は、数年に一度所管課から調査依頼がきた際に行っている。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金は受払簿を事務所に備え付け、保管している。また、監査人が抜き取りで確認した範囲では、入出金取引の証憑 (請求書・領収書等) が保管されていた。

市の備品については、指定管理者独自の台帳はない。

④ サービス向上に関する取組み

利用者アンケート等の利用者に対する満足度調査等は特に実施していない。

(6) 監査の結果及び意見

・指定管理料について【意見】

平成 23 年度に開催された指定管理者選定委員会において、指定管理者が提示した指定管理料は 41,820 千円であった。一方、平成 25 年度の屋内温水プールにかかる

指定管理料の予算は 43,400 千円となっている。

増加要因は、主に指定管理者の person 費の年次昇給である。屋内温水プールにかかる指定管理料は年度末に精算されるとはいえ、競争原理の働かない非公募で指定管理者を指定している以上、提示金額より高い指定管理料を支払うのであれば、市民に納得がいくような理由が必要である。

指定管理者の昇給金額が要因で、指定管理料を増額することについて、市民の納得が得られるのか疑問が残る。したがって、指定管理料の予算について厳密に精査されたい。

・公募について【意見】

屋内温水プールは、総合福祉センター内にあり、障がい者に配慮したプールである。しかしながら、屋内温水プールは奈良市体育施設条例に基づいて設置されており、障がい者専用のプールではない。したがって、非公募ではなく、公募を行い、プール管理の専門知識を保有している民間企業等が参入する機会を与えることを検討されたい。

・使用料について【意見】

屋内温水プールは個人使用の場合、大人 1 回につき 600 円、小人 1 回につき 300 円の使用料を徴収している。一方、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者（以下、「障がい者等」という。）が使用する場合の使用料は無料である。

平成 20 年度から平成 24 年度のプール利用者の状況は以下のとおりである。

	健全者	介護者	障がい者	その他 (教室受講者等)	合計	使用料収入
	人	人	人	人	人	千円
平成 20 年度	8,654	1,669	8,076	9,936	28,335	9,264
平成 21 年度	9,994	1,344	7,500	9,715	28,553	8,962
平成 22 年度	11,352	1,415	6,946	9,909	29,622	9,092
平成 23 年度	11,695	1,530	6,896	9,797	29,918	9,171
平成 24 年度	12,649	1,842	7,828	9,173	31,492	8,455

奈良市体育施設条例において、障がい者等が使用する場合に使用料が無料となる施設はプールのみである。その結果、施設の維持にかかる金額はおよそ年間 40 百万円かかるにもかかわらず、使用料収入はわずか 8 百万円である。

受益者負担を考慮し、障がい者等から料金を徴収することを検討されたい。

・施設のあり方について【意見】

屋内温水プールは、昭和 63 年の設置以降、大規模修繕は行われておらず、施設の老朽化が進んでいる。現地調査に行った結果、設備も古くなっており、修繕の必要があるものが見受けられた。



<トイレの扉をテープで補修している> <ソファーにビニール袋をかぶせている>

平成 25 年度の市スポーツ施設 51 箇所の修繕費の予算はわずか 4,800 千円しかなく、市の財政状態を考えると、今後修繕費の予算が大幅に増加することは考えにくい。しかしながら、このまま老朽化が進むと、施設利用者の安全面に支障をきたす可能性がある。したがって、屋内温水プールについて、廃止も含め、今後のあり方を検討すべきである。

17. コミュニティスポーツ施設

(1) 施設の概要

コミュニティスポーツ施設は、市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発展とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与する目的で設置された施設である。主に非公募で地域の自治連合会を指定管理者に指定している。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市七条一丁目2番1号 他
面積	コミュニティスポーツ会館(5館) 延床面積合計 3,013 m ² コミュニティスポーツ広場(4カ所) 延床面積合計 32,693 m ² コミュニティスポーツプール(1カ所) 25mプール 他
施設の設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発展とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため
根拠条例等	奈良市コミュニティスポーツ施設条例
設置年月日	昭和61年4月1日 他
指定管理者制度導入年月日	平成18年4月1日
所管課	市民活動部スポーツ振興課
主な施設の種類	体育室、会議室、グラウンド等
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



<高の原コミュニティスポーツ会館>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成18年度～現在	非公募	自治連合会他	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	各地域自治連合会 他
所在地	奈良市七条東町3番6号202 他
代表者	自治連合会長 他
指定管理期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日(5年間)
公募・非公募の別	非公募
指定管理業務の概要	コミュニティスポーツ施設の管理業務 ・施設の使用承認及び使用制限 ・施設及び設備の維持管理 ・その他の管理
他の公の施設の指定管理状況	なし

(3) 収支の状況

コミュニティスポーツ施設に係る市の収支は以下のとおりである。

施設ごとに収入額及び支出額は異なるが、すべての施設において支出額が収入額を上回っており、超過額は各施設約200千円から約600千円である。

【コミュニティスポーツ施設総合計】

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	6,879	6,965	6,638	6,759	6,958
うち使用料収入	6,877	6,964	6,638	6,759	6,940
その他	2	1	0	0	18
支出	11,468	11,315	11,152	11,161	11,768
うち指定管理料	11,240	11,087	10,924	10,929	11,509
その他	228	228	228	232	259
収支	△4,589	△4,350	△4,514	△4,402	△4,810

(4) 施設の利用状況

コミュニティスポーツ会館(5館合計)、コミュニティスポーツ広場(4ヶ所合計)、コミュニティスポーツプールの利用状況は以下のとおりである。

プール以外は、全施設1年中開館しているが、入館者数は施設ごとにまちまちである。入館者数が1万人未満の施設が7件、1万人以上2万人未満の施設が2件、4万人以上5万人未満の施設が1件である。

① コミュニティスポーツ会館

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	366	365	365	365	366
入館者数 (人)	76,078	80,251	73,162	82,640	89,730

(注) 利用日数及び稼働率は把握していない。

② コミュニティスポーツ広場

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	366	365	365	365	366
入館者数 (人)	10,454	10,382	10,125	9,277	8,905

(注) 利用日数及び稼働率は把握していない。

③ コミュニティスポーツプール

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	23	23	16	16	13
入館者数 (人)	249	223	188	190	144

(注) 利用日数及び稼働率は把握していない。

(5) 指定管理者の管理状況

平城ニュータウンスポーツ協会が指定管理者となっている高の原コミュニティスポーツ会館について、現地視察を実施し、以下のような結果となった。

① 現物管理 (現金、備品等)

担当者が定期的に現金残高を実査し、出納簿と照合し、代表者の承認を得ている。

② 個人情報の管理

個人情報取扱特記事項に基づく取扱いをしている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

協会のパソコンにより会計帳簿及び台帳が整備され、管理されている。

④ サービス向上に関する取組み

平城ニュータウンスポーツ協会は、平城ニュータウン地区内のスポーツの発展を図り、住民の体位向上、ルール遵守及び明朗にして情熱ある気風の醸成に寄与することを目的として設立された協会であり、全国的にみても特殊な総合型地

域スポーツクラブである。協会には、野球、バレーボール、武道等競技の各種クラブが加盟している。多数のクラブが加盟しているため、施設利用者への情報提供や施設を利用した行事等も活発で、施設の管理も非常に熱心である。

その他の施設については、ランダムで5施設サンプリングして、証憑突合を実施した。うち、4施設における検出事項は以下のとおりである。

施設名	検出事項
南紀寺コミュニティスポーツ会館	・該当する費目に対応する領収書が一切存在しない。 ・住民が受領したという領収書の添付がない。
東市コミュニティスポーツ会館	消耗品費について、少額だが提出された領収書を合計しても記載金額と一致しない。
邑地コミュニティスポーツ広場	管理運営費について、少額だが提出された領収書を合計しても記載金額と一致しない。
狭川コミュニティスポーツ広場	役員県外視察という費用が計上されていた。

(6) 監査の結果及び意見

・施設のあり方について【意見】

入館者数が1万人未満の施設が7施設あり、そのうち4施設が5,000人未満である。施設はいずれ、老朽化し、維持修繕費はますますかさみ、建て替えの必要も出てくる。利用者が少ない施設に税金を投入し続けることについて、再検討すべきである。施設の存廃や、地元の自治会等への移管も検討されたい。

・指定管理者への指導について【意見】

自治会等を指定管理者としている場合、不慣れが原因で会計管理者が会計処理を誤るおそれがある。今回現場視察及び証憑突合を実施した6施設についても、4施設で誤った会計処理がみられた。

年度の早い時期に会計管理者を集めて指定管理者制度の趣旨や指定管理料の用途等について講習を実施する、指定管理者から収支決算書を受領する際に支出項目と領収書等を照合する等して、適切な会計処理が行われるようにすべきである。

また、会計処理業務の軽減化のため、全施設で発生する水道や電気料金等については、市がまとめて支払うことも検討されたい。

・再委託について【意見】

受付や清掃業務を周辺住民に再委託しているが、施設ごとに委託金額がまちまちである。業務内容が各施設に大きく乖離しているわけではないので、市で定める等して、全施設で均一な金額とすべきである。

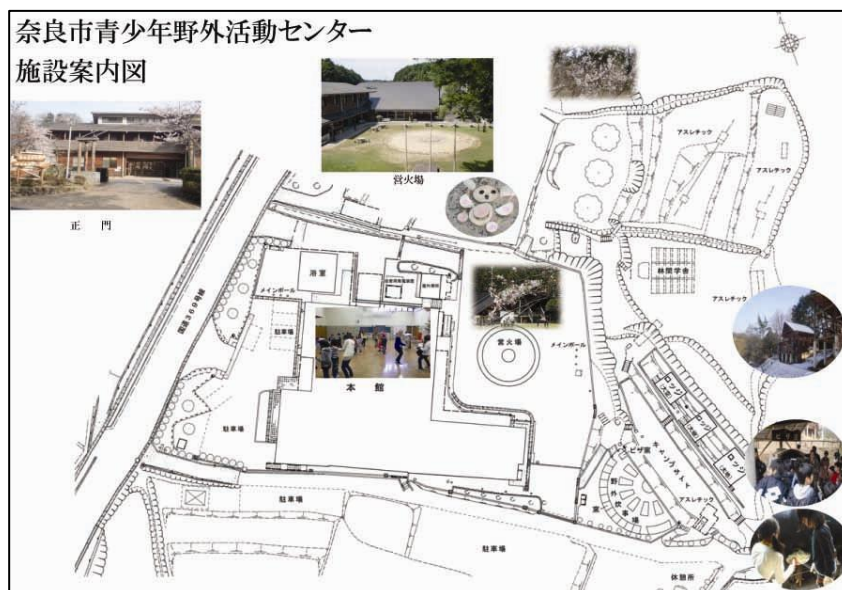
18. 青少年野外活動センター

(1) 施設の概要

青少年野外活動センターは、自然環境の中での野外活動、体育・スポーツ及びレクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図る目的で設置された施設である。施設は、宿泊室、ロッジ、野外炊事場及び営火場等で構成されており、周囲を緑の山々に囲まれている。主に、飯盒炊さん、バーベキュー、ハイキング、キャンプファイヤー等に利用されている。平成21年度からの指定管理者制度導入時以降継続して公募しており、現在の指定管理期間は平成24年度から平成29年度である。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市阪原町 25 番の 1
面積	土地 126,077 m ² (敷地面積) 建物 1,956 m ² (延床面積)
施設の設置目的	自然環境の中での野外活動、体育・スポーツ及びレクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図るため
根拠条例等	奈良市青少年野外活動センター条例
設置年月日	平成元年 4 月 1 日
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	市民活動部スポーツ振興課
主な施設の種類の	本館、浴室、ロッジ棟、野外炊事場、営火場等
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



< 青少年野外活動センターホームページより転載 >

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 21 年度～現在	公募	特定非営利活動法人 奈良地域の学び推進機構	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	特定非営利活動法人 奈良地域の学び推進機構
所在地	奈良市阪原町 25 番地の 1
設立の目的	奈良県内等に在住する幼児・児童・生徒等に対して、各種体験活動支援や学習活動支援等の青少年健全育成等に関する事業、地域教育プログラムや教育施設の運営の活性化と有効活用をはかるための事業を行い、地域の学びの推進に寄与し、地域の教育力向上を目的とする。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動に係る事業 自然体験及び生産活動体験事業、地域及び青少年交流イベント企画事業、地産地消支援事業 等 ・その他の事業 啓発物品販売事業、広告販売事業
職員数（うち非正規職員）	11 人（8 人）
指定管理期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日（5 年間）
公募・非公募の別	公募
指定管理業務の概要	奈良市青少年野外活動センターの管理業務

(3) 収支の状況

青少年野外活動センターに係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	1,698	1,715	2,480	2,102	3,101
うち使用料収入	1,698	1,715	2,480	2,102	3,101
支出 (注)	10,274	24,784	24,653	24,364	23,257
うち指定管理料		24,772	24,599	24,329	23,200
その他		12	54	35	57
収支	△8,576	△23,069	△22,173	△22,262	△20,156

(注) 平成 20 年度は直営である。

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	303	290	312	320	318
利用日数 (日)	—	148	175	220	230
入館者数 (人)	5,080	5,526	7,021	7,321	8,439
利用率 (%)	—	51	56	69	72

(注) 平成 20 年度の利用日数は把握していない。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

毎日担当者が現金残高をカウントし、出納簿との一致をチェックし、上司が承認している。

② 個人情報の管理

個人情報取扱特記事項に基づく取扱いをしている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

法人のパソコンにより会計帳簿及び台帳がデータ管理されている。

④ サービス向上に関する取組み

学びのポイントラリー等の企画を利用して、利用者数の増加に努めている。
また、地域活性化の拠点施設として、地域との協働活動や振興企画等も積極的に実施しており、施設の管理に熱心である。

(6) 監査の結果及び意見

・使用料及び利用料金制について【意見】

近畿圏の同様の施設について、利用者数が多い未就学児及び小中校生の日帰り及び宿泊棟 1 泊の使用料を以下で比較した。一人当たりの料金設定としている施設と施設内の部屋ごとに料金設定を行っている施設があり、前者を中心に記載している。

以下のように、他の同様の施設と比較すると使用料は安い方であり、毎年約 20 百万円程度支出が収入を上回っている状況からすれば、寝具使用料の徴収や使用料の値上げを検討すべき施設と言える。

また、利用者を増やすことでも収支の改善につなげられるため、指定管理者に自主的に利用者を増加させるような経営努力を促すよう、利用料金制や、一定のコストを指定管理料で賄う併用制の導入を検討すべきである。

施設名	使用料				
	日帰り		1泊		その他 (施設・設備)
			宿泊棟		
	未就学児	小中学校	未就学児	小中学校	
円	円	円	円	円	
奈良市青少年 野外活動センター	市内：50 市外：100	市内：50 市外：100	市内：400 市外：800	市内：400 市外：800	3歳未満無料
京都市野外活動施設 「花背山の家」	無料	市内：無料 市外：150	無料	市内：無料 市外：550	寝具使用料：150 未就学児無料
大阪府立 少年自然の家	府内：150 府外：190	府内：150 府外：190	府内：510 府外：660	府内：510 府外：660	寝具使用料：170 冷房費：1人1泊150 4歳未満無料
堺市立 日高少年自然の家	市内：200 市外：300	市内：200 市外：300	市内：400 市外：600	市内：400 市外：600	3歳未満無料
神戸市立 自然の家	市内：150 市外：300	市内：150 市外：300	市内：300 市外：600	市内：300 市外：600	3歳未満無料
和歌山県立 紀北青少年の家	無料	200	県内：500 県外：1300	県内：500 県外：1300	寝具使用料：200 3歳未満無料

19. 都祁生涯スポーツセンター

(1) 施設の概要

都祁生涯スポーツセンターは、市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資することを目的として、平成22年に設置された。設置以後、前身の団体も含めて、継続して総合財団が指定管理者として管理運営を行っている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市都祁馬場町 846 番地の 5
面積	土地 49,444 m ² (敷地面積) 建物 368 m ² (延床面積)
施設の設置目的	市民の体育・スポーツ振興を図るとともに文化の向上に資するため
根拠条例等	奈良市体育施設条例
設置年月日	平成 22 年 6 月 9 日
指定管理者制度導入年月日	平成 22 年 8 月 1 日
所管課	市民活動部スポーツ振興課
主な施設の種類	人工芝コート、球技場、多目的コート、クラブハウス
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



＜都祁生涯スポーツセンター＞

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 22 年度～	公募	財団法人奈良市都祁 地域振興財団	市の外郭団体。都祁地域の豊かな地域社会の実現に寄与することを目的として平成 3 年に設立
平成 24 年度	非公募	一般財団法人奈良市 総合財団	39 ページに記載のとおりである。
平成 25 年度～現在	公募	同上	同上

現在の指定管理期間は平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

② 現在の指定管理者の概要

39 ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

都祁生涯スポーツセンターに係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円
収入	371	844	1,395
うち使用料収入	371	844	1,395
支出	5,913	9,571	9,273
うち指定管理料	5,913	9,571	9,273
収支	△5,541	△8,726	△7,877

(4) 施設の利用状況

項目	年度		
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	192	295	295
入館者数 (人)	4,130	11,232	9,357
稼働率 (%)		球技場	28.1%
		庭球場	13.6%

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金の管理は、現金受払簿に日々の入出金を記録しており、当該帳簿を事務所にて保管している。

備品に関しては、交換や廃棄処分をする際に現物と備品台帳との整合性を確認している。備品台帳は、所管課及び指定管理者の双方で同一のものを保管している。実査は特段行っておらず、交換や廃棄の際に現物と備品台帳の整合性をとっている。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金や切手、収入印紙等の受払簿及び備品台帳ともに事務所に備え付け、保管している。また、現金等の現物については、支払証憑となる領収書とともに現金受払簿にて管理されているとのことである。

④ サービス向上に関する取組み

利用者アンケート等の利用者に対する満足度調査等は特に実施していない。

(6) 監査の結果及び意見

・所管課について【意見】

同じ都祁地域内にありながら、都祁体育館の所管課は都祁行政センター地域振興課、都祁生涯スポーツセンターの所管課はスポーツ振興課である。都祁体育館の所管課は、平成 23 年度より従来のスポーツ振興課から都祁行政センター地域振興課に移管されたが、都祁生涯スポーツセンターに関しては設立からまだ日が浅いこともあり、引き続きスポーツ振興課が所管することとなった。

現在、体育館と生涯スポーツセンターの指定管理者はいずれも総合財団であり、当該二施設の事務長を一人の職員が兼任しているため、所管課を統一することにより、管理の効率化、情報の一元化等が期待できる。

同じ都祁地域内に存在し、そのうえ類似の設置目的をもつ二つの施設の所管課を別にするに利点があるとは言い難い。都祁という地域性を重視するなら都祁行政センターが、スポーツ施設という施設の目的を重視するならスポーツ振興課が所管するのが望ましいと思われるが、市は所管課の選定方針を明確にしたうえで、当該二施設の所管課統一を検討すべきである。

・備品の管理について【意見】

指定管理者は、備品に関しては交換及び処分を実施する際に現物と備品台帳の整合性を確認しているが、定期的な実施は行っていない。市は指定管理者に対し、定期的な実査の実施及びその結果報告を行うよう、指導されたい。

・満足度調査について【意見】

現状のところ、施設の利用者に対する満足度調査は実施されていない。利用者サービスの向上という目的に沿った施設の運営ができていないかを評価し、より充実した施設の管理運営が行えるように、市は指定管理者に PDCA サイクルを構築するよう指導されたい。

・公募期間について【意見】

公募期間については公平性確保の観点より一定以上の期間を設けることが望ましく、指定管理基本方針でも公募の場合には、指定の申請の受付期間を、募集を開始してから概ね1ヶ月を経過した後の日とするものと定めている。

しかし、平成24年度に実施された都祁生涯スポーツセンターの指定管理者募集の申請受付期間は、平成24年9月3日から9月21日までで、1ヶ月を下回っていた。

公募という趣旨から競争性を阻害する要因は出来る限り排除すべきであるため、特別な理由がない限り募集期間は一定期間以上を応募者に与えるべきである。市は、指定管理基本方針に沿って適正な長さの申請期間を設けるよう改善されたい。

20. JR 奈良駅第1及び第2駐車場並びになら100年会館駐車場

(1) 施設の概要

JR 奈良駅第1及び第2駐車場並びになら100年会館駐車場（以下、「奈良駅前駐車場」という。）は、JR 奈良駅前及びなら100年会館に設置された地下駐車場である。JR 奈良駅第1駐車場は駐車場法に基づく路外駐車場、第2駐車場は道路法に基づく道路区域内の駐車場、なら100年会館駐車場はなら100年会館の設置に伴い駐車場法及び条例で定められた建築物における駐車施設の附置義務を満たすために設置された駐車場である。3つの駐車場は連絡通路で連結されて相互に行き来できる構造である。

市は奈良駅前駐車場をまとめて非公募で市の 100%出資団体である市街地開発(株)を指定管理者に指定しているが、基本協定は JR 奈良駅第 1 及び第 2 駐車場と
なら 100 年会館駐車場とで別々に締結している。

奈良駅前駐車場の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市三条本町 8 番 1 号 他
面積	JR 奈良駅第 1 駐車場 6,519.73 m ² JR 奈良駅第 2 駐車場 10,960.58 m ² なら 100 年会館駐車場 4,102.07 m ²
施設の設置目的	交通渋滞の要因となる路上駐車解消によって道路交通の円滑化を図るとともに、市民の利便に供するため
根拠条例等	奈良市営駐車場条例及びなら 100 年会館条例
設置年月日	平成 9 年及び平成 10 年
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	建設部道路室土木管理課 市民活動部文化振興課
主な施設の種類	駐車場
駐車可能台数	第 1 駐車場 217 台、第 2 駐車場 189 台、なら 100 年会館駐車場 99 台
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



< 100 年会館側の駐車場入り口 >



< 連絡通路 >

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18 年度～現在	非公募	奈良市市街地開発株式会社	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	奈良市市街地開発株式会社
所在地	奈良市三条本町 8 番 1 号
設立の目的	新しい都市拠点の形成等、都市の活性化に関する総合的な調査・研究を実施するとともに、市街地再開発事業等により建築された建築物の管理運営を行い、地域社会と調和した活力ある都市づくりの推進を図る。
事業の概要	施設、市営駐車場の管理運営、再開発ビル管理組合業務代行
代表者	代表取締役社長 津山 恭之
代表者の兼務の有無	奈良市副市長 総合財団理事長 公益財団法人奈良市生涯学習財団理事長
職員数	3 名（うち臨時職員 1 名 平成 25 年 4 月 1 日現在）
指定管理期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（2 年間）
公募・非公募の別	非公募
指定管理業務の概要	奈良駅前駐車場の管理・運営
他の公の施設の指定管理状況	西部会館駐車場

(3) 収支の状況

奈良駅前駐車場に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	103,828	100,650	106,278	93,966	105,879
うち使用料収入	103,816	100,641	106,209	93,858	105,836
その他	12	9	69	108	43
支出	81,122	80,920	77,343	77,398	77,748
うち指定管理料	80,924	80,920	77,343	77,343	77,343
その他	198	0	0	55	405
収支	22,706	19,730	28,935	16,568	28,131

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開場日数 (日)	366 (注2) (300)	365 (301)	365 (303)	365 (304)	366 (304)
利用台数 (台)	138,309	137,288	139,494	144,104	148,668

(注1) 稼働率は計算していない。

(注2) なら 100 年会館の開場日数である。なら 100 年会館が休館の場合は連絡通路を閉鎖するため、奈良駅第 1 及び第 2 駐車場となら 100 年会館駐車場の開場日数は異なる。

開業時から平成 14 年度までは減少傾向にあったが、平成 15 年の料金改定により増加に転じ、近年は 14 万台／年前後で安定している。また、立地条件の良さから定期券の利用者が増加しており、利用希望者が順番待ちをしている状態である。

(5) 指定管理者の管理運営状況

日常の現金管理については、精算機から当日のジャーナルと日報を出力し、当該内容と実際現金とを照合し、金庫に保管している。指定管理者の職員 2 名が週に一回現金を回収し、事務所に設置されている民間警備会社の集金機に投入している。

その他指定管理者が行っている業務としては、クレーム対応や、再委託先に対する業務指示、日報及び月報の作成等である。

駐車場内の警備及び誘導業務、設備保守点検、清掃等は再委託している。

(6) 監査の結果及び意見

・再委託について【意見】

基本協定書第 14 条で主要な管理業務の再委託は禁止されている。これは、再委託は、指定管理者の責任範囲があいまいになる、より低い労働条件を再委託先に強いる等の問題を抱えていることや、業務の主要な範囲を再委託するのであれば、市は指定管理者ではなく再委託先と直接契約し、中間マージンを節約したほうがよいことなどによる。

奈良駅前駐車場では、平成 24 年度の指定管理料 77 百万円のうち、49 百万円をかけて車両の誘導、駐車料金の徴収、駐車場の機械操作管理業務などの業務を再委託している。一方、指定管理者が行っているのは事務所からの駐車料金の回収や業務日報の作成等の業務である。業務量やコストを総合的に勘案して、指定管理者と再委託先の実施業務のいずれが主要な業務であるかを改めて検討する必要がある。

この点、所管課は、市街地開発(株)は市街地再開発事業により建築される建築物の管理運営及び関連する施設を経営するために市が 100%出資して設立した会社であり、再開発事業の関連施設を一体として管理するために市街地開発(株)を非公募で指

定管理者にしているとのことである。

しかし、すでに JR 奈良駅前再開発の契機となった世界建築博覧会は平成 11 年に中止が決定しており、JR 奈良駅前の再開発事業は実質的に失敗に終わっている。設立目的が半ばなくなった会社を市がいつまで所有し続けるのか、検討する必要がある。

現指定管理者を非公募で奈良駅前駐車場の指定管理者とする合理的な理由が見いだせないため、実質の業務を行う再委託先と直接契約することの方が合理的かどうかについて、市民に説明できるよう検討されたい。

・収支決算書について【意見】

料金收受代行制を採用している指定管理施設では、通常仕様書に指定管理料に余剰が生じた場合には精算する旨の条項が入っているが、市街地開発(株)が指定管理者となっている奈良駅前駐車場及び西部会館駐車場の仕様書には精算条項が入っていない。そのため、市街地開発(株)から提出された平成 20 年度から 24 年度の予算書と決算書の支出は、費目及び金額が全く同じである。

決算書に発生した費用の内容及び金額が適切に記載されない場合、市は指定管理料の用途及び金額の妥当性を判断することができない。市は指定管理者に実際の費目及び金額を記載するように指導されたい。

2 1. 西部会館駐車場

(1) 施設の概要

西部会館駐車場は、近鉄学園前駅に隣接する西部会館に設置された地下駐車場である。西部会館は、地上 7 階、地下 1 階の複合施設で、1 階と 7 階が民間の施設、2 階から 6 階は市の施設（西部出張所、ホール、公民館）である。建物全体の管理運営は、近鉄学園前南地区再開発ビル管理組合から委託を受けた市街地開発(株)が行っている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市学園南三丁目 1 番 5 号
施設の設置目的	交通渋滞の要因となる路上駐車解消によって道路交通の円滑化を図るとともに、市民の利便に供するため
根拠条例等	奈良市営駐車場条例
設置年月日	平成 12 年 12 月
指定管理者制度導入年月日	平成 16 年 4 月
所管課	市民生活部西部出張所総務課
主な施設の種類の	駐車場



< 駐車場入り口 >



< 西部会館 >

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 16 年度～現在	非公募	奈良市市街地開発株式会社	104 ページに記載のとおりである。

現在の指定管理期間は平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 2 年間である。

② 現在の指定管理者の概要

104 ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

西部会館駐車場に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	5,685	5,787	6,039	6,230	6,369
うち使用料収入	5,685	5,787	6,039	6,230	6,369
支出	33,832	32,654	26,574	27,072	28,158
うち指定管理料	33,043	31,980	26,574	26,574	26,574
その他	789	674	—	498	1,584
収支	△28,147	△26,867	△20,535	△20,842	△21,789

(注) その他支出は、主に駐車場設備の修繕費である。

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開場日数 (日)	366	365	365	365	366
利用台数 (台)	49,706	52,777	60,055	58,354	59,260

(注) 稼働率は計算していない。

西部会館駐車場の収容可能台数は 77 台である。そのうち 70 台は機械式駐車場であるが、1.55m の高さ制限があるため、駐車可能台数が制限される。また、定期券の販売も行っているが、一台当たり 15,000 円/月と高額なこと、開場時間が午前 7 時から午後 10 時であることから、利用台数はここ数年横ばいである。

一時利用については、以下のように周辺のコインパーキングの駐車料金と比較するとかなり高い。こうしたことから、駐車場施設でありながら、支出が使用料収入を大幅に上回る状況が続いている。

駐車場	学園前駅からの距離(m)	種類	駐車料金 (円/回)		駐車可能台数(台)
			公共施設利用者(一時間以内)	無料	
西部会館駐車場	約 50	屋内	公共施設利用者(一時間を超える場合)	800	77
			公共施設利用者以外の者	2,000	

駐車場	学園前駅からの距離(m)	種類	一時間当たり駐車料金 (円/時間)	24 時間最大料金 (円/24 時間)	駐車可能台数 (台)
A 社学園前南	約 50	青空	8 時～22 時 300	1,300	9
A 社学園前第二	約 150		22 時～8 時 100	1,000	13
B 社学園前北口第一	約 100		8 時～24 時 300	1,100	5
B 社学園前北口第二	約 100		24 時～8 時 100	1,200	79
C 社学園前	約 150		9 時～22 時 300 22 時～9 時 100	1,000	20

(5) 指定管理者の管理運営状況

日常の現金管理については、精算機から当日のジャーナルと日報を出力し、当該内容と実際現金とを照合し、金庫に保管、指定管理者の職員 2 名が週に一回現金を回収し、銀行口座に預け入れている。

その他指定管理者が行っている業務としては、クレーム対応や、再委託先に対す

る業務指示、日報及び月報の作成等である。

駐車場内の機械のオペレーション、駐車場内の誘導、設備保守点検、清掃等は再委託している。

(6) 監査の結果及び意見

・再委託について【意見】

奈良駅前駐車場の項でも述べたように、再委託は様々な問題を抱えているため協定書で主要な管理業務の再委託は禁止されている。

西部会館駐車場でも、平成24年度の指定管理料26百万円のうち、16百万円をかけて車両の誘導、駐車料金の徴収、駐車場の機械操作管理業務など主要な業務を再委託している。一方、指定管理者が行っているのは事務所からの駐車料金の回収や業務日報の作成等の業務である。業務量やコストを総合的に勘案して、指定管理者と再委託先の実施業務のいずれが主要な業務であるかを改めて検討する必要がある。

現指定管理者を非公募で西部会館駐車場の指定管理者とする合理的な理由が見いだせないため、実質の業務を行う再委託先と直接契約することの方が合理的かどうかについて、市民に説明できるよう検討されたい。

・利用料金について【意見】

立地がよいにも関わらず、稼働率が低い要因は、自動車が出入りできる時間帯が限定されていることに加えて、駐車料金が近隣の民間駐車場と比較して高いことにある。

それにもかかわらず、同じ指定管理者が管理運営している奈良駅前駐車場のよう
に料金改定を積極的に行えない理由は、収容台数が少ないことに加えて、市の施設を利用するために駐車場を無料で利用する者が大半を占めるからである。

この点、公共施設を利用するのであるから駐車料金も当然無料であるべきという考え方もあるが、施設の広い敷地の一部を利用した青空駐車と異なり、建物を建設し、常駐の駐車場管理者を置くなど、日常のランニングコストがかかるだけでなく、修繕費コストも多額に必要とすることを考えると、利用方法について再検討する必要がある。

駅前の利便性の高い場所に駐車をして無料とするのは経済合理性に欠ける。他市の公共施設の駐車場の利用方法なども勘案し、公共施設利用者からも徴収することを検討されたい。

2.2. 転害門前観光駐車場

(1) 施設の概要

転害門前観光駐車場は、東大寺転害門前に設置された観光駐車場であるとともに

に月極や一時利用により市民が利用する施設である。

運営について従来は財団法人奈良市駐車場公社（以下、「駐車場公社」という。）に管理委託し運営を行っていた。そして平成 20 年度の指定管理者制度の導入時に公募で駐車場公社が指定され引き続き運営を行っていた。その後、指定管理期間満了を迎える平成 25 年 3 月 31 日に駐車場公社は解散され、平成 25 年度からの指定管理者には民間事業者が公募で指定されている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市手貝町 14 番地の 1
面積	敷地面積 1,200.56 m ²
施設の設置目的	観光客及び市民の駐車 の 便宜を 図るため
根拠条例等	奈良市観光自動車駐車場条例
設置年月日	平成 12 年 4 月 25 日
指定管理者制度導入年月日	平成 20 年 4 月 1 日
所管課	観光経済部観光振興課
主な施設の種類	平面自走式駐車場（収容台数 33 台）、トイレ
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



< 転害門前観光駐車場 >

（２）指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 20 年度～	公募	財団法人奈良市駐車場公社	市内における慢性的な交通混雑を緩和するために設立された市の 100%出資団体
平成 25 年度～現在	公募	ミディ総合管理株式会社	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	ミディ総合管理株式会社
所在地	大阪市阿倍野区阿倍野筋 2-1-37
設立の目的	近鉄百貨店の総合ビル管理事業を開始することを目的として設立
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・総合ビルメンテナンス（設備管理業務・警備業務・清掃業務） ・駐車場、駐輪場の管理運営 ・施設、店舗の設計及び施工 ・関連商品の販売
指定管理期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（5 年間）
公募・非公募の別	公募
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・入庫車両の駐車料金回収 ・駐車場収入の金融機関への納付 ・月極車両の新規契約及び更新 ・入出庫台数の整理及び駐車場利用状況の報告（日報・月報・年報） ・場内の整備 等
他の公の施設の指定管理状況	あり（JR 芦屋駅北自転車駐車場、江坂公園駐車場等 計 48 カ所）

（3）収支の状況

転害門前観光駐車場に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	3,704	3,670	3,459	2,901	2,465
うち使用料収入	3,704	3,670	3,459	2,901	2,465
支出	1,902	1,902	1,902	1,900	1,900
うち指定管理料	1,902	1,902	1,902	1,900	1,900
収支	1,820	1,768	1,557	1,001	565

（4）施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開場日数（日）	366	365	365	365	366
利用日数（日）	366	365	365	365	366
利用台数（台）	4,826	5,178	5,033	4,371	3,731

転害門前観光駐車場は、周辺地域における民間駐車場の増加に伴い、利用台数が減少傾向にあり、また、平成 24 年度までは駐車料金が周辺地域の中で一番高い

設定であった。よって駐車場の利用促進を図るために、平成 25 年 4 月 1 日より使用料の改定を行っている。改定後の使用料は、民業圧迫とならないよう周辺地域の使用料と同程度に設定している。

(5) 指定管理者の管理状況

転害門前観光駐車場については利用料金制を採用せず、市が駐車場使用料を収受している。これは、当駐車場が東大寺や奈良きたまち地域を中心とする観光客の利用を想定しているが、現状では季節により利用者数の変化が大きく、年間を通して安定的に駐車場を運営していくためには使用料を市の収入とすることが望ましいと市は考えているためである。

① 現物管理（現金、備品等）

現金については、受払簿を作成し、本社経理部において保管している。また、備品については現物の状態確認を行っている。

② 個人情報の管理

転害門前観光駐車場の個人情報の管理については、担当者の自宅において施錠したロッカーで管理されていた。ただし、現在は本社で施錠して管理されている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

帳簿及び台帳は本社で一括して管理している。

④ サービス向上に関する取組み

年 1 回アンケートを実施し、アンケート結果と改善内容について市へ報告するとともに、場内にも改善内容を掲示しサービスの質の向上を目指している。

(6) 監査の結果及び意見

・募集要項について【意見】

指定管理者が提出した事業計画書の中で、お客さまへのサービスの充実・利便性の向上及び駐車場の利用率向上の一環として、駐車場ご利用案内看板の設置が提案されていた。

しかし実際には、「奈良市屋外広告物条例」及び「奈良市屋外広告物条例施行規則」により、塀・垣広告物を設置する際の基準が設けられており、指定管理者が想定する看板の設置は不可能であった。このような情報は指定管理者が募集の判断に資するものであるため、市は、事業運営上関係すると考えられる法令、各種規制等を、参考として募集要項に記載すべきである。

・使用料について【意見】

転害門前観光駐車場は、平成 25 年 4 月 1 日より以下のように使用料の改定を行

っている。

	改定前使用料		改定後使用料	
	時間駐車	1 時間以内	300 円	30 分ごとに
1 時間を超え		30 分ごとに	4 時間超	800 円
3 時間以内		150 円加算		
3 時間超		1,000 円		
定期駐車	1 ヶ月につき	8,000 円	1 ヶ月につき	6,000 円

市は、使用料の引き下げによる誘致増加及び平成 25 年度に予定する「きたまち転害門観光案内所」の開所による奈良きたまち地域への観光客の増加、及び看板等による一定の誘致増加効果見込みを試算した結果をもとに、料金の改定を行っている。なお、改定後の使用料は、民業圧迫とならないよう周辺地域の使用料と同程度の設定となっている。

一方で、上記のとおり、当初設置を予定していた看板の設置は不可能であったこともあり、現状の利用台数は以下のように当初試算を下回っている。また、定期利用者台数 10 台を前提として試算する一方で、当該駐車場の設置目的が観光客の利便性を促進するものであるため、駐車可能台数の 1 割強である 3～5 台程度の定期利用を現実的な目標としている等、試算の前提条件が実態と乖離する部分も見受けられた。

転害門前観光駐車場の使用料は市の収入となるため、市としては今後も利用台数についての推移を把握し、当該使用料設定が妥当であるかの確認を行い、使用料の再改定が必要であるかの確認を行う必要がある。

【駐車実績】

月	平成 24 年度			平成 25 年度		
	時間 駐車 台数	定期 駐車 台数	月合計	時間 駐車 台数	定期 駐車 台数	月合計
	台	台	円	台	台	円
4	379	2	260,050	356	2	159,200
5	337	2	232,450	522	2	252,700
6	200	2	133,050	360	3	175,200
7	178	2	114,850	245	3	91,900
8	270	2	164,200	368	4	170,200
9	286	2	178,400	295	4	140,300
10	370	2	237,700	503	3	256,700
11	555	2	399,650	793	3	425,100
12	218	2	143,150	434	3	201,000
1	366	2	241,250			
2	160	2	105,850			
3	412	2	255,300			
合計	3,731		2,465,900	3,876		1,872,300

【当初試算（平成 23 年度実績をもとに計算）】

	台数 2 割増 定期台数 10 台契約	台数 4 割増 定期台数 10 台契約
台数（台）	5,252	6,127
収入額（円）	2,800,100	3,167,600

2.3. 自転車駐車場

(1) 施設の概要

自転車駐車場は、市内の鉄道駅周辺における自転車等の駐車秩序を確立することにより、街の美観を維持するとともに、自転車等利用者の駐車の特便を図ることを目的として昭和 59 年以降、順次設置された。

設置以後、国の外郭団体であった公益財団法人自転車駐車場整備センターに管理を委託していたが、指定管理者制度の導入後、平成 18 年度より公募で指定管理者を指定している。

施設の概要は以下のとおりである。

・所在地、面積、収容台数

名称	所在地	収容台数	構造及び延床面積
中筋	中筋町 31 番地の 18	600 台	構造 鉄骨造 2 階建 延床面積 778.14 m ²
高の原第一	右京一丁目 14 番地	550 台	構造 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 623.11 m ²
高の原第二	朱雀三丁目 23 番地	1,260 台	構造 鉄筋造 3 階建 延床面積 1,404.49 m ²
高の原第三	右京一丁目 14 番地	600 台	構造 鉄筋コンクリート造 延床面積 1,130 m ²
高の原第四	右京一丁目 12 番地	350 台	構造 路上個別ロック式 占有面積 757 m ²

・その他概要

項目	説明
施設の設置目的	市内の鉄道駅周辺における自転車等の駐車秩序を確立することにより、街の美観を維持するとともに、自転車等利用者の駐車の特便を図ること
根拠条例等	奈良市自転車駐車場条例
設置年月	昭和 59 年 8 月
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	市民生活部防犯・交通安全課
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



<高の原第一>



<高の原第二>



<高の原第三>



<高の原第四>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18 年度～	公募	関西美建株式会社	造園土木工事、緑地管理、不動産管理、土木・建築資材販売事業を行っている。
平成 25 年度～現在	公募	奈交サービス株式会社	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	奈交サービス株式会社
所在地	奈良市油阪町 1 番 59
設立の目的	奈良交通株式会社のグループ会社として設立
事業の概要	売店・書店・飲食店の経営、石油類の販売、文具の販売、駐車場等管理の受託 等
指定管理期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 (5 年間)
公募・非公募の別	公募
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の利用承認及び利用制限に関すること ・ 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること
他の公の施設の指定管理状況	大阪府堺市、大阪府富田林市、京都府京田辺市の自転車駐車場

(3) 収支の状況

自転車駐車場に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	79,588	75,044	73,906	71,186	70,206
うち使用料収入	79,588	75,044	73,906	71,186	70,206
その他	—	—	—	—	—
支出	65,322	65,322	63,322	63,322	63,322
うち指定管理料	51,322	51,322	51,322	51,322	51,322
その他	14,000	14,000	12,000	12,000	12,000
収支	14,266	9,722	10,584	7,864	6,884

(注) その他の支出は中筋自転車駐車場の底地賃料である。

(4) 施設の利用状況

① 中筋自転車駐車場

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開場日数 (日)	362	361	361	361	362
利用者数 (人)	224,861	222,823	225,553	219,815	223,418

② 高の原第一自転車駐車場

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開場日数 (日)	362	361	361	361	362
利用者数 (人)	71,136	60,979	49,921	42,271	42,956

高の原地区は、開発から一定期間が経過したことで自転車を利用する世代が減少傾向にある。全体としては平成 20 年度比で 12%程度の減少であるが、高の原第一駐車場が一番不便な場所にあることから、利用者の減少幅が大きくなっている。

③ 高の原第二自転車駐車場

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開場日数 (日)	362	361	361	361	362
利用者数 (人)	252,365	255,926	254,718	246,300	247,043

④ 高の原第三自転車駐車場

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開場日数 (日)	362	361	361	361	362
利用者数 (人)	182,858	176,955	173,554	173,204	164,572

⑤ 高の原第四自転車駐車場

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開場日数 (日)	366	365	365	365	366
利用者数 (人)	72,506	62,530	60,650	57,787	54,783

(注) 高の原第四のみ機械式であるため、休場日の設定が無い。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

使用料は基本的に現金収入であるため、最終シフトの担当者が日報を作成し、現金実査を行ったうえで回収した一時駐車票や自転車駐車場定期利用申請書、精算機で出力した帳票などと突合を行っている。さらに翌朝のシフト担当者が再度チェックを行ったうえで、毎日市に納付している。

備品に関しては取得・廃却がほとんどないことから実査等は行っていないとのことであった。

② 個人情報の管理

個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

帳簿は本社にて一括管理されており、収支報告書との整合性は確認できる水準にある。

④ サービス向上に関する取組み

市民ニーズの把握のため、意見箱を設置し、お客様からの口頭要望を管理員に記録させている。また、接遇向上月間や事故防止月間等、毎月テーマを決めてサービス向上に取り組むとともに、苦情やトラブル未然防止のために年間を通じて職員研修を行っている。その他、鏡の設置や電動空気入れの設置、電車の時刻表を掲示する等、細かい気配りも行っている。

(6) 監査の結果及び意見

・利用料金制について【意見】

現在、施設の使用料は指定管理者が徴収を代行して市の収入とする、収受代行制を採用している。収受代行制の下では、指定管理者は指定管理料の範囲内で業務を行うことから、経費削減のインセンティブはあっても利用者増加のインセンティブは存在しないことになる。

収支の状況、施設の利用状況に記載したとおり、高の原地区は開発から一定期間が経過したことで自転車を利用する世代が減少し、利用者、収入ともに逡減した結果、平成 24 年度には事業全体から得られる利益が 6,884 千円まで低下している状況にある。今後、さらに利用者が減少していくリスクを勘案すると、利用料金制を採用することで赤字リスクの負担を避け、民間のアイデアや工夫を活かして利用者の増加、もしくは減少幅を抑制することが可能になると考えられる。

また、年間 70 百万円以上の現金収入を指定管理者に収受させていることから、現在、市としては盗難、紛失等のリスクへの対応が求められているが、利用料金制を採用すれば当該リスクを負わない点もメリットであると考えられる。

自転車駐車場について利用料金制の導入を検討されたい。

24. 老人福祉センター

(1) 施設の概要

老人福祉センターは、60 歳以上の人を対象に、教養の向上、レクリエーション等の場を提供する施設である。市内に東福祉センター、西福祉センター、北福祉センター、南福祉センターの 4 ケ所設置されている。

平成 22 年度より、東・西・北福祉センターにおいて、子育てコーナーを設置しており、福祉センター内の一部の施設は、60 歳以上の人だけではなく、乳幼児とその

保護者も利用できるようになっている(南福祉センターは平成 23 年度の開所当初から子育てコーナーがある。)

昭和 43 年開所以来、継続して社協が施設管理を行っており、平成 18 年度からは指定管理者制度を導入している。また、平成 25 年度より公募により指定管理者を指定している。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市法蓮町 1702 番地の 1 他
面積 (4 施設合計)	土地 15,500.70 m ² (敷地面積) 建物 11,819.67 m ² (延床面積)
施設の設置目的	老人の心身の健康保持及び増進を図るとともに、地域における交流の場として便宜を供与することによって生きがいづくりに寄与し、もって老人の福祉に資するため
根拠条例等	奈良市老人福祉センター条例
設置年月日	昭和 43 年 12 月 15 日 他
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	保健福祉部長寿福祉課
主な施設の種類の	談話ホール、健康生活相談室、茶室、図書室、娯楽室、浴室、大集会室
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



<東福祉センター>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18 年度～	非公募	社会福祉法人奈良市 社会福祉協議会	59 ページに記載のとおりである。
平成 25 年度～現在	公募	同上	同上

現在の指定管理期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間である。

② 現在の指定管理者の概要

59ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

老人福祉センター4館の施設管理に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
収入	2,947	2,888	2,875	2,634	2,703
うち使用料収入	2,001	2,042	2,035	1,926	2,082
その他	946	846	840	708	621
支出	177,347	175,521	148,561	170,318	160,239
うち指定管理料	176,862	175,079	147,168	170,078	160,008
その他	485	442	1,393	240	231
収支	△174,399	△172,633	△145,686	△167,684	△157,536

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数(日)	296	295	256	244	247
入館者数(人)	70,503	68,473	58,034	48,444	50,715

(注) 4館の平均を記載している。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理(現金、備品等)

現金の管理は、現金受払簿に日々の入出金を記録しており、当該帳簿を事務所にて保管している。備品に関しては、市の台帳とは別に、指定管理者が台帳を保有しており、当該台帳を基に、備品実査を行っている。廃棄の際には、市への報告を行っている。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金は受払簿及び備品台帳を事務所に備え付け、保管している。また、監査人が抜き取りで確認した範囲では、入出金取引の証憑(請求書・領収書等)が保管

されていた。

④ サービス向上に関する取組み

イベント毎に、参加者に対して、満足度アンケートを実施している。

(6) 監査の結果及び意見

・公募期間等について【意見】

市は老人福祉センターの指定管理者について、平成 25 年度からの指定期間で初めて公募を実施した。

まず、平成 24 年 9 月 1 日に奈良しみんだよりにて、次に平成 24 年 9 月 3 日に市のホームページにて募集要項等を公表し、公募受付期間は平成 24 年 9 月 3 日から 28 日までであった。

指定管理基本方針には、指定管理者を公募する際の公表の方法は記載されているが、公表の時期までは記載されていない。しかしながら、初めて公募で指定管理者の指定を行う施設ということを考えると、受付開始の直前の公表は時期が遅いと考えられる。

公表が遅くなった理由は、公募する施設を一括して奈良しみんだよりに公表するという市の方針があったためである。公平性の観点からは、公表は公募受付期間の直前ではなく一定期間を設ける必要がある。また、公募受付期間についても、より長い期間を設定する等多くの団体が応募しやすいように工夫をすべきである。

・公募方法について【意見】

老人福祉センターは、東西南北の 4 ケ所の施設について、一括で公募により平成 25 年度から 5 年間の期間で指定管理者を指定している。しかしながら、それぞれの施設は必ずしも同じ指定管理者である必要はない。むしろ、施設毎に公募をした方が、参入障壁が低くなり、他の団体も応募をする可能性が高くなる。

今後、老人福祉センターの指定管理者を指定する際には、一括して公募した際のコスト削減効果及びサービスレベルの均質化と、分割して募集した際の参入障壁の低減及びそれに伴う多様な事業者の応募による競争性を考慮して、ふさわしい方法で公募されたい。

2.5. 総合福祉センター

(1) 施設の概要

総合福祉センターは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者といった障がいを持つ人のために、相談・医療・訓練・作業・スポーツ、レクリエーションなどをはじめとする一貫したリハビリテーション機能を持つための総合施設として昭和 59 年に設置された。設置以降、継続して社協が施設管理を行っており、平

成 17 年度からは指定管理者として施設管理を行っている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市左京五丁目 3 番地の 1
面積	土地 23,914.75 m ² (敷地面積) 建物 7,949.44 m ² (延床面積)
施設の設置目的	身体障害者、知的障害者及び精神障害者のための施策その他の社会福祉施策の総合的な推進及び社会福祉活動の育成を図り、もって市民の福祉の増進に資するため
根拠条例等	奈良市総合福祉センター条例
設置年月日	昭和 59 年 8 月 6 日
指定管理者制度導入年月日	平成 17 年 4 月 1 日
所管課	保健福祉部障がい福祉課
主な施設の種類	障がい者福祉センターみどりの家、生活介護みどりの家、生活介護やすらぎ広場、体育館
利用料金制か収受代行制か	以下のとおりである。

総合福祉センター内には主に 4 施設ある。また、障がい者福祉センターみどりの家の中には、「みどりの家歯科診療所」及び「みどりの家はり・きゆう治療所」があるが、これらの施設は市が直営で事業を行っている。

施設毎の運営形態等は以下のとおりである。

施設名	管理運営形態	使用料	備考
障がい者福祉センターみどりの家	指定管理	無料	市から指定管理料が支払われている。
体育館	指定管理	無料	同上
生活介護みどりの家	指定管理	無料	・障害者総合支援法のサービス利用の対象事業であり、国から介護給付費の支給を受けている。 ・利用料金制を導入しており、介護給付費を指定管理者の収入としている。
生活介護やすらぎ広場	指定管理	無料	
みどりの家はり・きゆう治療所	直営	無料	—
みどりの家歯科診療所	直営	有料	社会保険及び国民健康保険から診療報酬を受けている。



<総合福祉センター>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 17 年度～現在	非公募	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	59 ページに記載のとおりである。

現在の指定管理期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

② 現在の指定管理者の概要

59 ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

総合福祉センターに係る市の収支は以下のとおりである。

なお、生活介護みどりの家及び生活介護やすらぎ広場は利用料金制であるため、下記収支は、障がい者福祉センターみどりの家及び体育館にかかるもののみである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	1,069	629	641	582	514
うち使用料収入	1,069	629	641	582	514
支出	246,094	221,007	209,849	218,301	213,522
うち指定管理料	246,094	221,007	209,849	218,301	213,522
収支	△245,025	△220,378	△209,207	△217,718	△213,007

(注) 平成 20 年度の使用料収入には、野鳥の森（平成 22 年 1 月に閉館）入園料 378 千円が含まれている。

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	302	301	300	300	304
入館者数 (人)	110,211	125,635	139,648	143,381	138,488

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金の管理は、現金受払簿に日々の入出金を記録しており、当該帳簿を事務所にて保管している。

備品に関しては、廃棄処分をするときに市に報告している。備品の実査は、数年に一度所管課から調査依頼がきた際に実施している。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金や切手は受払簿を事務所に備え付け、保管している。また、監査人が抜き取りで確認した範囲では、入出金取引の証憑 (請求書・領収書等) が保管されていた。

市の備品については、市の固定資産台帳のみで、指定管理者は固定資産台帳を保有していない。

④ サービス向上に関する取組み

主要事業の参加者に対してアンケートを実施し、一般利用者に対しては、投書箱を設置している。

(6) 監査の結果及び意見

・備品の所有権について【意見】

生活介護みどりの家は、利用料金制を採用しており、施設で必要な備品等は、当該料金の中から支払われている。生活介護みどりの家の備品は以下のとおりである。

種類	取得価額
	千円
車両運搬具	1,030
什器備品	4,581
合計	5,611

これらは市の固定資産台帳には登録されていない。しかしながら、総合福祉セン

ターの管理に関する基本協定書において、備品については市が指定管理者に無償で貸与するという記載しかなく、生活介護みどりの家で購入された備品の所有権について明示されていない。適切な資産管理の観点から、新たに購入した備品の所有権について、指定管理者と覚書を締結されたい。

・備品の管理について【意見】

障がい者福祉センターみどりの家において、市の備品登録基準である 30 千円を超えないが、消耗品ではないハードル等の運動用具（少額備品）が保管されていた。本来、市と指定管理者の間で貸与備品についての一覧表を作成し、管理を委託するべきであったが、そのような一覧表は作成されていない。

施設運営において必要なものについては、市の固定資産台帳に登録されているかどうかにかかわらず、所管課として把握すべきである。

・みどりの家はり・きゆう治療所の支出について【結果】

みどりの家はり・きゆう治療所は、障がい者専用の治療所であり、治療費は無料である。平成 24 年度は延べ 3,999 人が利用している。

平成 24 年度の当該治療所運営に係る市の支出は以下のとおりである。

項目	支出	摘要
	千円	
人件費	19,092	鍼灸師及び助手計 3 名の給与等。
報償費	1,116	医師報酬費（鍼灸を行うに当たり、医師の診断を実施しているため）
消耗品費	20	カット綿等
医薬材料費	347	鍼、もぐさ等
手数料	257	白衣他クリーニング代等
合計	20,834	

上記支出のうち、人件費は総合福祉センターの指定管理料に含まれている。しかし、はり・きゆう治療所は直営であり、指定管理業務の範囲外である。直営であれば、通常は鍼灸師等に治療行為を業務委託し、委託料も「単価×回数」等で計算されることから、指定管理料に含めていることにより 3 名分の人件費を全額市が負担することになる。はり・きゆう治療所の人件費を指定管理料から充当するのは不適切であるため改められたい。

・使用料について【意見】

厚生労働省は鍼灸院を「保険医療機関」（健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号）として認めておらず、原則として神経痛、リウマチ等 6 種類の疾患の治療にのみ健康保険が適用される。適用されない場合、利用者が治療費全額を負担しなければならない性質のものである。

また、現在ははり・きゆう治療所の利用者は固定化しており、同じ市民が何回も利用する一方で、新規の利用者は少ないとのことである。一部の障がい者のみ継続して無料で鍼灸治療を受けていることが、障がい者福祉の観点から公平と言えるのか疑問がある。

はり・きゆう治療所に係る支出 20,834 千円を延べ人数 3,999 人で割ると、治療一回当たりのコストは 5,209 円である。上記のような事実を勘案すると、無料ではなく、受益者負担の観点から利用者に一定の負担を求められたい。

・直営理由について【意見】

みどりの家はり・きゆう治療所を市の直営にしている理由をヒアリングしたところ、下記のような回答があった。

「中国直伝の特殊な専門性のある鍼灸治療であり、現地での研修等を受けた医師が問診・治療を行っている。実績と経験を積んだ鍼灸師が治療を行っていることが利用者の安心感につながっており、民間委託やほかの鍼灸師の雇用についてなじまないと考えられる。」

確かに総合福祉センターは障がい者のための施設であり、利用者に対する配慮が求められる。しかしながら、「中国直伝の特殊な専門性のある鍼灸治療」は障がい者に特化したはり治療ではない。障がい者に対する配慮ができれば他の鍼灸師でも当該業務は実施可能であり、直営を継続する合理的な理由にはなり得ない。はり・きゆう治療所の運營業務について指定管理者制度を導入されたい。

仮に直営を継続するとしても、社協への委託を前提にするのではなく、市内に複数の鍼灸師団体があることを勘案して、サービス面及びコスト面で最もふさわしいと考えられる委託先を選定されたい。

26. 子ども発達センター(児童発達支援「いっぼ」)

(1) 施設の概要

子ども発達センター(児童発達支援「いっぼ」)は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害のある就学前の幼児又は発達支援の必要があると認められる就学前の幼児に対し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行い、もって当該幼児の心理機能の適切な発達を支援することを目的として平成 24 年に設置された。公募で現指定管理者が指定されている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市紀寺町 580 番地の 2
面積	土地 759.32 m ² (敷地面積) 建物 306.88 m ² (延床面積)
施設の設置目的	心理的発達障害並びに行動及び情緒障害のある就学前の幼児又は発達支援の必要があると認められる就学前の幼児に対し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行い、もって当該幼児の心理機能の適切な発達を支援すること
根拠条例等	奈良市子ども発達センター条例
設置年月日	平成 24 年 3 月 15 日
指定管理者制度導入年月日	平成 24 年 3 月 15 日
所管課	子ども未来部子育て相談課
主な施設の種類	療育室、相談室、事務室
利用料金制か収受代行制か	利用料金制と指定管理料の併用制 (注)

(注) 施設の管理運営経費の一部を利用料金制で賄い、残りを指定管理料で賄う方法である。



<子ども発達センター>



<療育室>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 24 年 3 月～ 現在	公募	社会福祉法人宝山寺 福祉事業団	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	社会福祉法人宝山寺福祉事業団
所在地	生駒市元町 2-14-8
設立の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じた自立した日常生活を地域社会において営むことができるように支援すること
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設、乳児院をはじめとする第 1 種社会福祉事業 ・ 障害児通園施設、保育園、児童センター等の第 2 種社会福祉事業 ・ 高齢者福祉サービス事業
指定管理期間	平成 24 年 3 月 15 日～平成 29 年 3 月 31 日（5 年 1 カ月）
公募・非公募の別	公募
指定管理業務の概要	施設の運営に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害のある就学前の幼児に対する療育 ・ 家庭療育についての相談・助言等 施設の維持管理業務
他の公の施設の指定管理状況	生駒市デイサービスセンター寿楽

(3) 収支の状況

子ども発達センターに係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円
収入	—	338
うち使用料収入	—	—
その他	—	338
支出	600	14,400
うち指定管理料	600	14,400
その他	—	—
収支	△600	△14,062

(注 1) 施設の設置は平成 24 年 3 月 15 日であり、実質的な稼働は平成 24 年度からである。

(注 2) その他収入は光熱水費の指定管理者負担額である。

(4) 施設の利用状況

項目	年度	
	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	11	277
入館者数 (人)	—	2,327

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

施設の使用料のうち、個人負担分が現金収入となるが、基本的に保有する現金は少額である。備品に関しては施設設置後間もないことから、廃棄はなく、市の備品にはシールを貼り付けることで区分を行っている。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

会計帳簿を整備し、預金通帳との照合等も行われており、収支報告書との整合性は確認できる水準にある。

④ サービス向上に関する取組み

児童に対し、個別支援計画を作成してニーズに沿った支援を行うとともに、関連機関との連携を図ることで療育の充実を目指し、幼稚園など児童の活動する場での地域支援を行っている。また、専門的な研修の実施や自己研鑽により職員の資質向上を図っている。その他、保護者のニーズの把握のために行ったアンケート結果を受けて、食事指導を開始したり、休日対応を増やす等によりサービス向上を図っている。

(6) 監査の結果及び意見

・指定管理料の精算について【意見】

平成 24 年 3 月に施設が設置されたため、平成 24 年度は利用者の数及び使用料収入の見積りが困難であったことから、利用者が施設の利用定数(10 人/日)に満たなくとも指定管理者に損失が生じない水準で、指定管理料を 14,400 千円と決定している。

しかし、実際には平成 24 年度当初から利用者は増加し、年度の後半はほぼ定数通りの利用者が集まったことから当初予算よりも 7,144 千円収入が増加している。そして、最終的に、収支差額に実質的な利益である人件費積立金を加えた 6,594 千円が指定管理者の利益となった。指定管理者と締結した協定書には精算条項があるものの、当該金額は指定管理料の精算対象とならないため、この金額は指定管理者の

努力の結果として指定管理者が収受すべきものとなっている。

しかし、施設設置当初で、市が運営する同様の施設がないという状況を勘案すれば、この利益の金額は指定管理者の努力の結果に加え、当初の見積りとの乖離による金額も含まれていると考えられる。施設の設置当初で利用者数の見積りが困難である等の特別な事情がある場合には、見積りとの乖離により生じた利益を精算できる条項を加えるべきであった。

今後、同様のケースが発生することは十分想定されるため、新しく施設を設置する際には協定書に適切な精算条項を付すことを検討されたい。

・指定管理料について【意見】

平成 24 年度の決算を受けて翌年度の指定管理料を前年度と同額の 14,400 千円で決定している。ここで、指定管理業務にかかる指定管理者の収支予算及び実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度実績	平成 24 年度予算	平成 24 年度決算	平成 25 年度予算
	千円	千円	千円	千円
指定管理料	600	14,400	14,400	14,400
使用料収入	—	14,600	21,670	20,598
その他	(注) 1,200	—	74	2
収入計	1,800	29,000	36,144	35,000
人件費	15	21,000	21,299	24,000
その他経費	1,653	8,000	7,051	11,000
その他	—	—	(注) 1,200	—
支出計	1,668	29,000	29,550	35,000
人件費積立金	—	—	1,500	—
収支差額	131	0	5,094	0

(注) 指定管理者の本部借入収支である。平成 23 年度(施設が設置された平成 24 年 3 月 15 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 17 日間)は実質的な施設稼働前であったが、施設設置当初特有の少額備品や保育材料、消耗品費等のコストがかかるため、本部借入収支の表現を用いて負担を翌年に繰越している。実質的には初年度特有のコストと捉えられる。

前年度の指定管理料の見積り状況と決算における利益額、また平成 24 年度のコストには施設設置初年度特有のコストが含まれていたことを勘案すれば、指定管理料は減少するべきであると考えられる。また、土曜日の開館や食事指導等、指定管理者が行う新たな取組にかかるコストの存在を勘案すれば、前年度と同額になるとは考えにくい状況にある。

指定管理料決定の際には前年度の決算及び当年度の事業計画書、予算書等を十分に精査し、指定管理料が適切かどうかを毎期見直されたい。

27. 月ヶ瀬福祉センター

(1) 施設の概要

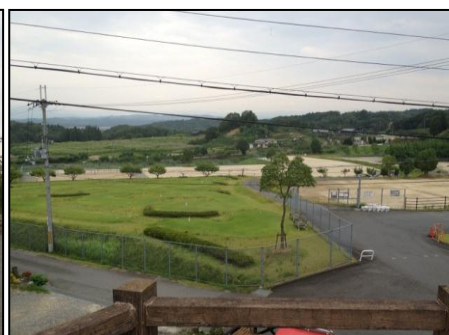
月ヶ瀬福祉センターは、市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資することを目的として平成10年に設置された。指定管理者制度の導入後、平成17年度より非公募で社協が指定管理者に指定され、平成22年度からは公募の結果、当該団体が指定管理者に指定されている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市月ヶ瀬尾山 1124 番地
面積	土地 56,396.01 m ² (敷地面積) 建物 1,163.50 m ² (延床面積)
施設の設置目的	市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するため
根拠条例等	奈良市月ヶ瀬福祉センター条例
設置年月日	平成10年6月
指定管理者制度導入年月日	平成17年4月1日
所管課	保健福祉部福祉政策課
主な施設の種類の	談話室、料理実習室、会議室、梅の郷ふれあい広場
利用料金制か収受代行制か	利用料金制



<施設外観>



<梅の郷ふれあい広場>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 17 年度～	非公募	社会福祉法人奈良市 社会福祉協議会	59 ページに記載のとおりである。
平成 22 年度～現在	公募	同上	同上

現在の指定管理期間は平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

② 現在の指定管理者の概要

59 ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

当該施設管理に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	1,317	1,596	1,517	1,509	1,498
うち使用料収入	1,317	1,596	1,517	1,509	1,498
支出	36,100	35,100	34,300	39,400	33,300
うち指定管理料	36,100	35,100	34,300	39,400	33,300
収支	△34,782	△33,503	△32,782	△37,890	△31,801

(4) 施設の利用状況

年度 項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	303	301	299	300	303
入館者数 (人)	19,267	20,379	23,652	26,300	26,496

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

施設の使用料は基本的に現金収入であるため、一週間ごとに利用状況を総括し、現金残高をチェックし、所長のチェックを得たうえで、所管課に直接納付を行っている。

備品に関しては不定期であるが、平成 23 年に一度、平成 24 年に一度実査を行っており、市の備品にはシールを貼り付けることで区分を行っている。

② 現物管理（現金、備品等）

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

帳簿は管理部門にて一括管理されており、経費支払は総務課にて一括管理されている。収支報告書との整合性は確認できる水準にある。

④ サービス向上に関する取組み

より多くの市民により広い地域でサービスを提供するため、「出前」でも福祉の講座等を開催している。また高齢者以外でも利用できることを広報紙でアピールするとともに、子供が遊べるスペースを常設している。その他、自主事業においても料理、踊り、趣味体験、子育て支援事業等と多世代の市民に参加してもらえる企画を行っている。

（6）監査の結果及び意見

・指定管理料の精算について【意見】

現在、指定管理者との協定では、事業に要した費用が指定管理料の額に満たない場合は差額を返還することが定められており、多額ではないが毎年精算が行われている。

指定管理料の精算条項があると指定管理者の経費削減のためのインセンティブがなくなってしまうことから、指定管理者制度導入の意義から考えると、本来的には望ましくないと考えられる。実際に経費削減が達成されれば残額は指定管理者の利益となるうえ、大幅な削減が達成されれば翌年の指定管理料を減額するきっかけになるなど、双方にとってメリットがあると考えられる。

指定管理料の精算の要否について検討されたい。

28. 都祁福祉センター

（1）施設の概要

都祁福祉センターは、市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図ることを目的として、平成10年に設立された。設立当初より、当時の都祁村社会福祉協議会がセンターを運営しており、平成17年度の市と都祁村の合併により社協が管理運営を受託、平成18年度からは指定管理者として施設の管理にあっている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市藺生町 1922 番地の 8
面積	土地 15,010.2 m ² (敷地面積) 建物 1,924.19 m ² (延床面積)
施設の設置目的	市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するため
根拠条例等	奈良市都祁福祉センター条例
設置年月日	平成 10 年 10 月 1 日
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	保健福祉部福祉政策課
主な施設の種類	会議室、研修室、和室
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



<都祁福祉センター>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18 年度～	非公募	社会福祉法人奈良市 社会福祉協議会	59 ページに記載のとおりである。
平成 22 年度～現在	公募	同上	

現在の指定管理期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

② 現在の指定管理者の概要

59 ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

都祁福祉センターに係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	1,640	1,594	1,376	1,129	1,151
うち使用料収入	1,640	1,594	1,376	1,129	1,151
支出	35,700	34,200	30,600	31,500	32,100
うち指定管理料	35,700	34,200	30,600	31,500	32,100
収支	△34,059	△32,605	△29,223	△30,370	△30,948

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	302	301	303	300	304
利用日数 (日)	302	301	303	300	304
入館者数 (人)	25,237	25,691	25,314	25,768	26,242

(注 1) 入浴施設は毎日継続して利用があるため、開館日数と利用日数が等しくなっている。

(注 2) 稼働率は把握していない。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金の管理は、現金受払簿に日々の入出金を記録しており、当該帳簿を事務所にて保管している。

備品に関しては、交換や廃棄処分をする際に現物と備品台帳との整合性を確認している。備品台帳は、所管課及び指定管理者の双方で同一のものを保管している。実査は特段行っておらず、交換や廃棄の際に現物と備品台帳の整合性をとっている。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金や切手、収入印紙等の受払簿及び備品台帳ともに事務所に備え付け、保管している。また、監査人が抜き取りで実査確認した範囲では、支払証憑となる領収書等を備え付けていた。

④ サービス向上に関する取組み

利用者アンケート等の利用者に対する満足度調査等は特に実施していない。

(6) 監査の結果及び意見

・使用料について【意見】

当施設では、使用料を徴収しているのは屋外にある多目的施設と入浴施設のみである。入浴施設は都祁地域の高齢者を中心に相当数の利用があるが、以下のように多目的施設の利用は屋根付き施設で年間 28 件、屋根なし施設は年間 0 件と非常に少ない。一方で、利用者に貸し出している会議室・研修室・和室に関しては毎月継続して利用があるものの、こちらは無料での貸し出しとなっている。

老人福祉センター等他のセンターの多くは、会議室や和室については有料での貸し出しを行っている。屋内の貸し部屋を無料にする合理的な理由はないため、都祁福祉センターにおいても、他のセンターとの公平性に配慮して、有料化を検討すべきである。

【平成 24 年度 都祁福祉センター利用状況】

	会議室	研修室	和室	多目的施設		入浴施設			
				屋根無	屋根付	大人	小人	免除	合計
	件	件	件	件	件	人	人	人	人
4 月	13	6	16	0	2	307	26	964	1,297
5 月	12	6	14	0	2	319	8	1,004	1,331
6 月	7	7	12	0	5	440	24	1,215	1,679
7 月	12	7	15	0	6	333	20	1,211	1,564
8 月	6	6	18	0	3	409	44	1,298	1,751
9 月	8	7	14	0	0	392	7	1,299	1,698
10 月	8	12	14	0	3	233	0	1,094	1,327
11 月	6	2	12	0	2	269	5	1,085	1,359
12 月	9	6	17	0	2	259	5	1,073	1,337
1 月	9	2	23	0	2	199	9	827	1,035
2 月	10	9	11	0	1	259	7	1,019	1,285
3 月	13	8	18	0	0	243	8	1,056	1,307
合計	113	78	184	0	28	3,662	163	13,145	16,970

(注) 入浴施設の免除者とは、以下の者をいう。

- ・市内に居住する 65 歳以上の者
- ・障がい者及びその介護を行う者

・備品の管理について【意見】

指定管理者は、備品に関しては交換及び処分を実施する際に現物と備品台帳の整合性を確認しているが、定期的な実査は行っていない。市は指定管理者に対し、定期的な実査の実施及びその結果報告を行うよう指導されたい。

・モニタリングについて【意見】

所管課は、建物や設備の老朽化がみられる場合などに必要に応じて実地調査を行っているが、実施の頻度や調査手続きの内容等についての具体的なルールは定めら

れていない。実地調査によるモニタリングが不十分であるため、市はその実施頻度や手続内容について検討されたい。

・満足度調査について【意見】

現状のところ、施設の利用者に対する満足度調査は実施されていない。利用者サービスの向上という目的に沿った施設の運営ができているかを評価し、より充実した施設の管理運営が行えるように、市は指定管理者に PDCA サイクルを構築するよう指導されたい。

・公募期間について【意見】

公募期間については公平性確保の観点より一定以上の期間を設けることが望ましく、指定管理基本方針でも公募の場合には、指定の申請の受付期間を、募集を開始してから概ね 1 ヶ月を経過した後の日とするものと定めている。

しかし、平成 24 年度に実施された都祁福祉センターの指定管理者募集の申請受付期間は、平成 24 年 9 月 18 日から 10 月 5 日までで、1 ヶ月を下回っていた。

公募という趣旨から競争性を阻害する要因は出来る限り排除すべきであるため、特別な理由がない限り募集期間は一定期間以上を応募者に与えるべきである。市は、指定管理基本方針に沿って適正な長さの申請期間を設けるよう改善されたい。

2.9. 公民館 24 施設

(1) 施設の概要

公民館 24 施設は、生涯学習支援者の研修・育成の場、市民の自主的な学習や活動の場として設立されたものである。昭和 24 年 9 月に奈良市公民館条例が制定され、中央公民館と都跡公民館が開設された。その後、平成 13 年 3 月に財団法人奈良市生涯学習財団が設立され、公民館の管理運営が行われてきた。平成 18 年 4 月の指定管理者制度導入以降は、指定管理者として業務にあたっている。

現地調査を行った生涯学習センターの概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市杉ヶ町 23 番地
面積	土地 2,935.51 m ² (敷地面積)、建物 3,588.65 m ² (延床面積)
施設の設置目的	生涯学習支援者の研修・育成の場、市民の自主的な学習や活動の場として設置
根拠条例等	奈良市公民館条例等
開館年月日	平成 10 年 10 月
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	教育総務部生涯学習課
主な施設の種類	スタジオ、ギャラリー、視聴覚室、アトリエ、工房、ッキングルーム、学習室等
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



<生涯学習センター>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18 年度～現在	非公募	公益財団法人奈良市生涯学習財団（平成 23 年度までは財団法人奈良市生涯学習財団）	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	公益財団法人 奈良市生涯学習財団
所在地	奈良市杉ヶ町 23 番地
設立の目的	生涯学習・社会教育に関する各種の事業を行うことにより、市民に学習機会や学習の場の提供と学習活動の支援を行い、自己の学習意欲と能力の醸成、教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、もって地域の生活・文化の振興及び福祉の増進に寄与することを目的とし、この目的を達成するため、市立公民館の管理運営を社会教育・生涯学習の専門職員を有した団体で進めるために設立
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育の機会提供に関する事業 ・生涯学習・社会教育の活動支援に関する事業 ・生涯学習・社会教育の人材育成に関する事業 ・その他法人の目的を達成するために必要な事業
代表者	理事長 津山 恭之
代表者の兼務の状況	奈良市副市長 総合財団理事長 市街地開発㈱代表取締役
職員数(うち非正規職員)	102 名 (うち非正規職員 47 名 平成 25 年 7 月 1 日現在)
指定管理期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 (5 年間)
公募・非公募の別	非公募
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の事業の実施に関すること ・公民館の使用承認及び使用制限に関すること ・公民館の施設及び附属設備の維持管理に関すること ・その他教育委員会が定めること
他の公の施設の指定管理状況	なし

(3) 収支の状況

公民館 24 館に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	17,195	32,278	32,046	32,568	31,676
うち使用料収入	17,195	32,278	32,046	32,568	31,676
支出	610,209	584,738	579,933	554,062	555,733
うち指定管理料	550,338	520,443	517,081	495,635	499,003
その他	59,871	64,295	62,852	58,427	56,730
収支	△593,014	△552,460	△547,887	△521,494	△524,057

(注) その他支出は、主に管理事務経費、複合施設負担金、大規模修繕費である。

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	290	291	291	291	290
利用日数 (日)	290	291	291	291	290
入館者数 (人)	634,358	645,699	651,236	647,574	645,112

(注) 稼働率は把握していない。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金の管理は、主に生涯学習財団の事務局にて行われており、各館では日々の使用料収入分の現金を保有しているのみである。各館で集金した使用料収入は、保管金額が高額にならないよう定期的に銀行への入金が行われている。事務局においては、現金受払簿に日々の入出金を記録しており、当該帳簿を保管している。

備品に関しては、各館において、交換や廃棄処分をする際に現物と備品台帳との整合性を確認している。備品台帳は、所管課及び指定管理者の双方で同一のものを保管している。実査は特段行っておらず、交換や廃棄の際に現物と備品台帳の整合性をとっている。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金や切手、収入印紙等の受払簿及び備品台帳ともに事務局及び各館に備え付け、保管している。また、監査人が抜き取りで実査確認した範囲では、支払証憑となる領収書等を備え付けていた。

④ サービス向上に関する取組み

各館において、生涯学習財団主催講座を開催した際には、参加者に対してアンケートを実施し、結果分析を行っている。

(6) 監査の結果及び意見

・公募について【意見】

現状、公民館の指定管理者募集は、非公募の形式をとっている。その結果、市の外郭団体である公益財団法人奈良市生涯学習財団 (以下、「生涯学習財団」と言う。) が指定管理者として指定されている。

非公募による募集を行う理由として、市は生涯学習財団には長年にわたって公民館の設置目的に沿った管理運営を行ってきた実績があること、人材の質を担保する

ためには採用時及びその後の研修等が不可欠であり、指定管理者を公募にすると、人材確保並びにその養成ができない状況をまねきかねないことを挙げている。

確かに公民館の運営に要求される質の維持及び向上は必要である。したがって広く公募し、質の維持向上の条件を備えた指定管理者を指定すればよく、生涯学習財団に限る必要はない。また、たとえば指定管理期間を5年ではなくもっと長期間に設定し、その間に研修を継続的に実施するなどの方法でも、人材の質を高めることは可能であると考えられる。

指定管理基本方針第3章第3節において、指定管理者には当該公の施設の設置目的を最も効果的に達成することのできる法人その他の団体を指定する必要がある、そのためには、当該公の施設を管理運営することができる団体から広く申請を求め公募が有効であると定められている。そのうえで、非公募が適切とする状況のひとつに、管理運営において事業の継続性や専門性、市の施策との一体性が必要とされる公の施設であって、他の団体によっては施設の設置目的の達成又はその他の市の施策に重大な支障をきたすため、管理運営できる団体が特定される場合があるとされている。

市は、これに該当する例として、生涯学習財団は文部科学省からの委託事業や家庭教育講座、マニフェスト事業の「奈良ひとまち大学」を実施するなど、市の教育行政と直結した活動を行っていることから、生涯学習財団以外にこれを成し遂げられる団体は考えられないとしている。また、社会教育に精通する職員集団でもあるから地域と密着した事業展開を可能にしており、営利を目的とする民間事業者であれば取り扱わない社会教育課題に関する事業の確保といった面でも社会教育施設の設置目的の達成に大いに寄与すると、市は判断している。

これらは、委託事業の条件をあらかじめ明示して公募すればよく、広く門戸を開放し、様々な事業者の工夫を公民館に生かす機会をとらえるという意味では、あらかじめ募集を閉鎖的にする必要性には結びつかない。また、文部科学省からの委託事業や家庭教育講座等についても、それを実施することが可能なのは生涯学習財団に限らないため、いずれも非公募を続ける合理的な理由とはいえず、公募を行うべきである。

以上より、市は公民館について、公募による指定管理者募集を検討すべきである。ただし、現状では生涯学習財団は公民館運営を主業務としているため、公募して他の団体が指定管理者となった場合、生涯学習財団の存続意義が問われるという問題があるため、生涯学習財団のあり方についても、合わせて検討されたい。

・備品の管理について【意見】

指定管理者は、備品に関しては交換及び処分を実施する際に現物と備品台帳の整合性を確認しているが、定期的な実査は行っていない。市は指定管理者に対し、定

期的な実査の実施及びその結果報告を行うよう指導されたい。

・モニタリングについて【意見】

所管課は、建物や設備の老朽化がみられる場合などに必要に応じて実地調査を行っているが、実施の頻度や調査手続きの内容等についての具体的なルールは定められていない。実地調査によるモニタリングが不十分であるため、市はその実施頻度や手続内容について検討されたい。

また、公民館は市民の自主的な学習の場、及び生涯学習支援者の研修・育成の場としての役割を担う社会教育施設であるため、そこで実施される各種講座や事業等に関するモニタリングも非常に重要である。現状では、事業内容にまで踏み込んだモニタリングを実施できていない状況であるため、市は施設の管理業務についてだけでなく、社会教育事業の内容面に関するモニタリングの充実も合わせて検討されたい。

30. 公民館分館

(1) 施設の概要

公民館分館は、奈良市公民館条例に基づき生涯学習のための施設として設置され、市内に28カ所存在する。公民館が社会教育法に基づき市町村に設置が義務付けられている施設であるのに対して、公民館分館は公民館の事業運営上必要があると認められる場合に設置が容認されている施設である点で両者は異なる。

市では、公民館を補完する目的で、分館を人口が多い地域及び山間部を中心に設置している。従来は地元自治会等に分館の管理運営を委託していたが、指定管理者制度導入を契機に各自治会等を指定管理者として非公募で指定している。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	市内28カ所
施設の設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため
根拠条例等	奈良市公民館条例
設置年月日	昭和48年4月25日（西部公民館学園大和分館）等
指定管理者制度導入年月日	平成18年4月1日
所管課	教育総務部生涯学習課
主な施設の種類	会議室等
利用料金制か収受代行制か	無料のため該当なし



<三笠公民館大安寺西分館>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成18年度～現在	非公募	地元自治会等	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	地元自治会等
所在地	各分館設置地域
設立の目的	より住みやすい地域を築くことを目的とする。
事業の概要	親睦、地域連携等
指定管理期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年間)
公募・非公募の別	非公募
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館分館の維持管理 ・公民館分館の使用承認及び使用制限に関すること ・公民館分館の事業の実施に関すること ・その他市が必要と認める管理業務
他の公の施設の指定管理状況	なし(柳生公民館丹生分館の指定管理者のみ柳生地域ふれあい会館の指定管理者に指定されている。)

(3) 収支の状況

公民館分館 28 館の施設管理に係る市の収支合計は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	10	10	5	4	4
うち使用料収入	—	—	—	—	—
その他	10	10	5	4	4
支出	31,738	38,257	27,328	21,475	27,739
うち指定管理料	6,332	6,332	6,332	6,332	6,332
その他	25,406	31,925	20,996	15,143	21,407
収支	△31,728	△38,247	△27,323	△21,471	△27,735

(注) その他支出は光熱水費等、修繕費等である。

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	290	291	291	291	290
利用日数 (日)	191	189	186	195	197
入館者数 (人)	6,819	6,451	6,326	6,661	6,571
利用率 (%)	66.1%	65.0%	64.2%	67.0%	68.1%

(注) 公民館分館 28 館の平均を記載している。

公民館分館という施設の性質上、地域住民の集会や手芸教室、料理教室といった各種講座を開催する目的で利用されている。利用率は、人口の多い地域では 100% に近い一方で、山間部では一ヶ台にとどまるなど、地域によってかなりの格差がある。

(5) 指定管理者の管理状況

利用者が代表者（自治会長や管理人等）に使用申請を提出、利用日に分館の鍵を借りて利用し、利用後は施錠して鍵を返還するというのが利用の基本的なフローである。

分館の使用料は徴収しておらず、各指定管理者は指定管理料を指定管理者の口座に入金し、そこから管理運営経費を支出している。指定管理料は主に、管理人や各種教室の講師に対する謝礼、備品・消耗品の購入等に充当されている。清掃については、外部の業者を使用して実施していたり、地域住民が当番で実施したりする等様々である。なお、水道光熱費は市の負担である。

今回の調査では分館 28 館のうち、サンプル抽出した 5 館について、事業報告に記載されている管理運営経費の精査を実施した。結果は以下のとおりである。

① 複数の分館で検出された事項

<ul style="list-style-type: none"> ・実際の管理運営経費は指定管理料を上回っているのに、指定管理料と同額を決算額として報告している。 ・事業報告内の「支出の明細」と証憑類が不整合（費目及び金額）。

② 分館ごとの具体的な検出事項

分館名	指定管理料 (千円)	検出事項
若草公民館 佐保分館	310	・講師謝礼に対する証憑がなく、誰にいくら支払われたのか不明。
南部公民館 精華分館	232	・清掃費に係る証憑が不足している。 ・清掃に係る地元消防団への委託費の内容が不明瞭。
南部公民館 東九条分館	310	・カラオケ器具のレンタル費用が同地域の別団体に支払われている。 ・清掃に係る謝礼が同地域の別団体に支払われている。 ・日帰り研修として神戸市の「人と防災未来センター」に行った後、淡路島の牧場に立ち寄っているが、一連の移動に係るバス代が事業費として計上されている。 ・鉛筆で金額が加筆されたような請求書が存在する。
興東公民館 狭川分館	204	・講師謝礼に対する証憑がなく、誰にいくら支払われたのか不明。 ・支出額の 3 割以上がコピー代であり、指定管理者以外の団体が使用したコピー代も含まれている。 ・分館の管理運営とは関係がない、代表者の写真撮影代や町内の運動会に係る表彰状用紙・額縁購入代金、秋祭りに係る費用が支出に含まれている。
柳生公民館 丹生分館	184	・代表者の交代等に伴って証憑類を全て廃棄したとのことで、提示されなかった。

(6) 監査の結果及び意見

・収支決算書について【結果】

公民館分館の管理に関する基本協定書によると、管理業務に係る経費を他の経費と区分して執行し、その収支を明確にしなければならず（第 6 条）、また年度の事業報告では管理業務に係る収支の状況を記載しなければならない（第 16 条）が、各分館の事業報告では多くの指定管理者が管理運営経費を指定管理料と同額と記載している。実際の管理運営経費が指定管理料を上回っているためであるが、管理業務に係る収支を明確にし、指定管理料が必要十分であるか、指定管理料がどのような使途に充当されているかを把握するためには実際の管理運営経費を記載する必要がある。所管課は指定管理者への指導を徹底されたい。

・証憑類について【結果】

公民館分館の管理に関する基本協定書によると、管理業務に係る経費等について、その用途を明らかにした帳簿、書類等を備え、これを事業年度終了後 5 年間保存しなければならないとされている（第 11 条）。しかし、今回の調査では領収書等の証憑類を紛失した指定管理者が散見された。証憑類は経費の用途を明らかにする書類に含まれるため、所管課は 5 年間保存するように指導を徹底されたい。

・指定管理料について【結果】

公民館分館の管理運営とは関係のない支出に指定管理料を充当し、自治会費と混同している指定管理者が存在する。あくまでも分館の管理運営費用として指定管理料を充当するよう所管課は指導を徹底されたい。

・使用料について【意見】

同じ生涯学習のための施設である公民館は使用料を徴収しているのに対して、公民館分館は使用料を徴収していない。これは公民館分館がより地域に密着した施設であり、生涯学習施設というよりも、むしろ地域のコミュニティ施設としての役割が大きいためである。

しかし、市にはコミュニティ施設として地域ふれあい会館がすでに存在する。ふれあい会館は条例上無料の施設であるが、ほとんどの指定管理者は自治会の自治のもと、協力金等の名称で利用者から使用料を徴収している。

市は公民館分館を地域の自主的な活動を推進する拠点とし、より地域に密着した施設にするため、地元の意向、分館の設置事情、利用状況、位置、規模等を考慮しながら地元及び関係各課と調整し、平成 24 年度以降に地域ふれあい会館への用途変更や統廃合等も含め見直しを行うとしていた。

それにもかかわらず、公民館分館は新たに平成 26 年度から 2 年間、地元自治会等を指定管理者に指定する一方で、地域ふれあい会館は平成 26 年度より利用料金制を採用する等、所管課ごとにそれぞれ異なる方針を決定し、両者の統廃合に向けての議論はむしろ後退している。

平成 23 年度の包括外部監査でも述べたように、公民館分館の存在意義を早期に再検討し、地域のコミュニティ施設として存続させるのであれば地域ふれあい会館に用途変更し、使用料を徴収する、あくまでも生涯学習の場として存続させるのであれば公民館と同じく使用料を徴収する、地域住民の自主的な管理に委ねるのであれば集会所と同様に自治会に譲渡する、存在意義がないのであれば廃止する、といった、所管課による縦割りではなく市の方針として一定の住民サービスのあり方を検討されたい。

3 1. 地域ふれあい会館

(1) 施設の概要

地域ふれあい会館は、地域の振興・活性化のため地元自治連合会を中心に日ごろの会合や情報交換の場となるほか、地域住民が主催する事業や地域住民の交流を行う場として利用されている。

条例上、使用料は無料であるが、14館中9館で指定管理者である自治連合会他が寄付金や協力金という名目で使用料を徴収し、地域ふれあい会館の運営経費に充てている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	市内 14 カ所
面積 (14 カ所合計)	土地 19,769 m ² (敷地面積) 建物 4,142.90 m ² (延床面積)
施設の設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点とするため
根拠条例等	奈良市地域ふれあい会館条例
設置年月日	平成 8 年 4 月 1 日 他
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	市民活動部地域活動推進課
主な施設の種類	ホール、和室等
利用料金制か収受代行制か	収受代行制 (平成 26 年度より利用料金制)



< 済美地域ふれあい会館 >

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18 年度～現在	非公募	自治連合会等	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	各自治連合会等
所在地	市内 14 カ所
設立の目的	地域社会相互の親睦を計り、互助の精神を以って共存共栄、文化の向上発展のため、地方自治行政との連携を計り民主的で明朗な福祉社会への貢献に寄与する。
指定管理期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（5 年間）
公募・非公募の別	非公募
指定管理業務の概要	地域ふれあい会館の管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の使用承認及び使用制限 ・施設及び設備の維持管理 ・その他の管理
他の公の施設の指定管理状況	なし

(3) 収支の状況

地域ふれあい会館 14 館の施設管理に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	42	2,187	2,189	2,520	2,477
うち使用料収入	—	—	—	—	—
その他	42	2,187	2,189	2,520	2,477
支出	16,802	14,178	11,934	13,594	13,523
うち指定管理料	6,260	8,620	8,620	10,505	11,092
その他	10,542	5,558	3,314	3,089	2,431
収支	△16,760	△11,991	△9,745	△11,074	△11,046

(注1) 平成 20 年度に関してはとみの里地域ふれあい会館は市直営、また佐保台地域ふれあい会館は平成 21 年度から運営を開始したため、12 館合計である。

(注2) 平成 21 年度以降のその他収入は主に佐保川地域ふれあい会館の行政財産使用料である。

(注3) その他支出は臨時職員賃金、修繕費、消防点検手数料等である。

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用回数 (回)	698	864	893	948	1,005
入館者数 (人)	9,106	9,846	10,743	11,297	11,461

(注1) 14館の平均を記載している(平成20年度はとみの里地域ふれあい会館及び佐保台地域ふれあい会館を除く12館の平均)。

(注2) 市は利用回数及び利用人数のみ指定管理者から報告を受けており、開館日数や利用率は把握していない。

平成24年度の利用状況は、利用者数5,000人未満の施設が3施設、5,000人以上10,000人未満の施設が5施設、10,000人以上20,000人未満の施設が4施設、20,000人以上の施設が2施設であった。

(5) 指定管理者の管理状況

済美地区自治連合会が指定管理者となっている済美地域ふれあい会館について、現地視察を実施した。結果は以下のとおりである。

① 現物管理(現金、備品等)

調査した範囲においては、担当者が毎日現金残高と出納簿とを照合し、代表者が承認している。

② 個人情報の管理

個人情報取扱特記事項に基づく取扱いをしている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

指定管理者のパソコンにより会計帳簿及び台帳がデータ管理されている。

④ サービス向上に関する取組み

約100の利用団体があり、これらの利用団体へのサービス向上に努めている。

その他については、ランダムで4館を抽出して証憑突合を実施した。うち、3館での検出事項は以下のとおりである。

施設名	検出事項
とみの里地域ふれあい会館	<ul style="list-style-type: none"> 一部に領収書の添付がなかった。 自治連合会の会計と指定管理者としての会計との区分が不明確な部分があった。
月瀬地域ふれあい会館	<ul style="list-style-type: none"> 支出の一部に領収書の添付がなかった。
西大寺北地域ふれあい会館	<ul style="list-style-type: none"> 収支決算書の記載方法に誤りがあった。

(6) 監査の結果及び意見

・施設のあり方について【意見】

入館者数が 5,000 人未満の施設が 3 館あった。これらの施設については、地区の人口自体が少ないことも入館者数が少ない要因の一つとなっている。利用者数に対する費用対効果からみれば、割高になってはいるが、住民自治により管理運営される施設でもあることを考えると、今後は施設が有効に活用されるよう方策を検討されたい。また、近隣に公民館や公民館分館の類似施設がある場合には、施設の統廃合や地元の自治会等への移管も検討されたい。

・指定管理者への指導について【意見】

自治連合会等を指定管理者としている場合、不慣れが原因で会計管理者が会計処理を誤るおそれがある。今回現場視察及び証憑突合を実施した 5 館についても、3 館で誤った会計処理がみられた。

年度の早い時期に会計管理者を集めて指定管理者制度の趣旨や指定管理料の使途等について講習を実施する、指定管理者から収支決算書を受領する際に支出項目と領収書等を照合する等して、適切な会計処理が行われるようにすべきである。

また、会計処理業務の軽減化のため、全施設で発生する水道や電気料金等については、市がまとめて支払うことも検討されたい。

・再委託について【意見】

受付や清掃業務を周辺住民に再委託しているにも関わらず、基本協定に定められた事前承認を得ていない館が存在する。指定管理者が管理運営の一部を再委託する場合には市の事前承認が必要なため改められたい。

なお、小規模施設の清掃業務の再委託等、その都度承認することが事務手続上著しく煩雑になるのであれば、特定の業務については事前承認の省略を可能とする容認規定を設けることも検討されたい。

3.2. 老人憩の家

(1) 施設の概要

老人憩の家は、市に居住する 60 歳以上の者を対象として、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供する施設である。昭和 47 年度に運営を開始し、平成 24 年度時点で、市内に 20 施設が設置されている。運営開始時から万年青年クラブ連合会等の地区団体が施設管理を行っており、平成 18 年度からは施設毎に指定管理者として指定されている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市中登美ヶ丘一丁目 1994 番地の 3 他
面積（総合計）	土地 18,217.92 m ² （敷地面積） 建物 2,998.87 m ² （延床面積）
施設の設置目的	老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図るため
根拠条例等	奈良市老人憩の家条例
設置年月日	昭和 55 年 2 月 1 日 他
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	保健福祉部長寿福祉課
主な施設の種類	和室、台所、便所
利用料金制か収受代行制か	無料のため該当なし



<登美ヶ丘老人憩の家>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概 要
平成 18 年度～現在	非公募	各地区万年青年クラブ連 合会他	以下のとおりで ある。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	各地区万年青年クラブ連合会等
所在地	奈良市中登美ヶ丘1丁目1994番地の3 他
設立の目的	高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、教養の向上・健康の増進・社会奉仕などの活動を行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・教養向上のための活動 ・健康増進のための活動 ・趣味のための活動 ・社会奉仕活動
指定管理期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日（5年間）
公募・非公募の別	非公募
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の事業の実施に関すること ・施設の利用承認及び利用制限に関すること ・施設及び附属施設の維持管理に関すること
他の公の施設の指定管理状況	なし（田原地区万年青年クラブ連合会のみ田原老人軽作業場の指定管理者となっている。）

（3）収支の状況

老人憩の家に係る市の収支（20施設合計）は以下のとおりである。

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	—	—	—	—	—
支出	9,284	8,485	8,552	8,343	7,872
うち指定管理料	2,666	2,443	2,443	2,443	2,443
その他	6,618	6,042	6,109	5,900	5,429
収支	△9,284	△8,485	△8,552	△8,343	△7,872

（注）その他支出は消耗品費、光熱水費、修繕料、消防点検及び浄化槽点検費等である。

（4）施設の利用状況

項目	年度				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数（日）	122	116	113	109	123
入館者数（人）	1,480	1,364	1,308	1,382	1,507

（注）19館の平均を記載している。登美ヶ丘老人憩の家は利用状況を利用回数で把握しているため、計算には含めていない。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理（現金、備品等）

現金の管理は、現金受払簿に日々の入出金を記録しており、当該帳簿を会長の自宅にて保管している。備品に関しては、廃棄処分をするときに市に報告している。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金は受払簿を会長の自宅にて保管している。また、監査人が抜き取りで確認した範囲では、入出金取引の証憑（請求書・領収書等）が保管されていた。

市の備品については、市の固定資産台帳のみで、指定管理者は固定資産台帳を保有していない。

④ サービス向上に関する取組み

利用者アンケート等の利用者に対する満足度調査等は特に実施していない。

(6) 監査の結果及び意見

・収支決算書について【結果】

現地視察を行った登美ヶ丘老人憩の家では、平成 21 年度から繰越金が発生しているにもかかわらず、収支決算書には繰越金の実態を報告せず、収支を 0 円で報告している。

繰越金が発生した理由は以下の 2 点である。

- ・指定管理料を下回る支出であったこと
- ・社協から老人憩の家に対して交付される協賛金を、指定管理料と合算して管理及び施設の運営に充当していたため、繰越金が発生した際に当該繰越金の発生源がどちらの収入であるかわからないこと

登美ヶ丘老人憩の家の運営にかかる繰越金、実際の支出額及び市への支出報告の推移は、以下のとおりである。

年度	指定管理料	協賛金	普通預金利息	実際の支出額	繰越金
	円	円	円	円	円
平成 21 年度	202,800	50,000	(注 1)	(注 1)	95,973
平成 22 年度	202,800	30,000	40	199,439	129,374
平成 23 年度	202,800	70,000	34	257,164	145,044
平成 24 年度	202,800	0	34	237,026	110,852

(注 1) 平成 21 年度の指定管理者の普通預金利息及び実際の支出額は、指定管理者が書類を保管しておらず、確認することができなかった。

(注 2) 協賛金は平成 24 年度以降受領していない。

さらに、他の老人憩の家 7 施設について、追加で事業報告書及び指定管理者が保有している元帳や領収書等を確認したところ、5 施設で以下のような事項が検出された。

施設名	平成 24 年度 指定管理料 (円)	検出事項
鶴舞老人憩の家	156,000	<ul style="list-style-type: none"> 元帳が存在しなかった。 以下のような領収書が存在した。 用途、経路などの記載のないメモ書きのタクシー代 700 円 メモ書きの出場者賄い 5,000 円 日帰り旅行の補助 2,000 円×6 人 (憩の家の管理運営との関連性が不明)
杏南老人憩の家	202,800	<ul style="list-style-type: none"> 市への報告は支出金額 202,800 円であったが、領収書の合計は 166,389 円であり、元帳合計は 189,525 円であった。 指定管理者が発行した領収書の中に、宛先が「憩の家の管理者」と記載されているものがあつた。内容は、大掃除代金 20,000 円であり、大掃除は地域住民が行ったとのことであつた。「憩の家の管理者」とは、指定管理者を指すと考えられ、自らを宛先人とした領収書を発行している。
杏中老人憩の家	120,000	<ul style="list-style-type: none"> 領収書が存在しなかった。 元帳は作成しているが、他の助成金等と一緒に管理しており、指定管理料単独の収支が不明であつた。 元帳上、繰越金が 2,367,998 円発生しており、定期預金の運用を行っている。
梅園老人憩の家	84,000	<ul style="list-style-type: none"> 元帳及び領収書ともに存在しなかった。
西之阪老人憩の家	120,000	<ul style="list-style-type: none"> 元帳が存在しなかった。 車いす購入代金 98,500 円の領収書が存在したが、市への報告には、消耗品費 90,000 円、車いす購入 30,000 円となつていた。

指定管理者の指定管理料の管理は、ずさんとしか言いようがない。現状、指定管理料は定額支給となっているが、協定書において、精算条項を追加するとともに、事業報告書等のチェックを行った際に、元帳及び領収書がないような支出に対しては、指定管理料の返還を求めるような仕組みを検討されたい。

・再委託について【結果】

登美ヶ丘老人憩の家では、トイレ清掃を団体とは無関係の個人に依頼している。頻度は、月 2 回であり、委託料は年間 43,000 円である。契約書等は交わしておらず、口頭での依頼である。

再委託については書面による市の事前承認が必要となるが、市の承認は得ていない。再委託の事前承認手続を遵守するよう、市は指定管理者に指導されたい。仮に金額が少額であるため、再委託についての手続を簡略化するのであれば、その旨を条例等で定められたい。

・選定委員について【結果】

老人憩の家及び田原老人軽作業場の現指定管理期間に係る指定管理者選定委員会の委員の中に奈良市万年青年クラブ連合会会長が選定されていた。連合会は連合会地区団体の上位団体であるため、「奈良市指定管理者選定委員会の委員の委嘱及び任命の基準」(4)委員の欠格事由の一つである「指定管理者の指定を申請する団体と特別の関係にある者」に該当する。

非公募とはいえ、公正な委員会を開催するという趣旨からも、委員の選定について、チェック体制を再検討すべきである。

・指定管理料について【意見】

老人憩の家の指定管理料は、原則として、指定管理期間5年ごとに算定している。算定方法は、前指定期間の金額を基に、開館日数が1年の3分の1以上ある施設で、かつ、延床面積が150㎡を超えるものについて、基本額の3割相当額を増額している。

しかしながら、指定管理料を減額する基準はなく、開館日数が少ない施設についても、指定管理料は据え置きとなっている。減額する基準がなければ、指定管理者による現状維持以上の施設運営を期待することはできない。さらに、3割相当額を増額するという算定方法についても、根拠が曖昧である。指定管理料の算定方法について見直しを行い、施設運営に必要な指定管理料のみ支払うべきである。

・老人憩の家の統廃合について【意見】

平成23年度の包括外部監査でも記載したように、開館日数が少ない老人憩の家については、他の施設との統廃合や共用を含めた施設の有効活用化を図るべきであるが、所管課では検討が行われていない。

平成23年度及び平成24年度の2年間で開館日数が100日以下の施設は、以下の表のとおり8施設ある。

施設名	開館日数 (平成23年度)	開館日数 (平成24年度)
	日	日
杏中老人憩の家	20	20
八条老人憩の家	53	32
狭川老人憩の家	83	81
大柳生老人憩の家	27	43
柳生老人憩の家	49	63
梅園老人憩の家	52	49
畑中老人憩の家	22	19
桃香野老人憩の家	59	59

今後、施設の老朽化が進んでいく中で、開館日数が少ない施設をそのまま市の施設として存続する意味があるのか検討し、現在の指定管理者である各地区万年青年クラブ連合会等への譲渡も考えられたい。

さらに、市の事業として施設を存続するとしても、有料化や利用料金制の導入を検討されたい。

3.3. 老人軽作業場

(1) 施設の概要

老人軽作業場は、60歳以上の高齢者が就労できる軽作業場を提供するために設置された施設である。平成24年度末時点で、市内に田原老人軽作業場と並松老人軽作業場の2ヶ所が設置されている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市茗荷町 1171 番地 他
面積（総合計）	土地 1,421.16 m ² （敷地面積） （ただし、田原老人軽作業場の土地は春日神社所有であるため、上記には含めていない） 建物 194.69 m ² （延床面積）
施設の設置目的	老人に、その知識、経験及び趣味を生かして郷土民芸品を製作させることにより生きがいを与えることを目的として、老人が就労できる軽作業場を提供するため
根拠条例等	奈良市老人軽作業場条例
設置年月日	昭和 48 年 4 月 1 日 他
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	保健福祉部長寿福祉課
主な施設の種類の	作業場、窯場、便所、ゲートボール場
利用料金制か収受代行制か	無料のため該当なし



< 田原老人軽作業場 >

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

施設名	指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者 の概要
田原老人軽作業場	平成 18 年度～現在	非公募	奈良市田原地区万年 青年クラブ連合会	以下のとお りである。
並松老人軽作業場	平成 18 年度～現在	非公募	奈良市並松老人学級	

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	奈良市田原地区万年青年クラブ連合会 他
所在地	奈良市水間町 1445 番地 他
設立の目的	高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、教養の向上・ 健康の増進・社会奉仕などの活動を行う。
事業の概要	・藁草履づくり ・伝統芸能の保持 ・ゲートボールの練習
指定管理期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 (5 年間)
公募・非公募の別	非公募
指定管理業務の概要	・施設の利用に関すること ・施設及び附属施設の維持管理に関すること
他の公の施設の指定 管理状況	奈良市田原地区万年青年クラブ連合会・・・田原老人憩の家 奈良市並松老人学級・・・なし

(3) 収支の状況

老人軽作業場に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	—	—	—	—	—
支出	274	274	274	274	274
うち指定管理料	274	274	274	274	274
収支	△274	△274	△274	△274	△274

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	30	81	73	73	80
入館者数 (人)	423	787	571	543	611

(注) 一館当たりの平均を記載している。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金の管理は、現金受払簿に日々の入出金を記録しており、当該帳簿を会長の自宅に保管している。備品に関しては、廃棄処分をするときに市に報告している。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金は受払簿を会長の自宅にて保管している。また、監査人が抜き取りで確認した範囲では、入出金取引の証憑 (請求書・領収書等) が保管されていた。

市の備品については、市の固定資産台帳のみで、指定管理者独自の台帳はない。

④ サービス向上に関する取組み

利用者アンケート等の利用者に対する満足度調査等は特に実施していない。

(6) 監査の結果及び意見

・施設のあり方について【意見】

老人軽作業場の開館日数は平成 20 年度から平成 24 年度まですべて年間 100 日以下である。また、平成 24 年度の利用状況報告書に記載されている利用の内容をみると、活動内容の大部分がゲートボールの練習であり、軽作業場の施設の設置目的である「老人に、その知識、経験及び趣味を生かして郷土民芸品を製作させることにより生きがいを与えることを目的として、老人が就労できる軽作業場を提供」という内容が本当に達成されているのか疑問である。さらに、現地視察を行った田原老人軽作業場においては、窯場が設置されているが、窯場の利用者がおらず、平成 24 年度の使用回数は 0 回であった。

上記のような状況から、老人軽作業場について廃止又は指定管理者への譲渡を検討すべきである。

3 4. 月ヶ瀬梅の資料館

(1) 施設の概要

月ヶ瀬梅の資料館（以下、「梅の資料館」という。）は、月ヶ瀬梅林にかかる梅の資料を有効活用し、市の観光事業及び観光産業の振興を図るとともに、地域振興の拠点として観光客及び市民の利便に供することを目的として運営されていた旧観光会館を建て直し、平成 23 年に設置された。

旧観光会館時代より地域住民で構成される月ヶ瀬梅溪保勝会に管理を委託していたが、指定管理者制度の導入後、平成 20 年より継続して非公募で当該団体が指定管理者に指定されている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市月ヶ瀬長引 21 番地の 8
面積	土地 1,979.67 m ² (敷地面積) 建物 471.96 m ² (延床面積)
施設の設置目的	月ヶ瀬梅林にかかる梅の資料を有効活用し、市の観光事業及び観光産業の振興を図るとともに、地域振興の拠点として観光客及び市民の利便に供すること
根拠条例等	奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例
設置年月	平成 23 年 2 月
指定管理者制度導入年月日	平成 20 年 4 月 1 日
所管課	市民生活部月ヶ瀬行政センター地域振興課
主な施設の種類	展示室、売店、会議室
利用料金制か収受代行制か	利用料金制と指定管理料の併用制 (注)

(注) 施設の管理運営経費の一部を利用料金制で賄い、残りを指定管理料で賄う方法である。



<梅の資料館>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成20年度～現在	非公募	月ヶ瀬梅溪保勝会	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	月ヶ瀬梅溪保勝会 (月ヶ瀬地区のほぼ全世帯が会員である。)
所在地	奈良市月ヶ瀬長引 21 番地の 8
設立の目的	名勝月ヶ瀬梅林の保護、育成管理をはかり、学術・文化の発展に寄与すること
事業の概要	梅林の育成管理、梅林案内板等の設置、名勝月ヶ瀬梅溪墨跡展実施、青梅加工の協力、烏梅加工に協力、奈良市月ヶ瀬梅の資料館の受託管理
職員数	指定管理業務に従事する者 3 名
指定管理期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (2 年間)
公募・非公募の別	非公募
指定管理業務の概要	・資料館の事業に関する業務 観光の紹介及び案内に関すること 観光物産、伝統的工芸品等の展示及び紹介に関すること ・資料館の利用制限、施設及び展示物の維持管理
他の公の施設の指定管理状況	なし

(3) 収支の状況

梅の資料館に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	—	—	—	—	—
支出	7,800	7,800	8,997	9,960	9,540
うち指定管理料	7,800	7,800	8,997	9,960	9,540
収支	△7,800	△7,800	△8,997	△9,960	△9,540

(注) 使用料は無料であり、収入はゼロである。年度終了後、剰余金が生じた場合は精算のうえ市に返還されるため、基本的に実支出額が市の支出となる。

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	316	316	316	316	317
利用日数 (日)	316	316	316	316	317
入館者数 (人)	12,506	22,013	13,983	12,154	14,775

休館日は木曜及び年末年始のみである。平成 24 年度の月別利用者数は以下のとおりである。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間合計
1,363	324	744	368	431	378	464	417	355	381	861	8,689	14,775

観梅期である 2 月中旬から 4 月上旬までは利用者が急増する。この時期の利用者で年間利用者の約 67%を占める。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

利用は無料であり、現金収入は自主事業で行っている売店の収入程度であり、レジを閉める都度担当者がチェックしている。備品に関しても取得・廃却がほとんどないことから実査等は行っていない。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

預金通帳をベースとして帳簿をつけており、収支報告書との整合性は確認できる水準にある。但し担当者 1 名による管理であり、上席者等によるダブルチェックはなされていない。備品に関しては特に台帳は作成されていない。

④ サービス向上に関する取組み

市民の立場で物事を考えることによって、利用者に喜んでもらえるような施設管理と対応を心掛けている。また、地元住民に対する対話と PR を実施し、住民の意見を反映させていくよう努めている。

(6) 監査の結果及び意見

・施設のあり方について【意見】

梅の資料館は月ヶ瀬のシンボルともいえる月ヶ瀬橋付近にあり、旧観光会館の流れを汲んで 1 階で観光案内や情報発信、売店での物販をしつつ、2 階では月ヶ瀬梅溪ゆかりの書画を展示している。しかし、実際に施設を訪れてみると、食事をした

り、ゆったりと休憩できるようなスペースはなく、売店の規模も小さく、2階の展示も小規模であり、観光客を惹きつけるような魅力が低いと感じられた。

実際に利用者の数は観梅期の3月を除いて低水準であり、トイレのみの利用や地域住民の利用者を除けばどれほどの利用者があるのか疑問をもつ水準である。市の直営施設であり、月ヶ瀬の玄関口に設置されている「湖畔の里つきがせ」の利用者数と比較すると、観光客の多くはこの施設を利用していないことがわかる。

「湖畔の里つきがせ」の平成24年度月別利用者数（人）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
10,898	3,358	2,318	2,125	2,357	3,069	3,298	3,126	3,555	1,977	3,728	21,735	61,544

また、現在梅の資料館が観光面で担っている役割は、月ヶ瀬に設置されている他の市の施設でも十分に担うことができる範囲であると考え、今後も指定管理料を支払いながら市の施設として運営していく意義があるのかどうか、早々に評価を行うべきである。

その際にポイントとなるのが、梅の資料館と現指定管理者との強い結び付きである。旧観光会館の頃より梅の資料館は現指定管理者のシンボリックな存在であり、現指定管理者の所在地はこの梅の資料館内に設定されており、梅の資料館の一部は指定管理者の自主事業である梅林整備のための自動車や器具置き場として利用されている。このことからすると、梅の資料館は現指定管理者のために存在しており、市も含めて現指定管理者以外が有効に活用することはできないとも考えられ、市が今後も保有すべき施設なのかどうかは疑問である。今後発生する指定管理料負担を避けるために、現指定管理者への施設売却、贈与も含めて検討を行うべきである。

35. 月ヶ瀬農畜産物処理加工施設

(1) 施設の概要

月ヶ瀬農畜産物処理加工施設（以下、「処理加工施設」という。）は、旧月ヶ瀬村にて、地域の資源を有効活用し、特産品として農畜産物等の加工を行うことにより、地域住民の就労機会の確保及び所得の向上を図ることを目的として平成3年に設置された。

設置当時より地域住民で構成される奈良市月ヶ瀬ふるさと振興公社（現 奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会）に管理を委託していたが、指定管理者制度の導入後、平成20年度より非公募で当該団体が指定管理者に指定され、平成25年度からは公募の結果、当該団体が指定管理者に指定されている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市月ヶ瀬尾山 2763 番地の 14
面積	土地 1,313.95 m ² (敷地面積) 建物 584.48 m ² (延床面積)
施設の設置目的	地域の資源を有効活用し、特産品として農畜産物等の加工を行うことにより、地域住民の就労機会の確保及び所得の向上を図ること
根拠条例等	奈良市農産物加工センター条例
設置年月日	平成 3 年 6 月
指定管理者制度導入年月日	平成 20 年 4 月 1 日
所管課	市民生活部月ヶ瀬行政センター地域振興課
主な施設の種類	加工室、貯蔵室、機械設備
利用料金制か収受代行制か	利用料金制



< 処理加工施設 >

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 20 年度～	非公募	奈良市月ヶ瀬ふるさと振興公社	平成 17 年に設立
平成 25 年度～現在	公募	奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会	上記団体が名称変更。以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会
所在地	奈良市月ヶ瀬尾山 2763-14
設立の目的	月ヶ瀬地域の産業の育成振興を図ることにより、地域経済の活力ある発展と都市との交流を推進し、もって明るい豊かな住みよい地域づくりに寄与すること
事業の概要	施設の管理運営を行うと共に、地域特産品の生産振興及び新規特産物の開発・加工・販売を行っている。
職員数	組合役員 13 名（施設管理のために常勤職員 1 名、アルバイト 1 名を雇用している。）
指定管理期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（2 年間）
公募・非公募の別	公募
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の加工、製品開発、販路拡大 ・施設利用者の管理及び料金の徴収 ・施設の維持管理
他の公の施設の指定管理状況	なし

(3) 収支の状況

処理加工施設に係る収支の状況(注1)は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
売上高(注2)	7,298	7,286	6,886	5,899	5,513
施設使用料収入	726	784	836	804	719
補助金収入(注3)	2,000	1,800	1,600	1,600	1,600
その他	335	388	279	249	145
収入合計	10,359	10,260	9,604	8,554	7,977
売上原価(注2)	5,700	5,949	5,502	5,449	4,738
人件費	5,341	5,486	1,526	1,434	1,480
その他	853	814	777	629	519
支出計	11,895	12,250	7,805	7,512	6,737
収支	△1,536	△1,990	1,799	1,041	1,239

(注1) 利用料金制を採用しており、指定管理料は協定にてゼロと定めていることから、市の収支はゼロとなる。上記の表は施設に係る収支を把握するため、指定管理者の決算書(決算期は1月1日～12月31日)を元に計算した収支を記載している。

(注2) 地域の梅を仕入れ、施設で梅シロップや梅チョコ、のし梅等の梅製品に加工し、地域の物販施設中心に販売を行っている。

(注3) 市のまちづくり振興補助金である。

(4) 施設の利用状況

年度 項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	249	253	260	264	254
利用日数 (日)	249	253	260	264	254
入館者数 (人)	1,289	1,302	1,252	1,186	1,113

平成 24 年度の月別利用者数は以下のとおりである。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間合計
148	96	81	35	34	68	70	102	121	81	92	185	1,113

季節性はあるが、平均すると開館日には 5 名程度が利用し、加工作業を行うとともに住民の交流の場になっている。現在の施設の定期的な利用者と利用状況は以下のとおりである。

グループ名	構成	利用状況
指定管理者	—	梅の実の収穫後、6 月頃に集中して梅の加工を行う。
こんにやくグループ	5 名	概ね週 1 回程度、こんにやくの製造・加工・開発を行う。
もちっ子グループ	8 名	観梅期の 2-3 月には毎日もちを加工する。 その他週に 2-3 回程度集まり、加工・開発を行う。
しいたけグループ	4 名	2 ヶ月に 1 回程度、しいたけの加工・開発を行う。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金回収は 1 日数件であり、回収の都度預金口座に入金することで管理をしている。市が所有する備品に関しては、数が少なく、取得・廃却が発生していないことから現物実査は行っていない。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

預金通帳をベースとして会計帳簿を整備しており、収支報告書との整合性は確認できる水準にある。備品に関しては、数が少なく、取得・廃却が発生していないことから台帳は作成されていない。

④ サービス向上に関する取組み

しみんだよりを中心とした施設案内等の PR、新たに個人の方に利用してもら

えるよう機械の使用方法の指導等を行っている。

(6) 監査の結果及び意見

・施設のあり方について【意見】

施設の利用状況に記載したとおり、施設の定期的な利用者は指定管理者自身と、地域住民により構成される3グループであり、極めて閉鎖的な施設となっている。また利用者も減少傾向にあり、収入や利益、従業員数も最低限を維持するのがやっとの状況で、新製品の開発等も停滞気味である。この状況では、施設の設置目的である地域資源の有効活用、地域住民の就労機会の確保及び所得向上に寄与する程度も極めて限定的である。

利用者が高齢化を迎えており、今後長期安定的な利用者が見込まれないこと、設備の老朽化により事業を継続するのであれば追加の設備投資が必要となることを勘案すると、今後も市が施設の運営を継続する意義があるのかどうか、早々に評価を行うべきである。

その際にポイントとなるのが、施設と現指定管理者との強い結び付きである。収支の状況に記載したとおり、施設の管理に係るコストは施設使用料や指定管理料ではなく、現指定管理者の自主事業である地域特産品の販売収益及びまちづくり振興に関する市の補助金により賄われている。また、施設の設置目的は、現指定管理者の行う地域特産品の加工・開発に係る自主事業が生み出す経済効果があってはじめて達成されるものである。これらの点を勘案すると、この施設は現指定管理者のために存在しており、市も含めて現指定管理者以外が有効に活用することはできず、市が今後も保有すべき施設なのかどうかは疑問である。今後発生する施設の維持管理コストの負担を避けるために、現指定管理者への施設売却、贈与も含めて検討を行うべきである。

・備品の管理について【意見】

処理加工施設運営に必要な備品のうち、市の所有となる備品については台帳や管理表を作成されておらず、現物の実査等も行っていないとのことであった。実際に協定書に記載された備品一覧を元に現物を実査したところ、現物は存在しているが一覧に記載されていないものが散見され、所有者が不明な状態にあった。

備品管理のための手続きとして、市は少なくとも年に1回程度、指定管理者から備品の管理状況について報告を受けられたい。

36. ロマントピア月ヶ瀬

(1) 施設の概要

ロマントピア月ヶ瀬は、地域の特産物である茶その他の農林水産物の販売及び

加工体験をすることにより、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、茶等の消費宣伝及び高齢者の加工技術を生かす場を提供することを目的として平成8年に設置された。

設置当時より地域住民で構成されるロマントピア月ヶ瀬管理運営組合に管理を委託していたが、指定管理者制度の導入後、平成20年度より非公募で当該団体が指定管理者に指定され、平成25年度からは公募の結果、当該団体が指定管理者に指定されている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市月ヶ瀬長引 707 番地の 10
面積	土地 15,829.02 m ² (敷地面積) 建物 735.77 m ² (延床面積)
施設の設置目的	地域の特産物である茶その他の農林水産物の販売及び加工体験をすることにより、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、茶等の消費宣伝及び高齢者の加工技術を生かす場を提供すること
根拠条例等	奈良市農林漁業体験実習館条例
設置年月日	平成8年2月
指定管理者制度導入年月日	平成20年4月1日
所管課	市民生活部月ヶ瀬行政センター地域振興課
主な施設の種類の	加工体験室、休憩室、売店、奈良晒保存館、駐車場
利用料金制か収受代行制か	利用料金制



< 本館 >



< 奈良晒保存館 >

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 20 年度～	非公募	ロマンピア月ヶ瀬 管理運営組合	以下のとおりである。
平成 25 年度～現在	公募	同上	同上

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	ロマンピア月ヶ瀬管理運営組合
所在地	奈良市月ヶ瀬長引 707 番地の 10
設立の目的	明日の農村や農業について語り人々がふれあう場、都市と農村の人々の心の交流の場、名勝月ヶ瀬梅溪を中心とした年間観光の拠点としての大きな目的として、農林水産省の地域資源整備活用農業構造改善事業と総務省のふるさとづくり事業等の補助事業に取組み、施設の持つ特性と地域住民相互の協力により本施設の管理運営を行うこと
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動、研修 ・高齢者、子供とのふれあいの広場の提供 ・「農」体験を通じての都市との交流の場、体験実習の場の提供 ・地域特産品の販売 ・梅、桜、紅葉等の自然豊かな地域の周辺観光とイベントの開催
職員数	組合役員 15 名 施設管理のためにアルバイト 1 名を雇用している。
指定管理期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (2 年間)
公募・非公募の別	公募
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農林水産物及びその加工品の展示、宣伝、販売 ・地域の農林水産物を利用した食品加工体験実習に関すること ・地域の伝統産業である晒(さらし)の伝承 ・ロマンピアの利用制限、維持管理
他の公の施設の指定 管理状況	なし

(3) 収支の状況

梅の里ふれあい館に係る収支の状況^(注)は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
販売収入	8,214	7,159	7,057	5,326	5,746
駐車場収入	1,881	1,579	1,547	1,050	1,437
施設利用・体験収入	1,363	1,176	1,368	1,494	1,233
その他	240	231	227	210	305
収入合計	11,701	10,146	10,201	8,082	8,722
売上原価	6,562	5,525	5,340	4,521	4,160
人件費	1,629	1,912	1,607	1,398	1,216
その他	2,767	2,704	3,029	2,386	2,492
支出合計	10,958	10,142	9,976	8,305	7,870
収支	742	4	224	△223	852

(注) 利用料金制を採用しており、指定管理料は協定にてゼロと定めていることから、市の収支はゼロとなる。上記の表は施設に係る収支を把握するため、指定管理者の決算書（決算期は4月1日～3月31日）を元に計算した収支を記載している。

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	160	186	189	180	170
利用日数 (日)	160	186	189	180	170
入館者数 (人)	14,849	9,372	13,897	9,827	10,688

平成 24 年度の月別利用者数は以下のとおりである。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間合計
1,598	390	149	73	106	101	117	122	112	105	675	7,140	10,688

観梅期である2月中旬から4月上旬までは駐車場利用者が急増する。この時期の利用者で年間利用者の約85%を占める。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理（現金、備品等）

物販収入、駐車場収入ともに基本的に現金で収受していることから、日次で銀行口座に入金を行っている。但し担当者1名による管理であり、上席者等によるダブルチェックはなされていない。備品に関しても取得・廃却がほとんどないこ

とから実査等を行っていない。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

預金通帳をベースとして必要なメモを用いて管理しており、収支報告書との整合性は確認できる水準にある。但し担当者1名による管理であり、上席者等によるダブルチェックはなされていない。備品に関しては特に台帳は作成されていない。

④ サービス向上に関する取組み

市民だよりを中心とした施設案内などをPRするとともに、地域の農産物及び加工品を安価で提供し、市民サービスを心がける。

(6) 監査の結果及び意見

・施設のあり方について【意見】

利用状況に記載したとおり、施設の利用者は観梅期の約2カ月に集中しており、その他の時期の農業体験や季節のイベントでは十分な集客ができておらず、施設の機能を十分に発揮できていない状況にある。また、施設の設置目的からすると観光客向けの施設であるはずが、観梅期以外の利用は、奈良晒保存館にて週に1回開催される伝統工芸伝承教室、ゲートボール場、季節のイベントがほとんどであり、その利用者は地域住民が多く、当初の設置目的を果たしているとは言い難い状況にある。

当初の設置目的が果たされず、かつ駐車場利用以外の有効利用が見込まれないことから、本来は受益者である地域の団体等に売却・譲与することが望ましいと考えられる。ただし、当該施設は他の施設と比べて大規模であり、地理的特性からしても容易に売却・譲与はできないため、十分なニーズが無いとしても今後も市が管理せざるを得ない状況にあると言える。

今後も市が管理するのであれば、設置目的を再考したうえで、有効利用に努めることが求められる。特に施設の規模と地域性を勘案すると、所管課のみならず、観光関連の部署との連携のうえ、市民のニーズを引き出すための活性化策を協議すべきである。

・使用料について【意見】

施設の別館である奈良晒保存館に関して、実質的な管理運営を行っているのは現指定管理者ではなく、地域住民で構成される別組織「奈良晒文化保存会」であった。

奈良晒文化保存会は、週に1回程度奈良晒保存館を利用して体験教室や製品製作等を行っており、製品製作のための機織り機など設備は全て施設内に保管されているが、使用料は一切徴収されていない。

「奈良市農林漁業体験実習館条例」では、体験実習館の事業として「地域の伝統産業である晒(さらし)の伝承に関する事」と定められており、施設が行う事業としては適切であると言えるが、施設の利用は基本的に有料であることから、特定の団体のみに無償利用をさせることは公平性に反する。奈良晒文化保存会の財政状態によっては応分の負担を求められたい。

・現金の管理について【意見】

収支の状況に記載した収入は大半が現金収入であり、毎年8,000千円以上と多額の現金を収受している。しかし、基本的に管理運営は担当者1名体制であり、定期的に現金実査を行い、上長がチェックする等のダブルチェックに関する証跡が残されていない。また、観梅期には主に駐車場管理のためにアルバイトを増員することであるが、駐車券等の証憑書類と現金収入額とを突き合わせて上長がチェックするような体制は構築されていない。

現金収入は市の収入では無く、指定管理者の収入であるため、直接的に市が損害を被ることは無いと考えられるが、ある程度の現金収入があることを考えるとチェック体制を整備することが望ましい。特に、現状では担当者やアルバイトが現金を横領しようと思えば簡単にできてしまう状況にあるため、責任者の関与度合いを強めて牽制を効かせるような管理体制を構築すべきである。

3.7. 梅の里ふれあい館

(1) 施設の概要

梅の里ふれあい館は、地域の資源を有効活用し、地域の特産物及び文化の紹介等を行うことにより、地域の農業及び観光の振興を図ることを目的として平成8年に設置された。

設置当初より地域住民で構成される尾山自治会に管理を委託していたが、指定管理者制度の導入後、平成20年度より非公募で同自治会が指定管理者に指定され、平成25年度からは公募の結果、同自治会が指定管理者に指定されている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市月ヶ瀬尾山 106 番地の 1
面積	建物 251.74 m ² (延床面積)
施設の設置目的	地域の資源を有効活用し、地域の特産物及び文化の紹介等を行うことにより、地域の農業及び観光の振興を図ること
根拠条例等	奈良市伝統的家屋交流施設条例
設置年月日	平成 8 年 3 月
指定管理者制度導入年月日	平成 20 年 4 月 1 日
所管課	市民生活部月ヶ瀬行政センター地域振興課
主な施設の種類	展示室、休憩スペース
利用料金制か収受代行制か	利用料金制



<梅の里ふれあい館>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 20 年度～	非公募	尾山自治会	以下のとおりである。
平成 25 年度～現在	公募	同上	同上

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	尾山自治会
所在地	奈良市月ヶ瀬尾山 2847 番地の 2
設立の目的	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行い、地域住民の福祉、経済の健全な発展及び親睦に寄与し、自治会所有の財産の維持管理及び不動産に関する権利等を保有すること
事業の概要	自治会の健全な管理運営及び行政と協力した地域住民の福祉の向上ならびに生活環境の改善等を推進するとともに、会員相互の親睦、

	文化財及び諸行事に関する活動を行っている。
指定管理期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (2 年間)
公募・非公募の別	公募
指定管理業務の概要	ふれあい館の事業に関する業務 ・ 地域の特産物及び文化の紹介に関する業務 ・ その他施設の設置目的を達成するために必要な事業に関する業務 ふれあい館の利用制限、維持管理に関する業務
他の公の施設の指定管理状況	なし

(3) 収支の状況

当該施設管理に係る収支の状況(注)は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
貸貸収入	160	160	160	160	130
その他	9	8	7	7	7
収入合計	169	168	167	167	137
光熱費等	83	80	72	83	90
支出合計	83	80	72	83	90
収支	86	88	95	84	47

(注) 利用料金制を採用しており、指定管理料は協定にてゼロと定めていることから、市の収支はゼロとなる。上記の表は施設に係る収支を把握するため、指定管理者の決算書(決算期は 4 月 1 日～3 月 31 日)を元に計算した収支を記載している。収支は、観梅期に地元商店に貸貸して得る収入と光熱費程度である。

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	54	59	56	49	57
入館者数 (人)	14,671	8,121	2,286	1,654	2,812

平成 24 年度の月別利用者数は以下のとおりである。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間合計
170	0	0	0	18	18	0	0	0	0	170	2,436	2,812

梅林の中に存在しているため、観梅期である 2 月中旬から 4 月上旬までは利用者が急増する。この時期の利用者で年間利用者の 85%を占める。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理（現金、備品等）

現金収入は年間数件、支出は光熱費程度であり、都度銀行に持ち込むことで管理している。備品に関しても取得・廃却がほとんどないことから実査は行っていない。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

預金通帳をベースとして帳簿をつけており、収支報告書との整合性は確認できる水準にある。備品に関しては特に台帳は作成されていない。

④ サービス向上に関する取組み

市民だよりを中心とした施設案内などを PR するとともに、地域の農産物及び加工品を安価で提供し、市民サービスを心がけている。

(6) 監査の結果及び意見

・施設のあり方について【意見】

施設の利用状況に記載したとおり、この施設は梅林の中に存在しているため、観梅期以外は閉館されており、利用率は極めて低水準である。また、観梅期にも指定管理者が地元商店に 16 万円で賃貸して休憩所の運営を任せるのみであり、施設の利用度合も低い。

また、公募にて指定管理者を募集しているが、地域的特性により他の応募者が参加できる状況にはなく、競争原理が一切働いていない。この状況では施設の有効性を高めるインセンティブが働かないため、今後利用状況の抜本的改善は見込まれないと考えられる。

上記の 2 点からすると、施設管理の間接コストを負担してまで市が保有すべき施設とは言い難いのが現状である。立地の問題から、観梅期の休憩所以外に有効な利用方法がないと考えられることから、施設自体を現指定管理者、もしくは地域の団体に売却・譲与することを検討されたい。

38. 都祁農畜産物処理加工施設・都祁農林水産物処理加工施設

(1) 施設の概要

都祁農畜産物処理加工施設及び都祁農林水産物処理加工施設は、地域資源の有効活用、都祁地域の農業振興及び地域振興を図ることを目的として、それぞれ平成 4 年、平成 16 年に設置された。指定管理者制度導入以前は、財団法人都祁地域振興財団（平成 24 年 4 月に総合財団に統合）が管理運営を行っており、平成 18 年度から

指定管理者制度を導入している。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市針ヶ別所町 1025 番地
面積	土地 3,254.52 m ² (敷地面積) 建物 336.00 m ² (延床面積 農畜産物処理加工施設) 468.61 m ² (延床面積 農林水産物処理加工施設)
施設の設置目的	地域の資源を有効活用し、特産品としての農畜産物等の加工を行うことにより、地域住民の勤労機会の確保及び所得の向上を図るため
根拠条例等	奈良市農産物加工センター条例
設置年月日	農畜産物処理加工施設 平成 4 年 3 月 農林水産物処理加工施設 平成 16 年 9 月
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	市民生活部都祁行政センター地域振興課
主な施設の種類の	トマト加工室、ミソ加工室、ミソ貯蔵室、事務室等
利用料金制か収受代行制か	利用料金制



< 都祁農畜産物処理加工施設 >

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18 年度～	非公募	財団法人奈良市都祁 地域振興財団	市の外郭団体。都祁地域の豊かな地域社会の実現に寄与することを目的として平成 3 年に設立。市と旧都祁村との合併により財団法人奈良市都祁地域振興財団に名称変更。
平成 24 年度～	非公募	一般財団法人奈良市 総合財団	指定管理期間は平成 22～24 年度の 3 年間であるが、平成 24 年度に財団法人奈良市都祁地域振興財団が総合財団に統合されたため、改めて非公募で指定手続を実施した。
平成 25 年度～現在	公募	健一自然農園株式会 社地域活性局コンソ ーシアム	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	健一自然農園株式会社地域活性局コンソーシアム (都祁地域で農業実績のある健一自然農園と、市で観光事業や特産品の加工販売等の実績がある株式会社地域活性局が結成した組織である。)
所在地	奈良市中院町 21 番地
設立の目的	市東部都祁地域の農林業の活性化と市内や全国との流通連携を実現するため
事業の概要	健一自然農園地域活性局コンソーシアムのうち、健一自然農園は、都祁地域の農業を主体とした循環型社会をめざした事業、観光交流振興等を実施。株式会社地域活性局は、山間地域振興事業、消費(観光)地域振興事業、県外出荷事業(首都圏事業)、指定管理施設業務を実施。
職員数(うち非正規職員)	32 名 (20 名)
指定管理期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 (5 年間)
公募・非公募の別	公募
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理加工施設の事業の実施に関すること ・ 処理加工施設の利用届の受理(使用の承認)及び利用(使用)制限に関すること ・ 処理加工施設及び情報館の施設及び附属設備の維持に関すること ・ その他市長が定めること
他の公の施設の指定管理状況	針テラス情報館

(3) 収支の状況

当該施設管理に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	—	—	—	—	—
支出	5,400	—	—	—	—
うち指定管理料	—	—	—	—	—
その他	5,400	—	—	—	—
収支	△5,400	—	—	—	—

(注) 利用料金制を採用しているが、平成 20 年度までは助成目的で指定管理料も合わせて支払われていた。

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	322	314	344	345	339
利用日数 (日)	331	317	345	347	348
作業員数 (人)	1,146	1,137	1,113	1,133	1,073

(注) 開館日数と利用日数に差があるのは、閉館しているが、翌日の準備のために作業する日があるためである(餅つきの前日に洗米する、赤飯を蒸す前日に小豆を炊く等)。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金・備品等)

現金の管理は、現金受払簿に日々の入出金を記録しており、当該帳簿を事務所にて保管している。入出金の動きがあった際には現金実査を行い、帳簿残高との照合を実施しているが、期末日時点での実査は行っていない。

備品に関しては、備品番号を記載したシールの貼付を行って備品を管理している。実査は特段行っておらず、交換や廃棄の際に現物と備品台帳の整合性をとっている。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金や切手、収入印紙等の受払簿及び備品台帳ともに事務所に備え付け、保管している。また、現金等の現物については、支払証憑となる領収書とともに現金受払簿にて管理されているとのことである。

④ サービス向上に関する取組み

利用者アンケート等の利用者に対する満足度調査等は特に実施していない。

従来は、非公募により外郭団体である前身団体も含めて総合財団が当施設の管理運営にあたっていたが、平成 25 年度より公募による選出となり、コンソーシアムが指定管理者に選ばれた。

非公募から公募になったことで変わった点を所管課にヒアリングしたところ、公募になってから 1 年未満と日が浅いため、実感できるほどの変化はまだないとの回答であった。

コンソーシアムは、商品卸取引のある販売店や料理店を全国に有している。これまで当施設で製造された商品のほとんどは、針テラス情報館内の特産品販売施設「つげの畑高原屋」で販売されてきたが、所管課によると、コンソーシアムは今後 5 年間の指定管理期間の中で、全国の販売店及び料理店に販売する商品作りにも積極的に取組み、これまで以上の商品展開を行う計画であるとのことである。

(6) 監査の結果及び意見

・事業報告について【結果】

総合財団が指定管理者を務めていた平成 24 年度において、指定管理者が提出した年度の事業報告の中に、管理業務にかかる経費や収支を報告した資料がなかった。平成 24 年度以前より、指定管理者から管理施設ごとの収支に関する報告はなされてこなかった。しかし、総合財団の財団全体の事業報告の一部である「特産品事業収支計算書」が実質的に当施設にかかる収支を示したものであるため、所管課は年度末に当該資料を入手して収支を把握していた。

基本協定書第 6 条において、「指定管理者は、管理業務にかかる経費を他の経費と区別して執行し、その収支を明確にしなければならない」との定めがある。また、仕様書において指定管理者が会計年度終了後に提出するように定められている事業報告の記載事項としても「管理経費の収支状況」が挙げられている。

市は、仕様書に記載のとおり、指定管理者が年度の事業報告において、施設にかかる一年間の収支状況を「管理経費の収支状況」として報告するよう指導されたい。また、施設にかかる収支の情報は、年に一度だけではなく、月末ごと等もっと頻繁に入手してその内容を分析することが望ましい。市は指定管理者に対し、施設にかかる収支状況を、より短いスパンで定期的に報告させるようにも合わせて指導されたい。

・モニタリングについて【意見】

所管課では、日常の管理運営状況の確認として、月報での収支報告や施設利用人

数の確認、及び実地調査を行っている。実地調査は、建物や設備の老朽化がみられる場合などに必要に応じて行われているが、実施の頻度や調査手続きの内容等についての具体的なルールは定められていない。

市が定期的に現地に足を運んで実地調査を行うことは、指定管理者が施設の管理運営を適切に実施するインセンティブとなる。実地調査によるモニタリングが不十分であるため、市はその実施頻度や手続内容について検討されたい。

・備品の管理について【意見】

指定管理者は、備品に関しては交換及び処分を実施する際に現物と備品台帳の整合性を確認しているが、定期的な実査は行っていない。定期的な実査を行うことは、実在性の検証だけでなく、稼働率の低い備品の故障や老朽化に気付くきっかけにもなる。

市は指定管理者に対し、定期的な実査の実施及びその結果報告を行うよう、指導されたい。

・満足度調査について【意見】

現状のところ、施設の利用者に対する満足度調査は実施されていない。利用者サービスの向上という目的に沿った施設の運営ができているかを評価し、より充実した施設の管理運営が行えるように、市は指定管理者に PDCA サイクルの構築するよう指導されたい。

3.9. 都祁交流センター

(1) 施設の概要

都祁交流センターは、市民の文化の振興と福祉の増進を目的として、平成 3 年に設置された。平成 18 年の指定管理者制度導入以降、総合財団が指定管理者として管理運営を行っている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市白石町 1133 番地
面積	土地 15,162 m ² (敷地面積) 建物 2,516 m ² (延床面積)
施設の設置目的	市民の文化の振興と福祉の増進を図るとともに、地域間交流を促進するため
根拠条例等	奈良市都祁交流センター条例
設置年月日	平成 3 年 10 月 1 日
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	市民生活部都祁行政センター地域振興課
主な施設の種類	ホール、楽屋、リハーサル室、研修室、生活実習室、情報ラウンジ、大広間、和室、図書室
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



<都祁交流センター>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18～21 年度	非公募	財団法人奈良市都祁地域振興財団	市の外郭団体。都祁地域の豊かな地域社会の実現に寄与することを目的として平成 3 年に設立。市と旧都祁村との合併により財団法人奈良市都祁地域振興財団に名称変更。
平成 22～23 年度	公募	同上	同上
平成 24 年度	非公募	一般財団法人奈良市総合財団	指定管理期間は平成 22～24 年度の 3 年間であるが、平成 24 年度に財団法人奈良市都祁地域振興財団が総合財団に統合されたため、非公募の形であらためて指定手続を実施した。
平成 25 年度～現在	公募	一般財団法人奈良市総合財団	39 ページに記載のとおりである。

現在の指定管理期間は平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

② 現在の指定管理者の概要

39 ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

都祁交流センターに係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	1,145	988	1,021	1,356	1,435
うち使用料収入	1,145	988	1,021	1,356	1,435
支出	42,981	40,888	35,819	31,585	30,683
うち指定管理料	42,981	40,888	35,819	31,585	30,683
収支	△41,836	△39,900	△34,798	△30,229	△29,248

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	269	270	270	270	268
利用日数 (日)	185	184	180	207	212
入館者数 (人)	13,279	11,914	10,342	12,572	13,144
稼働率 (%)	60.6	60.4	59.5	68.9	73.6

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金の管理は、現金受払簿に日々の入出金を記録しており、当該帳簿を事務所にて保管している。

備品に関しては、交換や廃棄処分をする際に現物と備品台帳との整合性を確認している。備品台帳は、所管課及び指定管理者の双方で同一のものを保管している。実査は特段行っておらず、交換や廃棄の際に現物と備品台帳の整合性をとっている。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金や切手、収入印紙等の受払簿及び備品台帳ともに事務所に備え付け、保管している。また、現金等の現物については、支払証憑となる領収書とともに現

金受払簿にて管理されているとのことである。

④ サービス向上に関する取組み

利用者アンケート等の利用者に対する満足度調査等は特に実施していない。

(6) 監査の結果及び意見

・人件費について【意見】

都祁交流センターの事務長は、都祁体育館・都祁生涯スポーツセンターの三施設の事務長を兼任する形で勤務しているが、当該事務長の人件費については施設ごとに分けて計上されておらず、一括して都祁交流センターの支出として処理されている。

都祁交流センター・都祁体育館・都祁生涯スポーツセンターは、それぞれ別々に指定管理者を募集しており、指定管理料を正確に算出するためには、各施設の維持管理に要する費用を把握する必要がある。

市は、指定管理者が各施設にかかる勤務時間等の明確な基準によって事務長の人件費を施設ごとに分割計上するよう、指導されたい。

・休館日について【意見】

「奈良市都祁交流センター条例」第4条の3において、センターの休館日は次のように定められている。

- | |
|--|
| (1) 水曜日（その日が国民の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い国民の祝日でない日） |
| (2) 第2・第4火曜日 |
| (3) 国民の休日 |
| (4) 12月28日から翌年の1月4日まで |

都祁交流センターは貸館としての利用が主であるが、市内の他の貸館と比較して第2・第4火曜日を休みにしている分休館日が多く、以下のように年間で約30日程度開館日数が少なくなっている。

休館日が多いと使用料収入を得る機会の喪失につながることから、市は、他の貸館との公平性にも配慮して、当センターの休館日の削減を検討すべきである。

【開館日数比較】

施設	年度				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	日	日	日	日	日
都祁交流センター	269	270	270	270	268
なら100年会館	300	301	303	304	304
ならまちセンター	307	307	302	305	306

・備品の管理について【意見】

指定管理者は、備品に関しては交換及び処分を実施する際に現物と備品台帳の整合性を確認しているが、定期的な実査は行っていない。

定期的の実査を行うことは、実在性の検証だけでなく、稼働率の低い備品の故障や老朽化に気付くきっかけにもなる。市は指定管理者に対し、定期的な実査の実施及びその結果報告を行うよう、指導されたい。

・モニタリングについて【意見】

所管課は、建物や設備の老朽化がみられる場合などに必要に応じて実地調査を行っているが、実施の頻度や調査手続きの内容等についての具体的なルールは定められていない。

市が定期的に現地に足を運んで実地調査を行うことは、指定管理者が施設の管理運営を適切に実施するインセンティブとなる。

実地調査によるモニタリングが不十分であるため、市はその実施頻度や手続内容について検討されたい。

・満足度調査について【意見】

現状のところ、施設の利用者に対する満足度調査は特に実施されていない。利用者サービスの向上という目的に沿った施設の運営ができているかを評価し、より充実した施設の管理運営が行えるように、市は指定管理者に PDCA サイクルを構築するよう指導されたい。

・公募期間について【意見】

公募期間については公平性確保の観点より一定以上の期間を設けることが望ましく、指定管理基本方針でも公募の場合には、指定の申請の受付期間を、募集を開始してから概ね1ヶ月を経過した後の日とするものと定めている。

しかし、平成24年度に実施された都祁交流センターの指定管理者募集の申請受付期間は、平成24年9月12日から10月2日までで、1ヶ月を下回っていた。

公募という趣旨から競争性を阻害する要因は出来る限り排除すべきであるため、特別な理由がない限り募集期間は一定期間以上を応募者に与えるべきである。市は、指定管理基本方針に沿って適正な長さの申請期間を設けるよう改善されたい。

40. 都祁体育館

(1) 施設の概要

都祁体育館は、市民の体育、スポーツ振興を図るとともに文化の向上に資する

ことを目的として、昭和 57 年に設置された。平成 18 年度の指定管理者制度導入以来、前身団体も含めて総合財団が指定管理者として管理を行っている。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市白石町 1161 番地
面積	土地 9,868 m ² (敷地面積) 建物 2,268 m ² (延床面積)
施設の設置目的	市民の体育・スポーツ振興を図るとともに文化の向上に資するため
根拠条例等	奈良市体育施設条例
設置年月日	昭和 57 年 7 月 24 日
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	市民生活部都祁行政センター地域振興課
主な施設の種類	アリーナ、トレーニング室、会議室、研修室
利用料金制か収受代行制か	収受代行制



<都祁体育館>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18～21 年度	非公募	財団法人奈良市都祁地域振興財団	市の外郭団体。都祁地域の豊かな地域社会の実現に寄与することを目的として平成 3 年に設立。市と旧都祁村との合併により財団法人奈良市都祁地域振興財団に名称変更。
平成 22～23 年度	公募	財団法人奈良市都祁地域振興財団	同上
平成 24 年度	非公募	一般財団法人奈良市総合財団	指定管理期間は平成 22～24 年度の 3 年間であるが、平成 24 年度に財団法人奈良市都祁地域振興財団が総合財団に統合されたため、非公募で改めて指定手続を実施した。
平成 25 年度～現在	公募	一般財団法人奈良市総合財団	39 ページに記載のとおりである。

現在の指定管理期間は平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の 5 年間である。

② 現在の指定管理者の概要

39 ページに記載のとおりである。

(3) 収支の状況

都祁体育館に係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	535	488	543	586	595
うち使用料収入	535	488	543	586	595
支出	4,389	4,240	3,749	3,375	3,412
うち指定管理料	4,389	4,240	3,749	3,375	3,412
収支	△3,854	△3,751	△3,205	△2,789	△2,816

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数 (日)	297	296	296	300	296
利用日数 (日)	150	126	153	214	191
入館者数 (人)	6,469	6,909	7,465	8,887	8,704
稼働率 (%)	52.8	50.6	44.2	47.4	42.5

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金の管理は、現金受払簿に日々の入出金を記録しており、当該帳簿を事務所にて保管している。

備品に関しては、交換や廃棄処分をする際に現物と備品台帳との整合性を確認している。備品台帳は、所管課及び指定管理者の双方で同一のものを保管している。実査は特段行っておらず、交換や廃棄の際に現物と備品台帳の整合性をとっている。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

現金の受払簿及び備品台帳ともに事務所に備え付け、保管している。また、現金等の現物については、支払証憑となる領収書とともに現金受払簿にて管理されているとのことである。

④ サービス向上に関する取組み

利用者アンケート等の利用者に対する満足度調査等は特に実施していない。

(6) 監査の結果及び意見

・備品の管理について【意見】

指定管理者は、備品に関しては交換及び処分を実施する際に現物と備品台帳の整合性を確認しているが、定期的な実査は行っていない。定期的の実査を行うことは、実在性の検証だけでなく、稼働率の低い備品の故障や老朽化に気付くきっかけにもなる。

市は指定管理者に対し、定期的な実査の実施及びその結果報告を行うよう指導されたい。

・モニタリングについて【意見】

所管課は、建物や設備の老朽化がみられる場合などに必要に応じて実地調査を行っているが、実施の頻度や調査手続きの内容等についての具体的なルールは定められていない。市が定期的に現地に足を運んで実地調査を行うことは、指定管理者が施設の管理運営を適切に実施するインセンティブとなる。

実地調査によるモニタリングが不十分であるため、市はその実施頻度や手続内容について検討されたい。

・満足度調査について【意見】

現状のところ、施設の利用者に対する満足度調査は特に実施されていない。利用者サービスの向上という目的に沿った施設の運営ができているかを評価し、より充実した施設の管理運営が行えるように、市は指定管理者に PDCA サイクルの構築を指導されたい。

・公募期間について【意見】

公募期間については公平性確保の観点より一定以上の期間を設けることが望ましく、指定管理基本方針でも公募の場合には、指定の申請の受付期間を、募集を開始してから概ね 1 ヶ月を経過した後の日とするものと定めている。

しかし、平成 24 年度に実施された都祁体育館の指定管理者募集の申請受付期間は、平成 24 年 9 月 3 日から 9 月 21 日までで、1 ヶ月を下回っていた。

公募という趣旨から競争性を阻害する要因は出来る限り排除すべきであるため、特別な理由がない限り募集期間は一定期間以上を応募者に与えるべきである。市は、指定管理基本方針に沿って適正な長さの申請期間を設けるよう改善されたい。

4 1. 共同浴場

(1) 施設の概要

共同浴場は、地域住民の衛生思想の向上を図り、生活環境の改善に資するために設置された施設である。もともとは同和対策事業として市内 10 カ所に設置されていたが、うち 5 カ所が閉鎖され現存する共同浴場は 5 カ所である。

平成 17 年度までは委託により、平成 18 年度以降は非公募で指定管理者として地元自治会が各共同浴場の管理運営をしており、使用料は市の承認を得て各自治会が設定している。管理業務に関する経費については、市が燃料費及び修繕費を負担し、その他の支出は指定管理者が負担している。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	市内 5 カ所
施設の設置目的	地域住民の衛生思想の向上を図り、生活環境の改善に資するため
根拠条例等	奈良市共同浴場条例
設置年月日	東之阪共同浴場 昭和 44 年 1 月 24 日 西之阪共同浴場 昭和 44 年 1 月 24 日 横井共同浴場 昭和 59 年 7 月 31 日 古市西共同浴場 昭和 54 年 9 月 26 日 杏中共同浴場 昭和 34 年 12 月 10 日
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	市民活動部人権政策課
主な施設の種類	浴場
利用料金制か収受代行制か	利用料金制



<西之阪共同浴場>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 17 年度～現在	非公募	地元自治会等	以下のとおりである。

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	地元自治会 他
所在地	自治会代表者住居
設立の目的	より住みやすい地域を築くため
指定管理期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (2 年間)
公募・非公募の別	非公募
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同浴場の供用に関すること ・ 共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること

(3) 収支の状況

平成 25 年 3 月に閉鎖した杏南共同浴場を含めた 6 カ所の施設管理に係る市の収支合計は以下のとおりである。利用料金制を採用しているため、収入及び指定管理料は発生しない。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	—	—	—	—	—
支出	35,757	23,008	24,316	23,167	23,977
うち指定管理料	—	—	—	—	—
事業費	35,757	23,008	24,316	23,167	23,977
収支	△35,757	△23,008	△24,316	△23,167	△23,977

(注1) 事業費の主な内容は燃料費、修繕費等である。

(注2) 平成 20 年度の事業費は水道代を含む。

また、各共同浴場の平成 24 年度の施設収支は以下のとおりである。

項目	東之阪	西之阪	横井	古市西	杏中	杏南	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
収入	5,429	3,981	4,026	8,816	2,422	3,014	27,688
指定管理者支出	3,600	3,981	4,026	8,816	2,625	3,027	26,075
指定管理者収支	1,829	—	—	—	△203	△13	1,613
市支出	2,538	2,295	5,457	9,438	2,581	1,668	23,977
施設収支	△709	△2,295	△5,457	△9,438	△2,785	△1,681	△22,365
備考	—	収入に自治会からの支出 1,945 千円を含む。	—	利益部分を予備費 1,560 千円とし、自治会で積み立てているため、収支がゼロになっている。	赤字は自治会で補っている。	赤字は自治会で補っていた。	—

東之阪及び古市西共同浴場は利益が発生しているが、横井共同浴場はほぼ収支が均衡し、西之阪、杏中及び杏南共同浴場は利用者数が少ないこともあり、赤字が発生している。

使用料が安いのも赤字が発生する理由の一つである。各浴場の使用料は大人が 150 円～200 円／回、小人が 50 円～100 円／回であり、大人の使用料は奈良県公衆浴場入浴料金の統制額 400 円の半額以下である。

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
営業日数 (日)	335	338	339	338	314
利用者数 (人)	21,933	21,566	26,078	25,830	26,344

(注) 平成 25 年 3 月 31 日に閉鎖された杏南共同浴場を含めた 6 カ所の平均である。

各共同浴場の休館日数は 2～5 日／月であり、営業時間は毎日夕方から夜 10 時頃までである。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金については、利用料金制であることから市は関知しておらず、月次で利

用状況、入浴料収入の報告を受けている。備品に関しては、廃棄処分をするときに市に報告している。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

台帳を整備し、日々の入浴料収入を記帳している。

④ サービス向上に関する取組み

杏中共同浴場については月極料金も導入している。

(6) 監査の結果及び意見

・燃料費について【意見】

共同浴場については、平成20年8月に市が公表した『「奈良市人権文化センター等のあり方に関する検討委員会」の提言の具体化に向けて（基本方針）』で、以下のように述べられている。

<p>4 その他地区内施設について</p> <p>1 共同浴場について</p> <p>(省略)</p> <p>～、持ち風呂が普及してきたことから、<u>保健衛生上の観点から設置された共同浴場は、既にその設置目的を達成されたと判断せざるを得ない。</u>また、入浴料金も公衆浴場に比べて極端に低額であることから現在の社会状況から市民の理解が得られないと考える。</p> <p>このことから、市営としての共同浴場は、<u>将来的には廃止を含めた見直しを行う方針</u>である。</p> <p>抜本的見直しの時期までの継続にあたっては、市と地元自治会の経費の負担割合を含めた管理面について段階的に見直しを図り、<u>奈良市の負担を軽減すべく地元自治会と協議を進める。</u></p>
--

これを受けて、市は負担を軽減すべく、従来市の負担としていた水道代を平成21年度から指定管理者の負担にしている。しかし、燃料費や修繕費等は依然として市の負担であり、市はこれらに平成24年度で23百万円を支出している。

基本方針にもあるように、共同浴場は地域住民の衛生環境の向上を図るという設置当初の目的をすでに達成しており、現在は主に使用料の安い公衆浴場として利用されているにすぎない。そのような施設について、市が燃料費を負担し続けることは一部の市民に対する利益供与、民業圧迫となる可能性がある。

共同浴場は利用料金制であるため、指定管理者が市の承認を得て使用料を設定することが可能である。燃料費を自治会が負担し、共同浴場利用者を含めた地元住民に広く負担を求めるのか、使用料を値上げして共同浴場の利用者に直接受益者負担を求めるのかは、自治会の選択である。

市は基本方針に沿って、速やかに対応されたい。

・施設のあり方について【意見】

各共同浴場は築数十年が経過し、設備の老朽化に伴い修繕費がかさむようになっている。また、一部の共同浴場は耐震補強もされていないため、このまま使い続けることは施設としてのリスクが高い。一方で、耐震補強も含めて、今後共同浴場を維持管理するためには相当のコストが発生することが予想される。

基本方針では、「将来的には廃止を含めた見直しを行う方針」としているが、約5年経過しても具体的な計画は定まっていない。基本方針策定時は、市営住宅の建替えに合わせて共同浴場を閉鎖していく方針であったが、予算の問題もあり、市営住宅の建替えは中断している。

この点所管課は、前提とする市営住宅の建替えが進まない状況において、一方的に共同浴場を閉鎖することは、風呂の設備を備えていない市営住宅に居住する市民からは理解が得られない、としている。

しかし、そもそも市は、風呂の設備を備えていない市営住宅に居住する市民が何人いるかを把握していない。まず行うべきことは、当該市民の人数を把握すること、共同浴場以外の代替的な手段により風呂を手当てする方法がないかを検討することである。そのうえで、共同浴場の閉鎖の可否を検討されたい。

4.2. 黒髪山キャンプフィールド

(1) 施設の概要

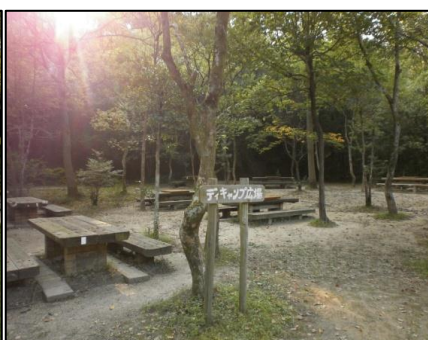
黒髪山キャンプフィールド（以下、「キャンプフィールド」という。）は、奈良阪町にある市のキャンプ場である。もともとは民間企業が当該場所でフィールドアスレチック施設を運営していたが、当該企業が破たんした平成7年に市が購入している。その後、5年間かけてボーイスカウト活動の一環として施設が整備され、平成12年7月にキャンプフィールドとして開場している。

施設の概要は以下のとおりである。

項目	説明
所在地	奈良市奈良阪町 1731 番地 他
施設の設置目的	自然環境の中での野外活動、レクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図るため
根拠条例等	奈良市黒髪山キャンプフィールド条例
設置年月日	平成 12 年 7 月
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所管課	教育総務部生涯学習課
主な施設の種類	デイキャンプ場、研修棟、シャワー室等
利用料金制か収受代行制か	無料のため該当なし



<事務室>



<バーベキュースペース>

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・ 非公募の別	指定管理者	指定管理者の概要
平成 18 年度～	非公募	奈良市黒髪山キャンプ フィールド運営協議会	以下のとおりである。
平成 25 年度～現在	公募	同上	同上

② 現在の指定管理者の概要

項目	説明
名称	奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会
所在地	奈良市佐保台西町 139 番地（事務局設置場所）
設立の目的	キャンプフィールドの維持管理
事業の概要	キャンプフィールドの維持管理に関する事業
指定管理期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（5 年間）
公募・非公募の別	公募
指定管理業務の概要	キャンプフィールドの維持管理
他の公の施設の指定 管理状況	なし

(3) 収支の状況

キャンプフィールドに係る市の収支は以下のとおりである。

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収入	—	—	—	—	—
支出	3,685	3,345	3,346	3,339	3,237
うち指定管理料	2,890	2,947	2,947	2,940	2,940
その他	795	398	399	399	297
収支	△3,685	△3,345	△3,346	△3,339	△3,237

(4) 施設の利用状況

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開場日数 (日)	86	111	110	112	106
利用日数 (日)	73	81	76	73	75
利用者数 (人)	4,364	4,924	4,543	4,063	4,447

(注) 利用者には市の事業であるくろかみやま自然塾の参加者を含む。

(5) 指定管理者の管理状況

① 現物管理 (現金、備品等)

現金については、入出金ごとに手書きで台帳に記載している。

② 個人情報の管理

個人情報の保護のため、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じている。

③ 帳簿及び台帳の整備状況

手書きの台帳を整備し、入出金を記帳している。固定資産台帳は、対象となる備品がほとんどないとのことで整備していない。

④ サービス向上に関する取組み

くろかみやま自然塾の参加者には、アンケートを記入してもらっている。

(6) 監査の結果及び意見

・指定管理料について【結果】

指定管理者が市に提出した平成 24 年度の事業報告では、指定管理者は指定管理料を全額使用し、過不足なしと報告しているが、実際には指定管理料を全額使用しておらず、少額であるが翌年度に繰り越していた。キャンプフィールドの管理に関する年度協定書では、要した費用が指定管理料に満たないときは返還するものと定め

られているため、市は返還を求められたい。

・自然体験事業について【結果】

指定管理者の代表は、指定管理団体とは別に、市より受託を受けキャンプフィールドで自然体験事業を実施する「くろかみやま自然塾」という団体を作っている。くろかみやま自然塾は、もともとキャンプフィールド運営協議会がキャンプフィールドの指定管理業務の中で自主事業として実施していたが、当該事業を市の事業としたいという市の意向を受け、現在は市からくろかみやま自然塾に委託する形で実施されている。

当該事業では、自然体験を行うための材料代等のために、参加者から参加料を徴収している。平成24年度の参加料は参加者一人当たり800円及び1,600円/回で、参加料収入総額は292千円である。

当該参加料収入はくろかみやま自然塾から市へ納付されていない。市は指定管理者の自主事業ではなく、市が歳入すべきことを認識しているが、歳入欠陥になる可能性があることを理由として収受していない。これは誤りであるため、歳入にするか、委託料で清算されたい。

・委託料の精算について【結果】

くろかみやま自然塾では、平成24年度の事業計画で計7回の開催を予定していたが、天候不良等で中止になったことにより実際には5回しか実施されなかった。事業委託契約書によると、事業計画に基づき委託事業を実施しなければならないとの条項はあるが、計画通りに実施されなかった場合の委託料の返還、精算等の条項がない。そのため、くろかみやま自然塾は精算なしに委託料を全額収受している。

事業計画通りに実施できない場合に備えて、契約書に委託料の返還、精算条項を入れたうえで契約書を作成されたい。

・施設のあり方について【意見】

夏休み以外は土日しか営業していないこと、12月から3月は休場していること、利用者の申込みに際して現地確認が必要であること、しみんだより等による広報しか行っておらず認知度が低いこと、25歳以下の青少年のための施設という位置付けで原則大人だけの団体は使用できないこと、等種々の要因により稼働率は高くない。

キャンプフィールドの利用者は、ボーイスカウト、ガールスカウトが約6割、その他一般利用が4割であるとのことである。そのため、一般的にキャンプ場利用が多いと考えられる8月にボーイスカウト等が市外遠征に行き、以下のように開場一日当たり利用者が最も少なくなる。

【平成 24 年度の月別開場日及び利用者数】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	合計
開場日数(日)	10	10	9	17	31	11	9	9	106
利用者数(人)	488	852	273	633	348	274	521	1,058	4,447
一日当たり利用者数(人/日)	48.8	85.2	30.3	37.2	11.2	24.9	57.8	117.5	41.9

今後、市の人口が減少傾向にある中で、利用者拡大を図ることは容易なことではない。今一度、公の施設であるという前提に立ち返り、一般市民の利用拡大に向けた具体的な計画が策定・実行されるよう、市は指定管理者に指導されたい。

それでもなお、一般利用者が増加しないのであれば、ボーイスカウト団体等一部の受益者に偏った施設の無料開放を続けることに合理性はない。施設の維持費用、今後の補修費用等が市の負担となることを勧告すれば、一定の受益者負担を求めることを検討されたい。

V. 直営施設について

1. 直営施設

平成25年4月1日現在で、市が直営している公の施設は以下のとおりである。

公の施設の名称	数	所管	本編記載ページ
納骨堂	1	市民生活部生活環境課	197
墓地	5		197
診療所（奈良診療所）	1	市民生活部病院事業課	198
応急診療所（休日夜間応急診療所、休日歯科応急診療所）	2		199
月ヶ瀬粉末茶加工施設	1	市民生活部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課	200
農林水産物直売・食材供給施設（湖畔の里“つきがせ”）	1		200
特産物等直売施設（月ヶ瀬温泉ふれあい市場）	1		201
体育施設（月ヶ瀬体育館、奈良県月ヶ瀬健民運動場）	2		201
市営住宅	18	建設部住宅課	201
改良住宅等	51		
コミュニティ住宅	2		
自動車駐車場	18	市民活動部人権政策課	202
人権文化センター	4		203
男女共同参画センター	1	市民活動部男女共同参画課	203
都市公園	532	都市整備部公園緑地課	204
児童遊園	15		
放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）	42	学校教育部地域教育課	204
東山霊苑火葬場	1	市民生活部生活環境課	206
梅の郷月ヶ瀬温泉	1	市民生活部 月ヶ瀬行政センター	206
慰霊塔公園	1	保健福祉部福祉政策課	206
保育所	19	子ども未来部こども園推進課	206
児童館	4	子ども未来部子ども育成課	206
体育施設（南部体育館）	1	市民活動部スポーツ振興課	207
保健センター（中央保健センター、都祁保健センター）	2	保健所健康増進課	207
ならまち振興館	1	観光経済部観光振興課	207
文化財保存公開施設（史料保存館・昔のくらし館）	2	教育総務部文化財課	208
菅原はにわ窯公園	1		208
平城京左京三条二坊宮跡庭園	1		208
図書館（中央図書館、西部図書館、北部図書館）	3	教育総務部中央・西部・北部図書館	208
防災センター	1	消防局	209
学校（小学校47校、中学校22校、高等学校1校、幼稚園38園）	108	教育総務部教育総務課	
合計	843		

このうち、学校については、施設の設置者に管理義務がある(学校教育法第5条)ことから、今回の調査対象から除外している。

2. 直営施設に関する結果及び意見

(1) 納骨堂

市の納骨堂は、「奈良市祖霊堂」という名称で寺山霊苑内にある。市の納骨堂は、墓地に埋葬せずに半永久的に保管する納骨堂ではなく、あくまでも墓地を見つけるまでの間、一時的に保管する施設と位置付けられている。納骨料は一体につき短期保管（3年以内）は1年間で3,600円、長期保管（15年）は12,000円である。平成25年8月現在で、最大納骨数8,000体のうち、92体が保管されている。

・保管期間及び料金設定について【意見】

そもそも一時的に保管するという施設の趣旨から考えると、15年間という長期の期間は設定するべきでないし、3年よりも15年のほうが割安という料金設定も長期保管を助長することになる。

納骨堂を設置している他の中核市の状況を見ると、市民ニーズに対応するために長期保管の納骨堂を設置している場合は20年から50年、期間の設定なし等で長期にわたって保管が可能であるが、一時保管を主目的にしている市ではおおむね2年から5年程度で設定している。他の自治体を参考にして適切と考えられる保管期間及び料金を設定されたい。

・施設のあり方について【意見】

近年は民間の事業者でも遺骨の一時預かりを行っている。市でなければ提供することができないサービスなのかどうか、民業圧迫にならないか等の観点で市の事業としての必要性を再点検し、廃止も含めて検討されたい。

(2) 墓地

市には寺山霊苑、七条町南山墓地、東山霊苑、西の京公園墓地、都祁墓地の5カ所の市営墓地がある。それぞれの設置区画は以下のとおりである。

墓地名	数(区画)
東山霊苑	2,132
西の京公園墓地	146
七条町南山墓地	120
寺山霊苑	939
都祁墓地	2
合計	3,339

このうち、七条町南山墓地、寺山霊苑は、区画が空くと随時募集を行っているが、それ以外の墓地は底地を宗教法人から賃借していたり、規模が小さい等の理由で募集を行っていない。また、管理料についても、七条町南山墓地、寺山霊苑のみ徴収し、その他の墓地は地元の自治会等が管理しているため徴収していない。

市が平成 24 年度に照会した他の中核市の市営墓地の管理状況によると、中核市 41 市中市営墓地を設置している市は 34 市、うち指定管理者制度を導入している市は 9 市（一部導入を含む）である。指定管理業務の主な内容は各種届け出書類の受付、施設の維持管理、墓地工事完成検査等であるが、手数料の徴収業務についてはまちまちである。一方、使用許可または使用制限を指定管理者に代行させている市は 9 市中 2 市であり、させていない市では市職員が使用許可、名義変更等の事務を行う必要があるため、市職員の事務量が指定管理者制度導入後も変わらないという課題が指摘されている。

・管理運営について【意見】

所管課は、直営を継続する理由として「墓地経営・管理の方針等について」（旧厚生省生活衛生局長通知 第 1764 号 平成 12 年 12 月 6 日付）や「奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例」を根拠にしている。しかし、これらは公共性、永続性が求められる墓地の経営を地方公共団体以外の者に委ねる場合に、特に注意を要する旨の通知等で、民間の団体が指定管理者として墓地を管理運営することについては、特に制限はない。

指定管理者制度を導入している一部の市で、指定管理者となった石材業者が市営墓地使用者に対して独占的に墓石購入を求めるなどのトラブルが発生しているようであるが、仕様書に業務内容や禁止事項を明記するとともに、市が適切に指導監督することによりトラブルを防ぐことは可能である。

墓地管理のノウハウを持ち、過度に営利を追求せず、継続した安心な管理運営を行うことができる団体であれば、指定管理者に指定され得るため、指定管理者制度導入の可否について検討されたい。なお、指定管理者制度を導入する際には、使用許可等の権限も指定管理者に付与し、業務の効率化及びサービスの向上に努められたい。

(3) 診療所(奈良診療所)

市庁舎に隣接する建物の 2 階部分に入っている奈良診療所は、昭和 52 年 5 月に開設された。市民の利用は約 2 割程度で市職員等の利用が多く、市役所の産業医としての役割も果たしている。平成 22 年度からは火曜日及び木曜日の午後 1 時から 4 時までの 3 時間だけ診療を行っている。施設の利用者数は、ここ数年 10 人前後／日で推移している。

平成 23 年度の包括外部監査での「市が事業を実施する必要性に乏しい。～今後のあり方を検討されたい。」との意見を受けて、所管課である病院事業課は平成 25 年度の予算要求で奈良診療所の廃止を提案したが、当面存続とされた。

・施設のあり方について【意見】

市民の利用が約 2 割という利用状況から勘案すると、市が直営で実施する必要性に乏しい。廃止を検討されたい。

(4) 応急診療所（休日夜間応急診療所、休日歯科応急診療所）

① 休日夜間応急診療所

市に隣接する建物の 1 階部分が休日夜間応急診療所として供用されている。土曜日、休日及び夜間、内科及び小児科の診療が行われており、奈良市医師会等に業務を委託している。現在、奈良市医師会メディカルセンターの駐車場用地に移転工事中であり、平成 26 年 4 月からの事業開始を予定している。底地については医師会から無償で借り受け、建物建設費及び医療機器の購入については市の負担である。

・管理運営方法について【意見】

新しい応急診療所の底地を無償で借り受けられるのは医師会が当該業務を今後も継続して受託することを前提にしていると推測される。

現在の委託料と「指定管理料+土地賃料」とどちらが経費削減につながるか十分に検討したうえで指定管理者制度導入の可否を検討されたい。

② 休日歯科応急診療所

休日歯科応急診療所は、昭和 55 年 6 月に旧中央保健センターの 1 階に開設された。平成 23 年 4 月に中央保健センターが奈良市保健所・教育総合センターへ移転したため、建物内では、休日歯科応急診療所だけが事業を実施している。建物のその他の部分については、一部が倉庫として利用されているのみであり、大部分は空室となっている。

歯科の応急診療は、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）の期間、10 時から 16 時の間で行われており、歯科医師会に業務を委託している。施設の利用者数は 7～8 人/日である。平成 23 年度までは保健センターを所管している健康増進課が水道光熱費を負担していたが、保健センターが移転した平成 24 年度は全て病院事業課の所管となったため、地方交付税 7,100 千円/年を含めても約 1,200 千円の赤字となっている。

・施設のあり方について【意見】

平成 23 年度の包括外部監査でも意見として記載しているように、隣接するショッピングセンター内に、年中無休で午前 10 時から午後 9 時まで営業している民間歯科があるほか、市内には非歯科医師会員の休日開業医が 5 医院あり、市が事業を実施する意義が乏しい。現在の利用状況では平成 25 年度も赤字になる可能性が高いため、廃止の方向で検討されたい。

(5) 月ヶ瀬粉末茶加工施設

旧月ヶ瀬村で農業振興のために設置された施設で、約 15 年前に茶の集荷場を村が買取り、加工機械を設置した。その後、市と旧月ヶ瀬村が合併したことに伴い、市の施設となった。従前から個人に使用許可を与え、電力料等諸経費は当該個人が負担していたが、施設使用料は徴収していなかった。現在は遊休状態である。

・施設のあり方について【意見】

直営で管理する合理的な理由がないため、指定管理者制度の導入を検討されたい。指定管理者を募集しても応募がない場合には、処分を検討されたい。

(6) 農林水産物直売・食材供給施設（湖畔の里“つきがせ”）、特産物等直売施設（月ヶ瀬温泉ふれあい市場）

① 農林水産物直売・食材供給施設（湖畔の里“つきがせ”）

もともと旧月ヶ瀬村で農林水産省の補助事業として村が農産物直売所と食堂を併設した施設を設置、合併により市の施設となった。周辺の住民で構成する湖畔の里つきがせ組合に使用許可を与えており、電力料等諸経費は当該組合が負担しているが、施設使用料は徴収していない。

② 特産物等直売施設（月ヶ瀬温泉ふれあい市場）

もともと旧月ヶ瀬村で村が平成 11 年頃に起債事業として農産物等の直売所を設置し、合併により市の施設となった。周辺の住民で構成する月ヶ瀬温泉ふれあい市場管理組合に使用許可を与えており、電力使用料等諸経費は当該組合が負担しているが、施設使用料は徴収していない。

・管理運営について【意見】

両施設とも直営で行う合理的な理由がないのであれば、指定管理者制度を導入されたい。仮に直営を継続するのであれば、使用料を徴収されたい。

・施設のあり方について【意見】

近年は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」について弾力的な運用が図られており、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（最終改正平成 25 年 12 月 25 日 25 経第 978 号）によると、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、農林水産大臣への報告をもって申請が受理されたものとみなす(同基準第 4 条第 1 項)とされている。また、補助目的に従った利用により 10 年を経過していない補助対象財産を財産処分する際も、無償譲渡であれば、農林水産大臣への報告をもって申請が受理されたものとみなす(同基準第 4 条第 4 項)とされている。そのため、組合以外に当該施設を有効活用できる団体がないと判断されるのであれば、組合への譲渡も検討されたい。

(7) 体育施設（月ヶ瀬体育館、奈良県月ヶ瀬健民運動場）

農水省の補助事業として農営者トレーニングセンターとして設置された施設であり、合併により市の施設になった。いずれの施設も奈良市立月ヶ瀬中学校の敷地内にあり、実質的に中学校の体育施設として利用されているため、一般の利用者はほとんどなく、専任の管理者は設置していない。

・管理運営について【意見】

実質的に中学校の施設として利用されているのであれば、所管替え及び用途変更を行い、中学校と一体管理を行うべきである。

(8) 市営住宅・コミュニティ住宅・改良住宅

市営住宅・コミュニティ住宅・改良住宅（以下、「市営住宅等」と言う。）の定義等は以下のとおりである。

分類	戸数（戸）	定義
市営住宅	1,504	市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設
コミュニティ住宅	40	密集住宅市街地整備促進事業の施行に伴い、その居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められる者に賃貸するために建設した住宅及びその附帯施設
改良住宅	626	改良地区内に居住する者で、住宅地区改良事業の施行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められるものに賃貸するために建設した住宅及びその附帯施設

前市長時代の平成 21 年度に、市営住宅等に指定管理者制度を導入する方針が固まり、条例改正の議案が議会に提出されたが、居住者から請願書及び陳情書が提出されたこと、次期市長選挙に出馬しない市長が重要な議案を提出すべきでは

ないとの反対意見が多かったことで議案が取り下げられた。

条例改正案の提出当時は家賃の滞納が多く、滞納者に対して住宅の明渡請求や訴訟を実施していなかったが、市は平成 23 年度に奈良市営住宅家賃滞納整理方針及び家賃滞納処理要領を施行し、徴収率の向上を図っている。

また、収入無申告者に対する督促や家賃滞納者に対する明渡請求も適宜実施している。家賃徴収率等については改善が見られ、平成 22 年度に 91.7%であった家賃徴収率は、平成 24 年度には 97.3%まで向上した。所管課はさらに中核市平均の 98%台まで家賃徴収率を向上させ、ある程度正常化したうえで改めて指定管理者制度導入のメリット、デメリットを勘案したうえで導入の可否を決定するとしている。

・管理運営について【意見】

所管課は、以下の理由により当面は直営で市営住宅等の管理運営を行うことが望ましいと考えている。

- ・不正入居の実態調査や明渡訴訟等のためには、直営のほうが適時適切に対応できること
- ・違法増改築している市営住宅等があるため、先に当該問題を解消する必要があること
- ・改良住宅、コミュニティー住宅の家賃を定額から応能応益に変更することを検討中であること
- ・現在無料である一部の駐車場使用料や共益費の有料化を検討中であること

これらの問題を解消した後、改めて指定管理者制度の導入の可否を検討されたい。

(9) 自動車駐車場

ここでいう自動車駐車場は同和対策事業として設置された駐車場で、市内に 18 か所設置されている。設置根拠は奈良市自動車駐車場条例であり、奈良市営駐車場条例とは異なる条例である。従来より指定管理者制度を導入し、地元自治会が管理運営を行ってきたが、駐車場設置当初から地区住民のみが使用しており、不特定多数の市民が利用するに至っていないことから、指定管理者制度の趣旨とかけ離れているとして、直営方式に戻し、現在は地元自治会と管理業務委託契約を締結している。市は使用料を徴収しておらず、地元自治会が利用者から使用料を徴収し、駐車場の管理運営コストを賄っている。

自動車駐車場については、以前より有料化が議論されているが、市営住宅等の駐車場料金についても有料と無料が混在し、有料であっても料金が一律ではなく、両駐車場の有料化の方針、時期、料金等を協議してすり合わせる必要があるため、

現在も有料化に至っていない。

・使用料について【意見】

市営住宅等の所管課とも協議のうえ、自動車駐車場、市営住宅等駐車場ともに早期に有料化されたい。

(10) 人権文化センター

人権文化センターは人権尊重の社会的環境づくり及び市民の人権意識の高揚を図り、もって人権文化の根付いた明るくふれあいのある社会づくりを進めるため設置された施設である。平成23年度に9館から4館に統合され、現在に至る。

平成20年2月の「奈良市人権文化センター等のあり方に関する検討委員会」の提言の中で、人権文化センターに関する指定管理者制度の導入については、「現在のところその必要性は認められない。」と結論づけられたため、直営のままである。

・使用料について【意見】

同提言の中に「受益者負担と税の公平性の観点から、他の公共施設との整合性を図りながら自主グループ活動等への部屋の使用料の徴収について検討すること。」とあるが、現在も使用料を徴収していない。単に貸館として使用するのであれば、無料にする合理的な理由はないため、使用料を徴収すべきである。

(11) 男女共同参画センター

もともとはJR奈良駅前の再開発ビルの一面に設置されていたが、市が賃料を支払って当該場所に男女共同参画センターを設置する意義が問題視され、平成21年度の事業仕分けで当該場所での事業は廃止と評価された。その後、建物の規模や耐震構造等の条件を勘案した結果、平成23年4月に現在の旧みかさ人権文化センター跡地に移転した。

指定管理者制度導入当初に、男女共同参画のための政策とも密接に関係する施設であり、市の直営とすべきであるということで現在まで直営の状態が続いている。

しかし、現在の場所での認知度が低いこと、既存施設からの転用であるため駐車場スペースが少ないこと、原則として現在約30程度の登録団体しか会議室等の使用申請ができないこと、日曜及び祝日が休館であること等種々の要因により、稼働率は高くない。

この点所管課は、男女共同参画センターは貸館ではなく、設置目的が男女共同参画事業を推進する団体の活動支援及び意識啓発にあるため、稼働率はそれほど

重視していないとのことである。

・利用対象者について【意見】

所管課は稼働率をそれほど重視していないとのことであるが、設置目的を達成していれば稼働率が低くても問題ないとの認識は誤りである。稼働率は施設活用の重要な指標の一つであり、公の施設である以上、市民に広く有効活用してもらうよう努める必要がある。

登録団体のみでの利用で稼働率が低いのであれば、利用対象者を登録団体に限定するのではなく、門戸を広く一般に開放すべきである。

・管理運営について【意見】

同種の施設への指定管理者制度の導入は全国的に広く行われている。施設の設置目的を後退させない形での指定管理者制度の導入の検討も視野に入れ、サービス向上及び経費削減に努められたい。

(1 2) 都市公園・児童遊園

都市公園とは都市公園法に基づき国または地方公共団体が設置する公の施設であり、児童遊園は児童福祉法に基づいて設置される児童福祉施設の一つである。市内には都市公園が平成 25 年 3 月末現在 532 か所、児童遊園は 15 か所存在し、いずれも公園緑地課が所管している。

・委託費について【結果】

市は、都市公園・児童遊園の清掃業務を奈良市清美公社と障がい者団体に随意契約で委託している。平成 24 年度の委託額は奈良市清美公社 65 百万円、障がい者団体 5 百万円である。奈良市清美公社に対する清掃業務の委託は、地方自治法及び同施行令に定める随意契約によることができる場合に該当しないため、入札により業務を委託されたい。

・管理運営について【意見】

都市公園の中には、球技場やグラウンドなど、使用料を徴収する体育施設がある公園があるが、体育施設はスポーツ振興課が指定管理者を指定し、公園全体は公園緑地課が直営で管理している。公園全体の管理は清掃や草木の剪定等がメインであるため、これらの業務は体育施設と同じ業者に委託するほうがより効率的に実施できると考えられる。業務内容を整理したうえで両者を一体として委託されたい。

(1 3) 放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）

バンビーホームは親が働いている小学校児童を対象にした放課後に児童を預かる施設である。市内に 46 施設あり、いずれも小学校内に設置されている。当該事業は国の助成があり、運営費は利用者がおおむね 1/2 負担することを想定して、残り 1/2 のうち、国が 1/3 を、市が 2/3 を負担している。

・使用料について【意見】

同様の事業は各市で実施されているが、市の使用料は一人目が 3,000 円/月と他市と比べて安い。近畿圏の中核市では、高槻市 6,500 円/月、姫路市 6,000 円/月、西宮市 8,200 円/月、東大阪市 5,000 円/月、豊中市 6,000 円/月であり、他市と比較しておおむね半額程度である。

当該事業の平成 25 年度予算では収入 92 百万円に対して、支出 514 百万円と施設設置補助及び運営補助のための国の助成金 104 百万円を加えても大幅な赤字である。国は、運営費のおおむね 1/2 を利用者負担にすることを想定して運営費を助成しており、各市も実情に応じて料金設定を行っていると考えられるが、市は有料化した平成 15 年度以降一度も料金改定を行っていない。利用者負担を運営費のおおむね 1/2 に近づけるべく、料金改定を検討されたい。

・管理運営について【意見】

指定管理者制度の導入については、現在約 140 名いる非常勤嘱託職員の雇用の問題もあり、積極的に議論されていない。全国学童保育連絡協議会の調査によると、平成 25 年 8 月現在で、学童保育の運営主体は、公立公営 38% で年々減少傾向にある。運営形態として一番多いのは委託方式であり、指定管理者制度を導入している学童保育の全体に占める割合は一割強である。指定管理者は社会福祉協議会や地域運営委員会、父母会等指定管理者制度導入前の運営主体と同じところが大半であるとのことである。

学童保育については、施設の性質から指定管理者制度になじまないという見解も根強くあるため、委託、指定管理者制度のいずれがサービス向上及びコスト削減面でふさわしい運営方法であるかを議論し、最善の管理運営方法を選択されたい。

3. その他の直営施設

施設	説明
東山霊苑火葬場	<p>東山霊苑火葬場は、旧称「白毫寺火葬場」として大正 5 年に建設され運用されてきた。老朽化のため昭和 43 年に改築工事に着手、同年 12 月に完成した。その後、数回の改修工事を経て現在に至っている。</p> <p>当該火葬場は底地を所有する宗教法人から、当初の土地賃貸借契約書の解釈をめぐる対立し、市が立ち退きを求められてきた。宗教法人が賃料の受取を拒否していたため、市は賃料を供託する状態が続いていた。</p> <p>その後、平成 24 年 12 月に宗教法人から、平成 29 年 3 月末日までに火葬施設を撤収したうえで土地明け渡しを求める合意書案が提出され、最終的に市が移転事業の財源と見込んでいる合併特例債の延長期限である平成 32 年度末までに新斎苑を竣工させ移転することで合意書を締結した。市は新斎苑の建設候補地を選定し、新しい火葬場のイメージ図を公表している。</p>
梅の郷月ヶ瀬温泉	<p>平成 20 年度から 5 年間の指定管理者を指定していたが、平成 23 年度に当該指定管理者が撤退したため、平成 24 年度は直営に戻している。平成 26 年 1 月にリニューアル工事が終了し、平成 26 年 2 月から平成 31 年 3 月までの 5 年 2 カ月の指定期間で新たな指定管理者を公募により募集し、民間企業が指定されている。</p>
慰霊塔公園	<p>市に本籍のあった戦没者の霊を慰めるために昭和 44 年に設置された。施設の維持管理には、遺族会に所属している植栽業者に樹木の剪定や除草剤の散布を委託し、遺族会のメンバーに草刈りを委託している。いずれも遺族会のメンバーに委託することにより、より気持ちのこもった丁寧な管理が実施され、かつ委託費や報償も破格の安値であるため、指定管理者制度を導入することはかえってサービスの低下やコスト増を招く可能性が高いため、直営で運営している。</p>
保育所	<p>平成 25 年 1 月公表の「奈良市幼保再編基本計画」及び同年 7 月公表の「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、平成 27 年度から順次、市立幼稚園と市立保育所を統合して、「(仮称)市立こども園」に移行する予定である。そのため、現時点で保育所について指定管理者制度を採用する予定はないとのことである。</p>
児童館	<p>市には古市、横井、東之阪、大宮の 4 館の児童館がある。児童館条例に事業として「(1)児童の人権・同和学習に関すること。」(第 3 条)と規定されているように、市の児童館は、同和对策事業により設置されたものである。</p> <p>平成 20 年 2 月の「奈良市人権文化センター等のあり方に関する検討委員会」の提言の中で、児童館に関する指定管理者制度の導入については、「現在のところその必要性は認められない。」と結論づけられたため、現在も直営で運営している。</p>

施設	説明
<p>体育施設（南部体育館）</p>	<p>南部体育館は、昭和 61 年に年金積立金還元融資を利用して設立された横井児童館に隣接する体育館で、他の体育館と同様にスポーツ振興課が所管している。過去 5 年の稼働率はいずれも 100%であるが、利用のほとんどは横井児童館の児童である。つまり、市の他の児童館には存在する体育室が横井児童館にはないため、南部体育館が横井児童館の体育室の役割を果たしている。南部体育館の職員は 3 名体制で、館長（兼務）1 名、用務員（兼務）2 名である。</p> <p>平成 26 年 4 月から、南部体育館を廃止し、横井児童館の体育室とする方針決定を行い、現在、所管換えの手続きを行っている。</p>
<p>保健センター（中央保健センター、都祁保健センター）</p>	<p>保健センターは地域保健法に基づき設置が認められている施設で、健康相談や保健指導、健康診査等を行う施設である。奈良市中央保健センターは昭和 55 年に設置され、従来は市役所に隣接していたが、平成 23 年 4 月に J R 奈良駅前に移転した。都祁保健センターは平成 17 年 4 月の合併に伴い、市の施設となった。</p> <p>保健センターの業務は、個人のプライバシーに密接に関連する業務であり、また各種健診や家庭訪問等母子を長期に継続支援する必要性が高いため、直営で運営している。</p>
<p>ならまち振興館</p>	<p>平成 23 年度までは文化振興課の所管であったが、市の観光拠点として有効活用するという観点から、24 年度に観光振興課に所管替えされた。合わせて、隣接する国際交流センター予定地等も所管替えされている。平成 23 年度まではならまち振興財団が指定管理者としてならまち振興館の管理運営を行っていたが、隣接土地と一体とした今後の活用方法を検討するに当たり、平成 24 年度にいったん直営に戻された。</p> <p>計画では、平成 25 年度中に新たな指定管理者を指定し、平成 26 年度より指定管理者による管理運営を予定していたが、細部の調整に手間取ったため、一年先送りになり、平成 26 年度に指定、27 年度以降に指定管理者による管理運営を予定している。</p>

施設	説明
文化財保存公開施設 (史料保存館・昔のくらし館)	<p>・史料保存館</p> <p>史料保存館は、奈良市市史編纂事業で収集した資料を基礎として、市の歴史資料の調査収集・整理・保存・活用のための施設として平成4年に開館した。平成7年に文化財課の所管となり、平成17年に奈良市文化財保存公開施設条例を制定し、市の文化財保存公開施設として位置づけられた。展示公開や講座も実施しているが、年数回程度であり、史料の保存が主目的の施設であると考えられる。市担当者へのヒアリングによると、学芸員資格を有する職員がいるような団体であれば、指定管理者として指定できるとのことである。</p> <p>しかし、史料保存館は平成21年度の事業仕分けの対象となった際に現行通りの評価を受けたこと、また平成27年度に改修・リニューアルの計画が進んでおり、当面は現状の体制を維持する必要があることから、指定管理者制度導入の予定はない。</p> <p>・昔のくらし館</p> <p>昔のくらし館は、民俗資料（生活文化資料）を展示し、隣接する市指定文化財旧田中家住宅とともに小学生等の社会科学習、郷土学習に利用、活用できる施設として平成10年に開設された。都跡公民館の敷地内にあり、公民館の指定管理者である生涯学習財団が公民館と一体管理しており、昔のくらし館のみ別個に指定管理者制度を採用する意義に乏しいため、導入していない。</p>
菅原はにわ窯公園	<p>発掘調査で見つかった埴輪窯跡を保存するための公園であり、平成11年に整備された。平成12年に「史跡菅原埴輪窯跡群」として奈良市指定文化財に登録されている。指定文化財という施設の性質上、専門性を有する市職員による維持管理が適当であるため、市文化財課が直営で管理している。</p>
平城京左京三条二坊 宮跡庭園	<p>昭和50年の発掘調査によって発見された奈良時代の庭園である。昭和53年に国の特別史跡に、平成4年に国の特別名勝に指定されている。特別史跡及び特別名勝という施設の性質上、専門性を有する市職員による維持管理が適当であるため、市文化財課が直営で管理している。</p>
図書館（中央図書館、 西部図書館、北部図書館）	<p>図書館は図書館法に基づき市町村に設置が認められている施設である。市では、奈良市図書館設置条例を制定し、中央図書館、西部図書館、北部図書館の3館を設置している。度々指定管理者制度の導入の可否について検討されてきたが、サービス面では直営のほうが優れていると考えていること、現状でも現業職員が正規職員12名、非常勤嘱託・臨時職員及び再任用職員が合計で44名（平成25年3月末現在）であり、仮に指定管理者制度を導入しても十分なコスト削減が図れない可能性が高いこと、指定管理者制度を導入している他自治体で直営に戻した例があること、等から直営を継続している。</p>

施設	説明
防災センター	<p>防災センターは、防災に関する知識及び技術の普及並びに防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時の応急活動の拠点とするため平成7年に設置された。設置以降、財団法人奈良市防災センターによる管理運営が行われていたが、平成21年度の事業仕分けで市民の安全を守るという観点からは直営で運営すべきとされた。それを受けて、平成24年度以降は直営になり、財団法人奈良市防災センターは平成24年3月末をもって廃止された。</p>

VI. 市の指定管理者制度と外郭団体

1. はじめに

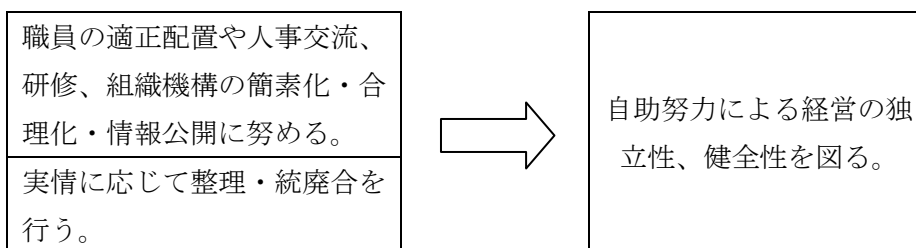
これまで見てきたように、市では公募により指定管理者を指定すべきと考えられる複数の施設について、非公募により市の外郭団体を指定管理者に指定している。その結果、抜本的なコスト削減が図られず、従前と同様の半ばマンネリ化した施設運営が行われ、施設の利用者も横ばいまたは減少傾向にある。

市民サービスの向上及び管理運営コストの削減という指定管理者制度の趣旨を達成し、市の指定管理者制度を真に実効性のあるものにするためには、指定管理者制度と外郭団体との関係を検討する必要がある。そのため、当該章では特に検討を要すると判断した総合財団及び市街地開発㈱について取り上げることとした。

2. 一般財団法人奈良市総合財団

(1) 設立の経緯

市は、平成 16 年 7 月に策定され、平成 18 年 2 月に改訂された「奈良市行財政改革大綱」において、外郭団体に対して以下のような取組みを行うことを公表している。



また、平成 18 年 11 月に奈良市都市経営戦略会議から提出された「行財政改革推進に関する建議」においても外郭団体の統廃合及び団体の職員・役員の人数精査を着実に実行することが求められている。

これらを踏まえ、市は平成 25 年度までの「奈良市行財政改革実施計画」を策定するとともに、平成 23 年 1 月に「奈良市外郭団体の統廃合に関する指針」（以下、「統廃合指針」という。）を策定した。市は、統廃合指針で、以下のような統合の検討基準を設けている。

分類	検討基準
設置目的が類似又は事業領域が関連している団体	人材・情報等を有効に活用するため、統合により業務の効率化や管理部門の合理化を図る。
事業規模が小さい団体	事業費に比して管理コストが大きくなる等、独立した団体として維持することが困難な団体は、原則として類似団体との統合を行う。

当該基準に基づき、以下のような統廃合案が示され、統合する 7 団体が平成 24 年 4 月より総合財団として事業を開始している。

分類	団体名
統合する団体	財団法人奈良市文化振興センター 財団法人ならまち振興財団 財団法人杉岡華邨書道美術財団 財団法人奈良市都祁地域振興財団 財団法人奈良市スポーツ振興事業団 財団法人奈良市勤労者福祉サービスセンター 財団法人奈良市武道振興会（注）
廃止する団体	株式会社都祁総合開発 財団法人奈良市商業振興センター 財団法人奈良市防災センター
経営改善のうえ存続する団体	株式会社奈良市清美公社 奈良市市街地開発株式会社 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（注）
法人格変更のうえ存続する団体	財団法人奈良市生涯学習財団 社団法人奈良市シルバー人材センター（注） 社団法人奈良市観光協会（注）
その他の団体	財団法人奈良市駐車場公社 財団法人奈良市学校給食会（注）

（注）市の出資はないが、経営等に市が関与している団体

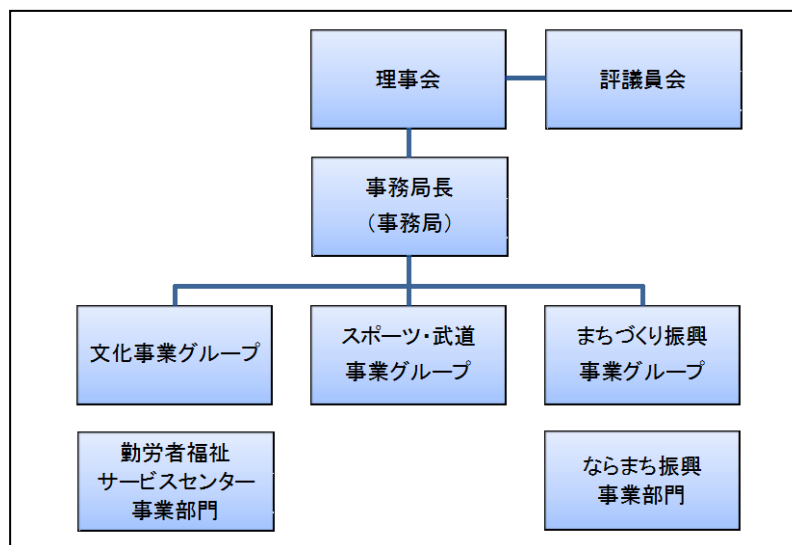
（２）統合のメリット

市は、統合のメリットとして、以下の 4 点を掲げている。

項目	説明
競争力の強化	管理部門の統合による事業運営の効率化・コスト削減及び人材活用による事業内容の充実が期待でき、民間事業者との競争力を高めることが可能。
統合による組織及び職員の活性化	多様な職場、職種等での勤務が可能となって、組織が活性化し、職員の勤労意欲や能力の向上が図られ、新規事業の展開や既存事業の見直しに繋がる。
経営の安定	財務基盤の強化と事業の多角化により事業リスクの分散を図ることで、指定管理者制度や市の委託事業の見直しに際しても柔軟な対応が可能となる。
基本財産の市による積極的な活用	新財団の基本財産を適正な規模とし、残りは市が返還を受ける。

(3) 総合財団の組織体制及び人員

統合後の総合財団の組織体制は以下のとおりである。



分類	職員数 (人)	説明
文化事業グループ	33	統合前の以下の団体で構成されるグループ。なら 100 年会館 他 4 施設の指定管理業務を実施。 ・財団法人奈良市文化振興センター ・財団法人杉岡華邨書道美術財団 ・財団法人奈良市勤労者福祉サービスセンター
スポーツ・武道事業グループ	65	統合前の以下の団体で構成されるグループ。鴻ノ池球場等 30 施設、武道 4 施設の指定管理業務を実施。 ・財団法人奈良市スポーツ振興事業団 ・財団法人奈良市武道振興会
まちづくり振興事業グループ	37	統合前の以下の団体で構成されるグループ。ならまちセンタ ー他 9 施設の指定管理業務を実施。 ・財団法人ならまち振興財団 ・財団法人杉岡華邨書道美術財団
勤労者福祉サービスセンター事業部門	7	旧勤労者福祉センターで実施していた勤労者福祉事業を 実施する部門。勤労者福祉センターと一体運営されている。市 から事業補助として 37 百万円支給されている。
ならまち振興事業部門	5	旧ならまち振興財団で実施していた市の委託事業を 実施する部門。市から事業補助として 28 百万円支給されている。
事務局	7	事業開始時に市本庁舎内に設置された事務部門。
合計	154	

(注 1) 職員数は平成 25 年 10 月 1 日現在のものである。

(注 2) 職員数には再雇用職員、嘱託職員、臨時職員、パートタイム職員を含む。

(4) 収支及び財産の状況

平成 24 年度の総合財団の収支及び財産の状況は以下のとおりである。

【収支計算書（抜粋）】

		金額(千円)
経常収益		
基本財産運用益		38
特定資産運用益		2
受取入会金		214
受取会費		38,275
事業収益		183,876
受取補助金等		1,340,984
受取負担金		31,348
受取寄付金		61,786
雑収益		9,231
経常収益計		1,665,758
経常費用		
事業費		1,568,189
管理費		40,501
経常費用計		1,608,690
経常収支		57,067

【貸借対照表（要約）】

		金額(千円)			金額(千円)
流動資産			流動負債		
現金預金	134,192	預かり金	71,694		
その他	12,482	その他	51,376		
流動資産計	146,675	流動負債計	123,071		
固定資産			負債計		
基本財産	50,000	正味財産			
特定資産	78,903	指定正味財産	95,503		
その他	440	一般正味財産	57,444		
固定資産計	129,343	正味財産計	152,947		
資産計	276,019	負債及び正味財産計	276,019		

経常収益のうち、最も大きいのは市からの受取補助金等に含まれている指定管理料 1,212 百万円である。次に大きいのは市からの補助金 106 百万円である。その他の収益は、主に指定管理施設で実施している自主事業に係る入場料収益や受講料収益である。経常費用のうち、最も大きいのは人件費（役員報酬、給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費の合計額）であり、732 百万円、次に大きいのは委託費 343 百万円である。

財産は現預金が 134 百万円あるが、短期に返済すべき債務が 120 百万円ある。また、固定資産も基本財産及び特定資産の他はほとんど有していない。

以上より言えることは、総合財団は収入のうち約 8 割を市からの指定管理料及び補助金に頼っている資産を保有していない団体であり、指定管理業務なくして財団の運営は成り立たないということである。

(5) 総合財団の問題点

平成 24 年度から総合財団として事業を開始し、1 年以上が経過しているが、以下のような問題点が見受けられる。

① 事業等

統合前と同様、従前の指定管理業務と市の補助対象事業しか実施しておらず、市以外を対象にした新しい事業は獲得できていない。市が統合前に目指した経営の多角化が図られておらず、指定管理業務が公募され総合財団が指定されなかった場合や、補助金が打ち切られた場合には、総合財団の経営状態が悪化することになる。

確かにまだ総合財団として事業を開始してから 2 年弱しか経過しておらず、従前まで主に施設の管理運営しか行ってこなかった総合財団職員が外部から業務を獲得することは難しいかもしれない。しかし、市から今後の総合財団の方向性が示されている以上、各職員が危機感を持ち、積極的に営業活動等を行い、指定管理業務を失っても補完できるような業務を獲得する必要がある。

また、事業を獲得するためには、それに先立ち、営業・企画部門の設置や営業関連経費が必要になるが、市は、総合財団設立時に基本財産として 50 百万円拠出したのみで、総合財団には内部留保もほとんどないため、これらの費用を捻出できない状況にある。

② 組織・人員

経理、給与等のシステムは統合され、一部人員が総合財団の事務局に異動になったものの、各施設で仕訳伝票を起票する等、統合後も旧財団の施設運営形態がそのまま踏襲されている。

また、統合前の旧財団の人員数と総合財団の人員数を比較すると、廃止した 3 団体の人員を受け入れたこともあり、以下のように正規職員の数は統合後のほうが多い。抜本的な組織再編や配置換えは行われておらず、市が統合のメリットとして期待した管理部門の統合による事業運営の効率化等は達成されていない。組織の活性化や職員の能力向上が図れる状態にない。

【統合前の旧財団の人員数】 (平成23年4月1日現在)

財団名	常勤	正規	嘱託	合計		
	役員	職員	職員	人	人	人
(財)奈良市文化振興センター	1	18	4	23		
(財)杉岡華郷書道美術館	1	3	0	4	35	⇒
(財)奈良市勤労者福祉サービスセンター	1	7	0	8		
(財)奈良市スポーツ振興事業団	1	26	4	31	38	⇒
(財)奈良市武道振興協会	1	5	1	7		
(財)ならまち振興財団	1	22	5	28	38	⇒
(財)奈良市都祁地域振興財団	1	3	6	10		
合計	7	84	20	111	111	

【総合財団の人員数】 (平成25年10月1日現在)

グループ名	正規	再雇用・	合計
	職員	嘱託職員	
文化事業グループ	30	4	34
スポーツ・武道グループ	34	1	35
まちづくり振興事業グループ(注)	25	6	31
事務局	6	1	7
合計	95	12	107

(注)奈良市社会福祉協議会からの出向者1名を含む。

③ 給与

総合財団の給与は、以下のとおり奈良県平均と比べて3割以上高い。

分類	年間給与 (千円)
総合財団職員 (注1)	5,791
奈良県 (注2)	4,241
奈良県不動産業、物品賃貸業 (注3)	4,683

(注1) 平成24年度の正規職員の給与支給合計額÷平均職員数

(注2) 平成24年賃金構造基本統計調査：奈良県一般労働者の調査産業合計年額 (100人～999人)

(注3) 平成24年賃金構造基本統計調査：奈良県一般労働者の不動産業・物品賃貸業年額 (100人～999人)

統合前の各外郭団体では、市に準じて給与規程が定められており、統合後も当該規程がそのまま使用されている。その結果、統合後も指定管理料は削減されておらず、統合の目的とするコスト削減が達成されていない。

④ 給与体系

総合財団職員の給与は号と級の組み合わせにより決定される。号は毎年一つずつ上がるため、年次昇給の意味しか持たず、級は1級から3級までの3段階しかなく、管理職にならないと2級以上にはならない。

号	級	1級	2級	3級
		給与月額(円)	給与月額(円)	給与月額(円)
1		〇〇円	〇〇円	〇〇円
2		〇〇円	〇〇円	〇〇円
3		〇〇円	〇〇円	〇〇円
・				
・				
・				
41		〇〇円		

当該給与体系に、職務の持つ相対的価値に基づいた職務給や能率・業績・成果に応じた成果給という概念はない。また、各手当も市職員に準じて定められており、賞与の支給月数は市職員と同月数である。

⑤ 経営計画・事業戦略

今後、中長期的に総合財団をどのように運営していくのか、そのためにグループ、事業部門、事務局で何を必要とするのかといった具体化された経営計画・事業戦略が存在しない。

平成 25 年 10 月にヒアリングした際には、現在総合財団の各グループのリーダーを集めて将来ビジョンを検討させているとのことであった。

⑥ 理事長

副市長を理事長にした理由は 2 つあり、1 つは兼務で無報酬であること、もう 1 つは市の 100% 出資団体として総合財団を管理、指導、統制する義務があることである。

しかし、経営者を副市長とすることは、民間事業者との競争力を高め、市の指定管理業務や委託事業以外に外部から業務を獲得し、収益基盤を確立させて市から自立するという今後の総合財団が目指す方向性に合致していない。

⑦ 職員の意識

外部から雇用された事務局長にヒアリングすると、組織や各人の業務が変化したわけではないため、危機感に欠けているとのことである。市が統廃合指針で「プロパー職員の雇用の確保に取り組む。」と明記したために、総合財団職員が従前と同様の業務を実施していれば雇用は確保されると認識し、危機感ではなく安心感を持ってしまった感は否めない。

(6) 監査の結果及び意見

・総合財団による公の施設の管理運営について【意見】

総合財団が考える自らの強み・弱みは以下のとおりである。

強み	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの市との強い連携性や関係性から市の方針を具現化できる対応力を有している。 ・NPO 等の関係団体や地域とのつながりが強い。 ・長く施設管理等の委託先として職務を果たしてきた実績がある。
弱み	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台運用や設備技術等を委託に頼ってきたため、個々人を評価した場合、人材力としての専門性に欠けている。 ・職員が高齢化しており、企画力や迅速性の面で脆弱化している。それに伴い労務費も高水準になっているため、コスト競争力も比較劣位にある。 ・内部留保は些少であり、経営の安定化は全く構築できていない

市はこれまで施設の設置に伴って外郭団体を作り、管理運営を任せてきた。そのため、総合財団の職員は施設の設置が多かった約 20 年～30 年前に採用された職員が最も多く、財団職員の平均年齢は 44 才である。また、年功序列の給与体系であるため、必然的に職員の平均給与も高くなり、民間企業等と比較して高コスト体質である。

総合財団が民間と競争して指定管理者に指定されるためには、まずコスト競争力を高める必要がある。そのためには、人事考課制度の確立、職務や成果に見合った給与体系への改定、早期退職制度の導入等による人件費の引き下げが不可避である。

次に、外部からの事業獲得のための企画・営業活動や、早期退職制度の導入に伴う割増退職金の支払い等自立のためには、それに先立つ資金が必要となる。総合財団が外部から資金調達することは困難であるため、市からの拠出や貸付に頼らざるを得ないが、痛みを伴う改革のためには資金の手当てが不可欠である。

市は、統廃合指針で、「プロパー職員の雇用問題については、本来外郭団体自らの責任において取り組むべきものであるが、市は行政を補完する役割を外郭団体に委ねてきた経緯や、設置者、指導監督者としての責務から、外郭団体と協調してプロパー職員の雇用の確保に取り組む。」としている。

しかし、非公募による指定管理者の指定を雇用確保の一手段として用いることが、市民に対して合理的に説明し得る範囲であるかは疑問がある。専門性が低い人材がいる総合財団を非公募で指定管理者にし、高い人件費を賄うために指定管理料として市税を投入することが適切であるか今一度検討されたい。

・勤務時間について【意見】

他の施設の指定管理を行っている事業グループは施設の開館時間に合わせて 2 交代制の勤務体系を採用しているが、鴻ノ池球場等 30 施設の指定管理業務を行っている事業グループのみ就業時間が一律午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までである。そのため、午後 9 時まで貸出をしている体育館等の夜間利用があった場合には、必然的に残業代やアルバイト代が発生することになり、非効率である。他の施設と同様に 2 交代制を行えるよう就業規則を改定されたい。

・理事長について【意見】

確かに副市長を理事長とすることは、総合財団の管理、指導、統制という側面から見た場合には効果的であるかもしれない。しかし、今後市以外から業務を獲得し、事業の多角化を目指す総合財団の方向性から考えると、外部から経営者を招き入れるほうが、職員の意識改革を促すとともに、しがらみなく経営改革を実行できる可能性が高い。

また、副市長が理事長である総合財団が公募による指定管理者の指定に応募した場合、指定管理者の選定委員に市職員が2名任命されている現状を勘案すると、公平性・透明性に問題がある。

副市長が理事長であることのメリット・デメリットを十分比較考量し、適任と考えられる理事長を選任されたい。

3. 奈良市市街地開発株式会社

(1) 概要

市街地開発(株)は、JR 奈良駅前再開発事業に伴い設置された株式会社である。平成10年度より奈良駅前駐車場、平成13年度より西部会館駐車場の管理運営を行っており、指定管理者制度導入後は継続して両施設の指定管理者に非公募で指定されている。

市街地開発(株)の平成25年3月末時点の概要は以下のとおりである。

設立年月日	昭和63年5月
資本金	3億円
従業員数	3名（うち臨時職員1名 平成25年4月1日現在）
代表取締役社長	奈良市副市長 津山 恭之
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 市街地再開発事業により建設された施設管理運営業務 再開発ビル管理組合業務代行 市営駐車場の管理運営 他

また、平成24年度の損益計算書及び貸借対照表は以下のとおりである。

【損益計算書】

	金額(千円)
売上高	
駐車場部門(注1)	73,660
学園前部門(注2)	46,131
テナント部門(注3)	88,213
その他	378
売上高計	208,382
販売費及び一般管理費	227,391
営業損失	19,009
営業外収益	3,439
税引前当期純損失	15,570
法人税等	296
当期純損失	15,866

【貸借対照表】

		金額(千円)			金額(千円)
流動資産	現金預金	237,971	流動負債	売上預かり金	22,683
	未収入金	11,571		その他	13,137
	その他	7,064		流動負債計	35,821
	流動資産計	256,607	固定負債	30,707	
固定資産			負債計		66,528
	有形固定資産	28,132	純資産		
	無形固定資産	394		資本金	300,000
	その他	50		利益剰余金	-81,343
固定資産計	28,576	純資産計	218,656		
資産計	285,184	負債及び純資産計	285,184		

(注1) 奈良駅前駐車場の指定管理料である。

(注2) 西部会館駐車場の指定管理料及びビル管理代行料である。

(注3) JR奈良駅前再開発ビルのテナントからの受取賃料である。

市街地開発(株)の売上のうち、約半分が奈良駅前駐車場及び西部会館駐車場に係る指定管理料である。また、平成24年度末の純資産は218百万円であり、市が設立当初に拠出した資本金300百万円を下回る状態が続いている。

(2) 問題の所在

駐車場は一定の収入が見込める施設であり、特に奈良駅前駐車場は駐車場としての立地条件が良く、駐車可能台数も多いため収益性の高い施設である。そのため、公募で指定管理者を募集したほうが市及び指定管理者双方にとって実益があると考えられるが、非公募で市が100%出資する市街地開発㈱を指定管理者に指定している。

当該問題は、JR 奈良駅前再開発の問題と表裏一体である。JR 奈良駅前再開発に係る主な市及び市街地開発㈱の対応は以下のとおりである。

年月	対応
平成3年7月	権利者（市街地再開発準備組合、後に市街地再開発組合に変更）及びゼネコン、ディベロッパーとの間で基本協定書を締結し、準備組合のゼネコンに対する債務等に関する連帯保証及び権利床の賃貸について権利者に斡旋することが市の役割であることについて合意。
平成7年3月	市街地再開発組合に対して市長名で、権利床を賃貸する権利者に対してのテナント斡旋及び不動産運用については、市の役割であることを改めて確認した旨の覚書を提出。
平成10年3月	再開発ビルの権利者を賃貸人、市街地開発㈱を賃借人として、平成10年4月から20年間を賃貸借期間とする賃貸借契約を締結。
平成14年4月	市街地開発㈱を賃貸人、市を賃借人として、男女共同参画センターの設置を目的とする賃貸借契約を締結。
平成23年4月	事業仕分けの結果を受けて、男女共同参画センターが移転。

当該再開発にあたって、市は、地権者の合意を得るために、地権者が権利を取得する再開発ビルの1, 2階の商業スペースのテナントの斡旋を市が率先して行うとの基本協定を交わしていた。しかし、市が直接テナントの斡旋を行うと、民業圧迫と批判される可能性が高いこと、また直接長期間にわたる賃貸借契約を締結することが困難であったことから、市100%出資の市街地開発㈱と権利者との間で平成10年から20年間の賃貸借契約を締結させ、斡旋業を行わせることとした。

市街地開発㈱は地権者と約束した斡旋を行うために、仲介という形をとるのではなく、地権者から商業スペースを一括借上げし、しかも20年という長期の保証を加え、契約を締結したことになる。

このような形をとって、市街地開発㈱はテナントを募集し、ビルのオープン当初は全区画が埋まった状態であった。その後、何度かテナントの入替えがあり、空き区画が生じたところで、市に男女共同参画センターの設置計画が持ち上がった。市街地開発㈱は市の要望により、入居中のテナントを数店舗退去させ、市は再開発ビルの2階部分を全て使用して平成14年度に男女共同参画センターを設置した。

市は、市街地開発㈱が権利者に支払う賃料と同額を市街地開発㈱に支払って

たが、平成 21 年の事業仕分けで賃料を払って当該場所に男女共同参画センターを設置することを問題視されたため、男女共同参画センターは市の所有施設に移転した。

その結果、2 階部分が全て空き区画になったが、市が原状回復費用を一部負担しなかったこと、景気低迷期のテナント誘致が困難であったことから、市街地開発㈱の業績が悪化した。市街地開発㈱は人員整理等を行い、社長を副市長にする等種々のコスト削減策を実行してきたが、それでも黒字にはならない状況が続いている。

一方で、市街地開発㈱が指定管理者に指定されている奈良駅前駐車場及び西部会館駐車場には、利用料金制を採用していない他の指定管理者との仕様書には原則として記載されている指定管理料の精算条項がない。指定管理者制度を導入する以前の委託管理の時から継続して当該条項はないが、結果として市が市街地開発㈱へ支払う指定管理料が市街地開発㈱の赤字の一部補てんに用いられていることになる。

(3) 監査の結果及び意見

・駐車場の管理運営について【意見】

20 年の賃貸借契約について、市は、再開発事業は長期的な視野で行うものであり、安定的な運用を行うために締結させたとしているが、テナントが埋まらない場合、市街地開発㈱の業績が悪化し、市の拠出した 300 百万円が毀損する可能性があることは容易に想像できたはずである。長期安定的な運用を重視するあまり、潜在するリスクを十分に考慮しないまま市街地開発㈱に賃貸借契約を締結させた市の責任は重い。

斡旋を約した基本協定を基に、今後も市税を投じ、権利者の利益を保護し続けることは合理性がない。市民に説明が出来るよう、改善策を検討する必要がある。

駐車場の管理運営業務も公募かつ利用料金制で募集することが望ましいため、早期に対応されたい。

以 上